

長泉町地域福祉計画

長泉町社会福祉協議会地域福祉活動計画



平成 19 年 3 月

長 泉 町

社会福祉法人 長泉町社会福祉協議会

“障がい”との表記について

- 法律や福祉制度では、漢字を用いて“障害”としていますが、障がいのある人やその家族の中には、“害”という表現に抵抗のある人がいます。
- これらを踏まえ、本計画では法律や制度等で用いているものを除き、“障がい”や“障がいのある人”のように、“害”をひらがなで表現しています。

文中の マークについて

- 福祉の専門用語等に マークを付け、127 ページの用語解説に意味を記載しています。

はじめに

長泉町では、これまで第3次長泉町総合計画にある福祉・保健・医療分野の基本目標である「ささえあい、笑顔があふれるまちづくり」を目指し、平成14年3月に策定した長泉町地域福祉計画に基づいた取り組みをしてきました。

しかし、改正介護保険法及び障害者自立支援法の施行などの法制度改革や地域住民の価値観やライフスタイルの多様化などの社会全体の大きな変革を踏まえると、総合計画に掲げた「連帯感と活力あふれる いきいき生活タウン」という将来都市像の実現には、地域福祉計画の見直しが必要不可欠なものとなってきました。

そこで、今回の計画の見直しにあたり、住民を対象としたアンケート調査、タウンミーティングの開催、関係団体インタビュー調査等を実施した中で、行政として「何をすべきか」また「行政の役割は何か」これらの問に対する答えを整理するとともに、今後の福祉施策推進の中心となる社会福祉法人長泉町社会福祉協議会の策定する長泉町地域福祉活動計画と一体的なものとして策定をしてきました。

本町は、人口4万人を超える県下最大の町となり、今後も更なる発展が見込まれることもあり、多くの住民が安心した生活の営み、しあわせを実感できる社会の実現を期待しているところであり、本計画の基本理念となります「幸せを 明日へつなぐ 地域力」を基に、部門や組織の枠を超え、施策の検討・調整を行うとともに、住民の皆様や関係団体等と協働で地域福祉を推進することで福祉サービスの質の向上を目指します。

結びに、計画の策定に当たり、御尽力頂きました長泉町地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査、タウンミーティング、関係団体インタビュー調査等に御協力を頂きました住民の皆様並びに関係団体の方々に、深く感謝申し上げます。

平成19年3月

長泉町長 遠藤 日出夫



幸せを 明日へつなく 地域力

長泉町社会福祉協議会(以下「社協」という。)は、昭和56年12月に社会福祉法人として県知事から認可を受け、これまで地域住民や福祉関係者のご協力のもとで地域福祉の実践をしてまいりました。

長泉町社協の計画推進については、第1次長泉町地域福祉活動計画を平成8年3月に初めて策定し、その後、平成13年3月に第2次地域福祉活動計画を策定しました。この第2次活動計画では、小地域福祉活動として、各区が実施主体となってひとり暮らし高齢者等、援護が必要な人たちが同じ地域の中で交流する場を設けていただきました。おかげさまで、今では地域の中に定着し、活動もほとんどの区で取り組まれるようになりました。



さて、現在、長泉町の人口は増加傾向にありますが、10年前と比べて核家族化や世帯規模の縮小が進んでいます。住民を対象としたアンケート調査結果によると、「困ったときに助け合う親しい人がいる」は全体の3割程度と、隣近所との付き合いが次第に希薄になってきていることが伺えます。

その一方で、地域には様々な生活上の困難を抱えた人が生活しています。すべての人々が自分らしく、住み慣れた地域で暮らすことができるよう支援していくためには、公的な福祉サービス等の充実とともに、地域における総合的な支援体制の構築が必要となります。これからの社会は、町民一人ひとりが福祉への理解を深め、自分のできる範囲で福祉活動の実践に取り組むことが必要であり、その支援を担うことが社協の重要な使命であると認識しております。

今回策定した第3次活動計画では、社協が今後5年間で推進していく事業として「地域福祉推進委員会(仮称)の設置」、「地区社協の設立」、「社協協力員(仮称)制度による日常見守り支援」などを新たに盛り込み、長泉町の地域福祉活動を充実させていくために努めてまいります。今後も、社協活動に対するご理解とご協力をお願いする次第です。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました策定委員会の皆様をはじめ、ご協力いただきましたすべての皆様に心から感謝申し上げます。

平成19年3月

社会福祉法人 長泉町社会福祉協議会 会長 土屋 仁

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と目的	3
2 計画の性格	5
(1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係	5
(2) 計画の期間	5
3 計画策定の方法	7
(1) 長泉町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会	7
(2) 地域福祉に係る住民ニーズ等の把握	7
(3) 庁内の体制	9
第2章 地域福祉を取り巻く状況	11
1 長泉町の状況	13
(1) 人口・世帯数の状況	13
(2) 高齢者の状況	14
(3) 障がいのある人の状況	17
(4) 児童及びひとり親世帯の状況	18
2 行政における分野別計画の実施状況	20
(1) 高齢者保健福祉分野	20
(2) 障害福祉分野	22
(3) 次世代育成分野	24
(4) 健康づくり分野	26
(5) 生涯学習分野	28
3 長泉町社会福祉協議会の状況	30
(1) 長泉町社会福祉協議会の概要	30
(2) 平成18年度の活動内容	33
4 関係団体の状況	35
(1) 長泉町民生委員・児童委員協議会	35
(2) 長泉町老人クラブ連合会	36

(3) 長泉町身体障害者福祉会	38
(4) 長泉町ボランティア連絡会	38

第3章 計画の基本的考え方 41

1 地域福祉をめぐる課題	43
(1) 今後求められる地域福祉のあり方	43
(2) 長泉町における地域の姿と地域福祉推進上の課題	44
2 基本理念	47
3 施策の体系	48
4 重点的取り組み方向	49
重点方向1 地域福祉を支える多様な担い手の育成	49
重点方向2 利用者本意の視点に立った相談・情報提供機能の強化	50
重点方向3 地区社会福祉協議会の育成	51

第4章 施策の方向 53

〔地域福祉のコンセプト1〕「安心」

1 総合的な相談体制の確立と情報提供の充実	56
(1) 総合的な相談体制の確立と連携強化	56
(2) 情報を届ける仕組みの充実	60
2 多様な福祉ニーズへの支援	64
3 安全・安心なまちづくりの推進	67
(1) 災害時や緊急時の要援護者支援体制の整備、防犯活動の推進	67
(2) 誰にもやさしいユニバーサルデザインのまちづくり	72

〔地域福祉のコンセプト2〕「個人」

1 福祉サービスの基盤整備	76
(1) 各福祉関連計画の目標達成に向けた取り組み	76
(2) サービス提供事業者や NPO 等との情報交換、働きかけ	79
2 良質なサービス提供の仕組みづくり	81
3 福祉サービス利用者の権利擁護	84

(地域福祉のコンセプト3) 「地域力」	86
1 心のユニバーサルデザインの推進	87
2 地域活動・ボランティア活動等の活発化	91
(1)活動への参加促進と人材の育成	91
(2)活動の活発化に向けた支援体制づくり	95
3 社会福祉協議会の機能強化	99

第5章 計画の推進 113

1 推進体制の整備	115
(1)行政機関	115
(2)社会福祉協議会	115
(3)地域福祉を推進するための組織の設置	115
2 計画の進行管理	117
(1)評価・検証	117
(2)評価・検証結果の周知	117

資料 119

1 計画策定体制	121
(1)長泉町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会	121
(2)長泉町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定ワーキンググループ	124
2 策定経過	125
3 用語解説	127

第 1 章

計画の概要

1 計画策定の背景と目的

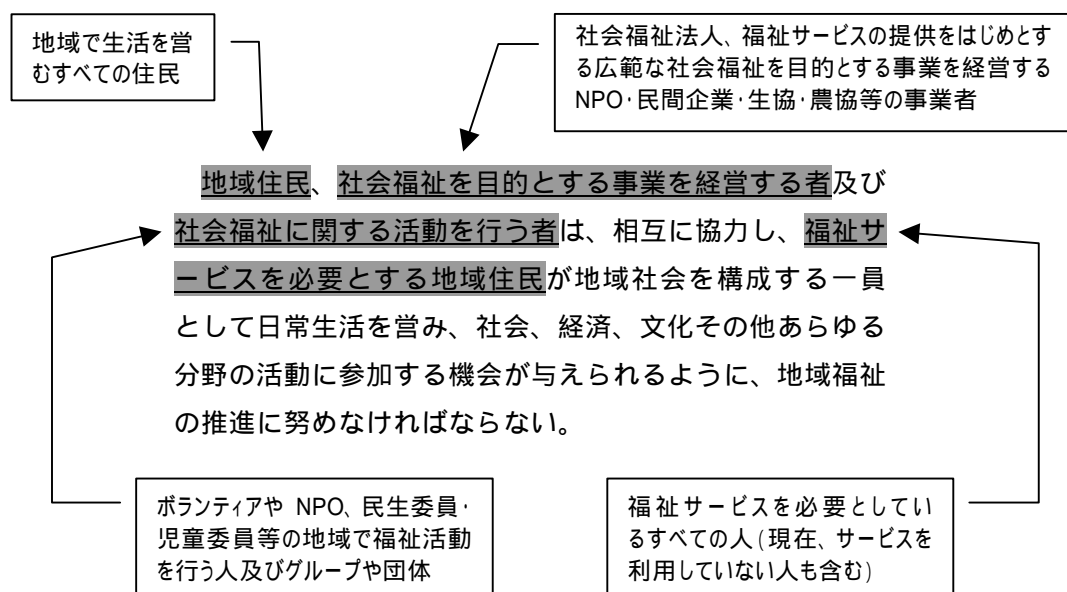
かつての福祉といえば、行政による措置や一方的なサービス提供が主であり、対象者は支援を必要とする人でした。

しかし、少子高齢化の急速な進行や核家族化、産業構造の変化やライフスタイルの多様化により、家族内の扶養機能の低下や地域での相互扶助機能の低下がもたらされており、いじめやストレスによる自殺、ドメスティック・バイオレンス、虐待など、新たな問題も多く発生しています。このような状況の中で、福祉のあり方も必然的に大きく変えていかなければならない状況にあります。

今後は、すべての住民が年齢や障がいの有無などに関わらず、生涯にわたってその人らしく安心して暮らし続けられるよう、町（行政）・サービス提供事業者・社会福祉関係機関における連携・協働のもと、福祉サービスの適切な利用の推進と質の向上、サービス基盤の整備が求められるとともに、自治会、ボランティア、NPOなどの様々な組織が有機的に協働し、住民に身近な地域で福祉の様々な問題に向けて取り組んでいくことが必要です。

平成12年に制定された「社会福祉法」では、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げるとともに、地域福祉を推進する主体と目的を定め、地域における福祉施策や住民の福祉活動を総合的に展開することを求めています。

図 社会福祉法における地域福祉を推進する主体と目的に関する条文(第4条:地域福祉の推進)



本町では、平成 13 年度に「長泉町地域福祉計画・長泉町社会福祉協議会地域福祉活動計画」を一体的に策定し、両計画の整合性を図りながら、地域福祉の推進に取り組んできました。

しかし、地域の姿の変化に加え、平成 18 年度から施行された改正介護保険法や障害者自立支援法では、高齢者や障がいのある人の自立支援等の観点から改革が行われ、今後も更なる社会保障制度改革が予定されています。

このような社会環境のさらなる変化を踏まえ、地域福祉の新たな方向づけを行うため、新たに「長泉町地域福祉計画・長泉町社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定することとしました。

2 計画の性格

(1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

町が策定する「長泉町地域福祉計画」は、社会福祉法に準拠する法定計画として、総合的な観点から地域福祉を推進していくために、町として今後取り組むべき課題を明らかにするとともに、その解決に向けて目標を掲げ、関連する施策の連携のあり方を定めるものです。同時に、その目標達成のために期待される事業者・ボランティア団体などの取り組みの方向性を示し、行政との連携のあり方を定めるものです。

一方、長泉町社会福祉協議会が策定する「長泉町社会福祉協議会地域福祉活動計画」は、町全体としての地域福祉を推進するにあたり、その中心的な役割を担っていく社会福祉協議会の事業運営に関して、社会福祉協議会独自の行動計画として定めるものです。

計画推進の効果を上げるため、本町では町と社会福祉協議会が車の両輪のような関係にあることから、「長泉町地域福祉計画」と「長泉町社会福祉協議会地域福祉活動計画」を一体的に策定します。また、町の上位計画である「第三次長泉町総合計画」との整合性をはじめ、保健福祉に関わる各計画との関連を考慮しながら、計画を推進していきます。

社会福祉法(抄) (昭和 26 年法律第 45 号)

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地方自治法第 2 条第 4 項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

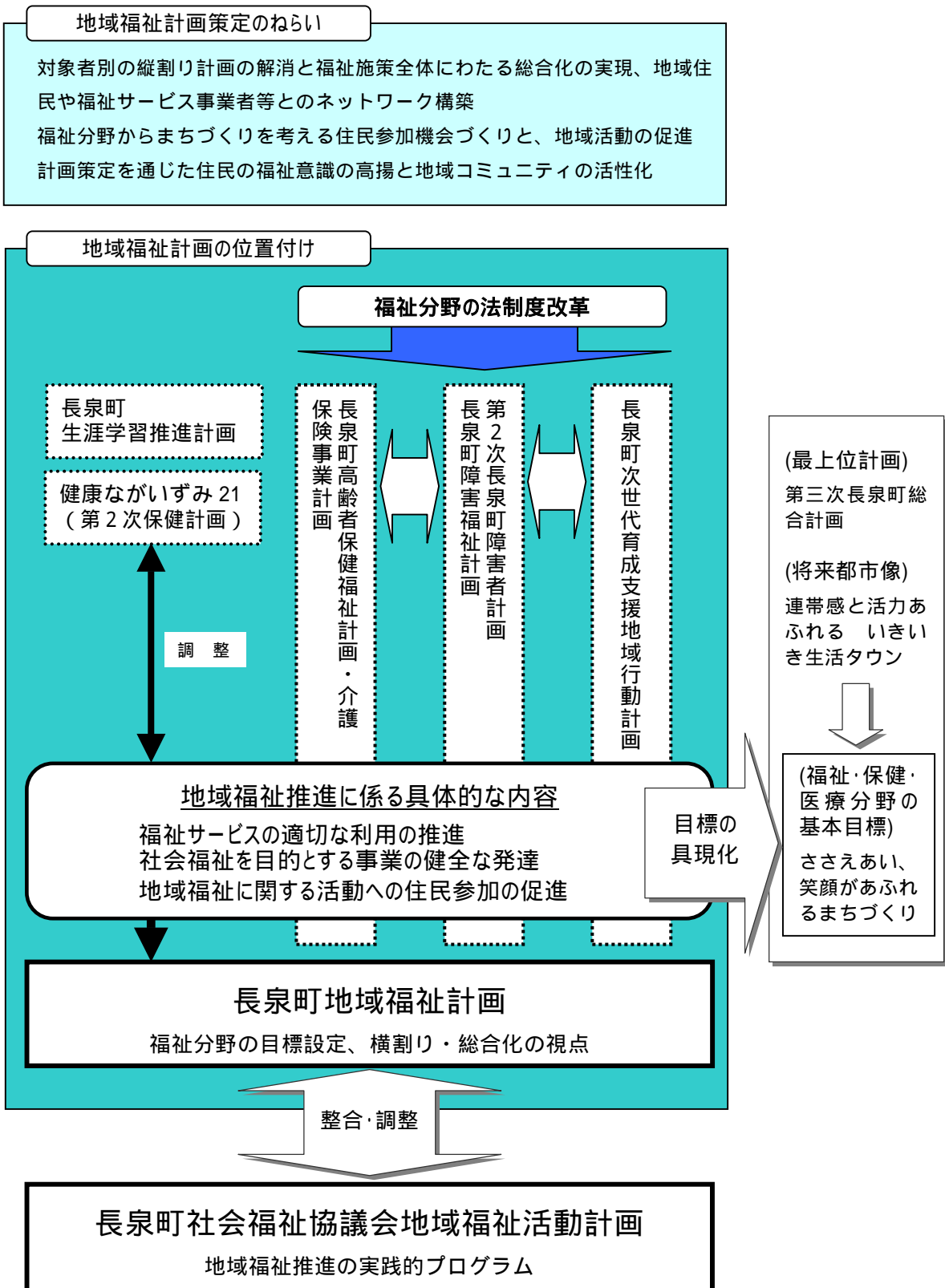
- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 計画の期間

両計画の計画期間は、平成 19 年度(2007 年度)から平成 23 年度(2011 年度)までの 5 か年とします。

但し、取り巻く情勢の急激な変化に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行うものとします。

図 長泉町地域福祉計画と長泉町社会福祉協議会地域福祉活動計画の位置付け



3 計画策定の方法

(1) 長泉町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

計画の策定にあたっては、長泉町地域福祉計画策定委員会設置要綱並びに長泉町地域福祉活動計画策定委員会設置要領に基づき、福祉団体等の代表者、社会福祉施設の代表者、住民組織の代表者、学識経験者で構成される委員会を設置しました。

委員会の委員については、両計画の内容が相互に関連することから兼務とし、合同開催とし計画内容等の協議を計5回行いました。

(2) 地域福祉に係る住民ニーズ等の把握

町民アンケート調査の実施

地域福祉の推進に必要な施策や活動を検討する際の基礎となる住民の福祉ニーズや意向を把握するために、20歳以上の住民を対象としたアンケート調査を実施しました。

表 町民アンケート調査の概要

調査地域	長泉町全域	
調査対象	町内に居住する20歳以上の住民1,000人 (住民基本台帳から無作為抽出)	
調査方法	郵送により調査票を配布・回収	
調査時期	平成18年2月	
回収結果	配布数 (A)	1,000
	有効回収数 (B)	654
	有効回収率 (B/A)	65.4%

関係団体等インタビュー調査の実施

地域福祉の実践において、重要な役割を担う町内の関係団体を対象としたインタビュー調査を実施し、現状・課題の把握、施策の方向性を検討する基礎としました。

表 関係団体等インタビュー調査の概要

対象	調査日時	概要・調査方法
長泉町民生委員・児童委員協議会	平成 18 年 10 月 16 日 12:40 ~ 13:40	10 月定例会にて趣旨を説明の上、調査シートを配布 11 月定例会にて調査シートを回収(計 17 人より提出あり)
長泉町障がい児の将来を考える親の会「エール」	平成 18 年 10 月 20 日 10:00 ~ 12:00	調査シートを配布(計 9 人より提出あり) 10 月定例会に障害福祉行政担当者とともに出席し、意見交換
谷津区老人クラブ「グリーンクラブ」	平成 18 年 10 月 23 日 13:00 ~ 15:30	インタビュー方式により、活動状況や感じている課題等を聞き取り
長泉町赤十字奉仕団	平成 18 年 11 月 6 日 13:00 ~ 15:00	小地域福祉活動の状況を説明した上で、インタビュー方式により、活動状況や感じている課題等を聞き取り
知的障害者通所授産施設「ほほえみ」、精神障害者通所授産施設「みのり工房」及び悠雲寮生活訓練ホーム職員	平成 18 年 11 月 6 日 15:30 ~ 17:00	インタビュー方式による活動状況や感じている課題等を聞き取り
小地域福祉活動実践者	平成 18 年 11 月 22 日 13:00 ~ 15:00	小地域福祉活動実践者研修会として計 27 人参加 介護予防の推進、サロン活動を小地域で普及させるために必要なこと、小学校区を基盤とした地域福祉の推進の 3 テーマについて、グループ討議

地域懇談会(タウンミーティング)の開催

地域における福祉課題の把握とともに、今後の地域福祉の推進方向を検討する際の基礎として、町内の2地区をモデルとして、地域懇談会(タウンミーティング)を各2回開催しました。

表 地域懇談会(タウンミーティング)の概要

	地区	開催日時	概要
第1回	納米里区	平成18年10月27日 19:00～20:30	納米里地区：地域住民約30人参加、 本宿地区：地域住民約20人参加
	本宿区	平成18年11月16日 19:00～20:30	地域福祉に関する概要説明 地域福祉に関するグループでの自由討議
第2回	納米里区	平成18年11月27日 19:00～20:30	納米里地区：地域住民約20人参加、 本宿地区：地域住民約40人参加
	本宿区	平成18年11月28日 19:00～20:30	要援護者の的確な把握、高齢者福祉や 障がい者福祉の充実、地域における福 祉活動やボランティア活動の活発化の 3テーマについて、住民・地域・社協・ 行政の役割をグループで討議

(3) 庁内の体制

町は、住民に最も身近な自治体として、地域福祉に関する施策を総合的に推進するよう、さまざまな施策や事業を体系的に検討・調整することが求められます。

一方、社会福祉協議会は、町の保健福祉施策との整合を図りながら、地域福祉を推進する際の中心的な役割を担う必要があります。

そこで、本計画の策定にあたっては、庁内の関係各課及び社会福祉協議会で構成される「長泉町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定ワーキンググループ」を組織し、施策や事業について検討・調整を行いました。



長泉町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会



本宿区地域懇談会(タウンミーティング)

第 2 章

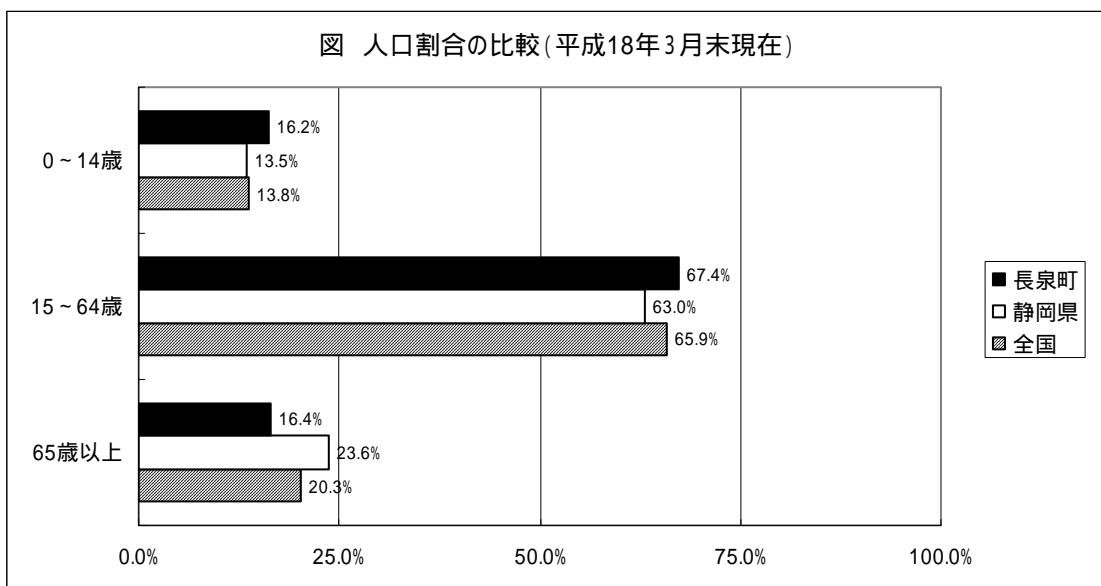
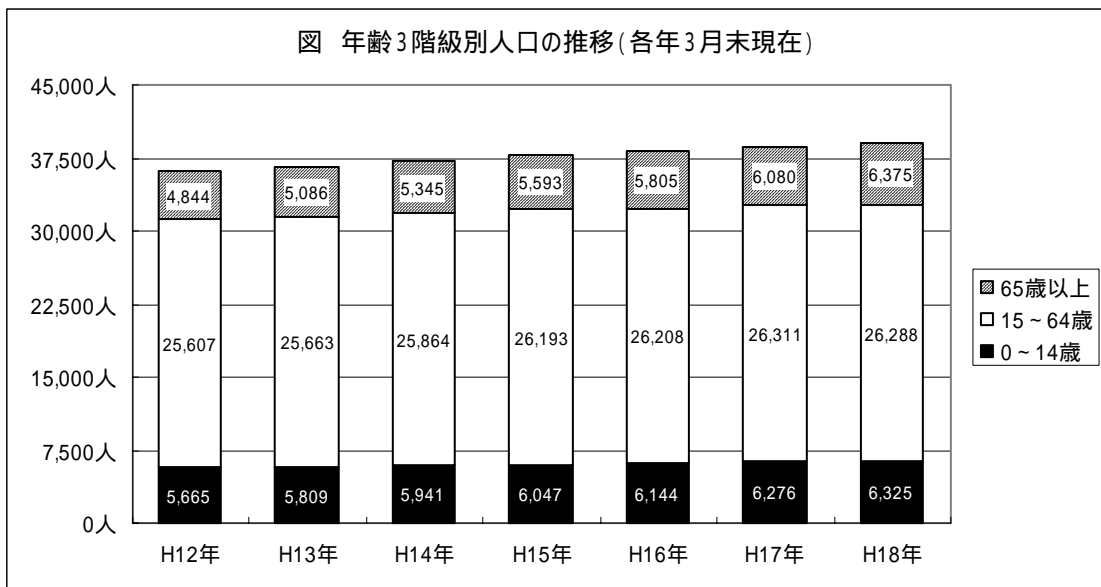
地域福祉を取り巻く状況

1 長泉町の状況

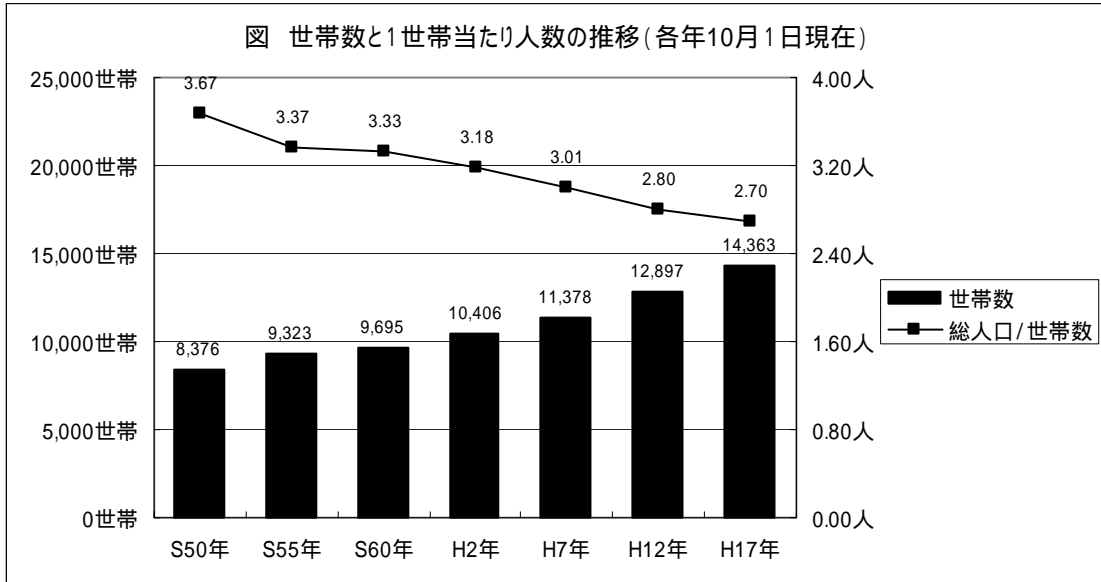
(1)人口・世帯数の状況

本町の総人口は、平成18年3月末の住民基本台帳及び外国人登録人口によると38,988人となっており、総人口は増加傾向にあります。

年齢構成を全国・静岡県と比較すると、本町は0～14歳と15～64歳の構成比率が高く、65歳以上は低くなっていますが、平成12年から平成18年の6年間で65歳以上は1,531人(31.6%)の増加がみられ、高齢化は着実に進行しています。

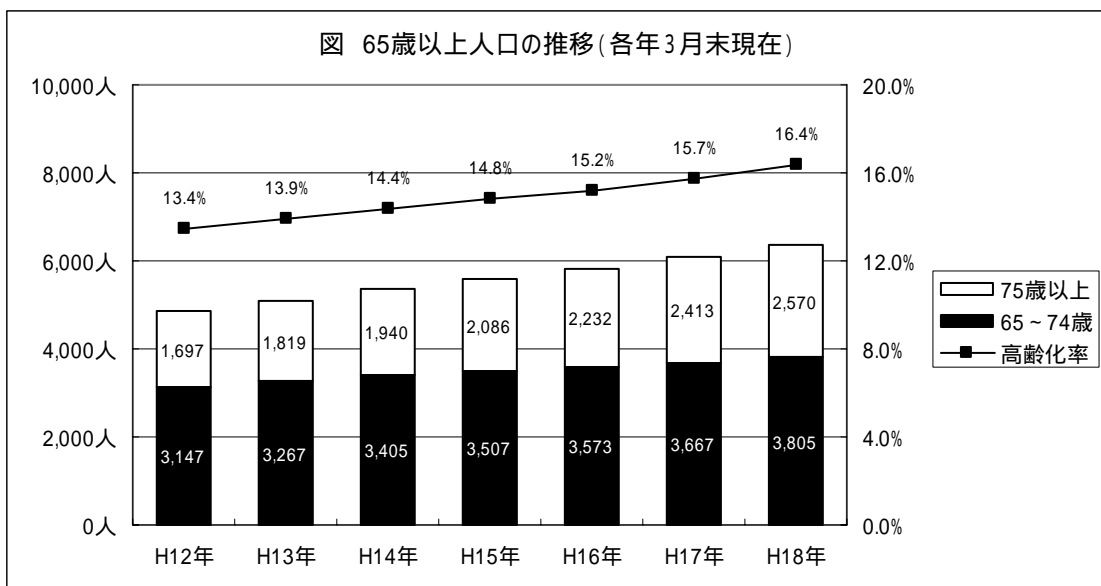


また、国勢調査によると、世帯数の増加率が総人口の増加率を上回り、その結果、一世帯あたりの人数は昭和50年の3.67人から平成17年の2.70人にまで減少しています。

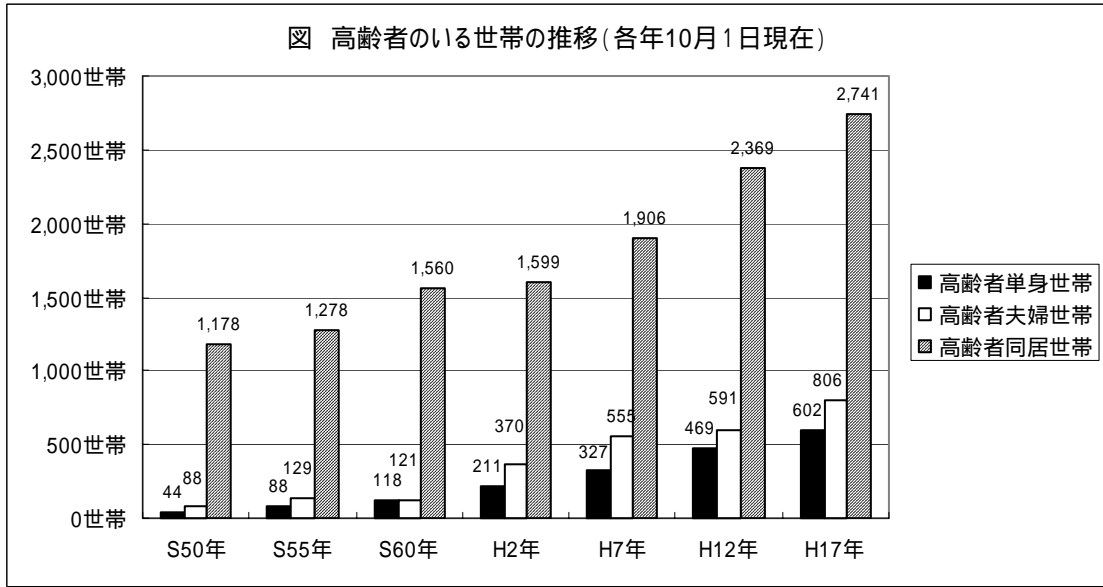


(2) 高齢者の状況

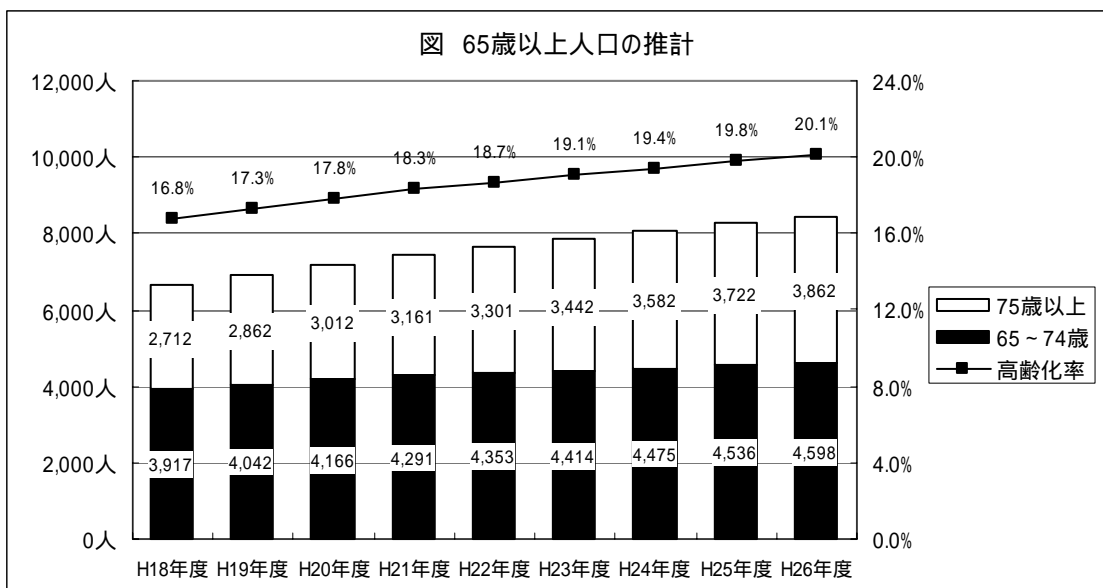
住民基本台帳によると、平成12年と平成18年では、高齢者人口は65～74歳で658人、75歳以上で873人の増加がみられ、高齢化率は平成12年の13.4%から平成18年には16.4%となっています。



平成17年に実施された国勢調査で高齢者世帯の内訳をみると、ひとり暮らし世帯(高齢者単身世帯)は602世帯、高齢者夫婦世帯は806世帯、高齢者同居世帯は2,741世帯と、同居世帯が最も多くなっています。内訳の推移について、昭和50年から平成17年の30年間をみると、単身世帯は13.7倍、夫婦世帯は9.2倍、同居世帯は2.3倍となり、単身世帯の伸び率が著しいことが伺えます。

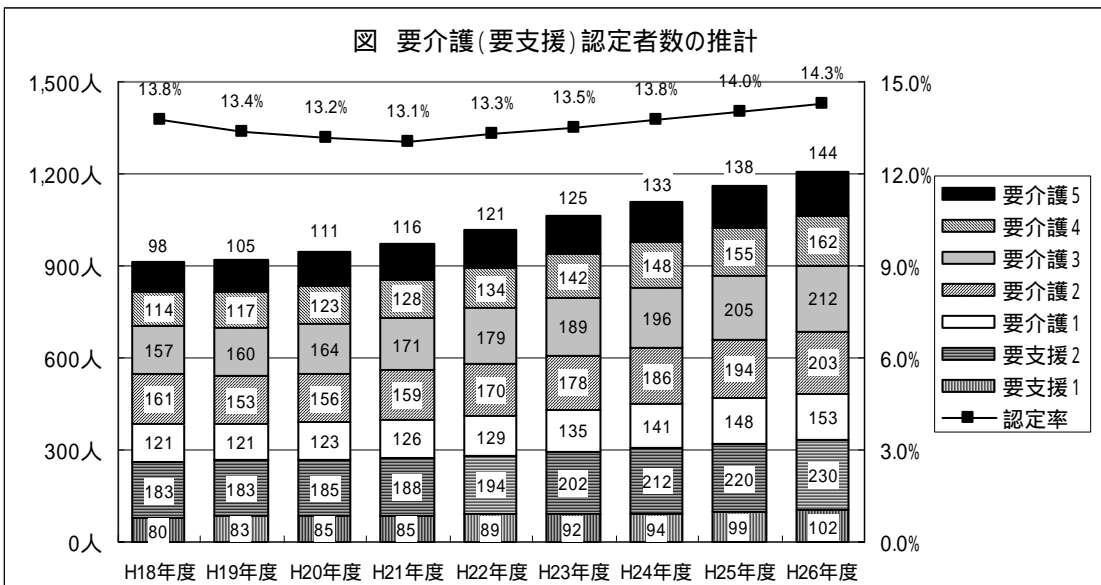
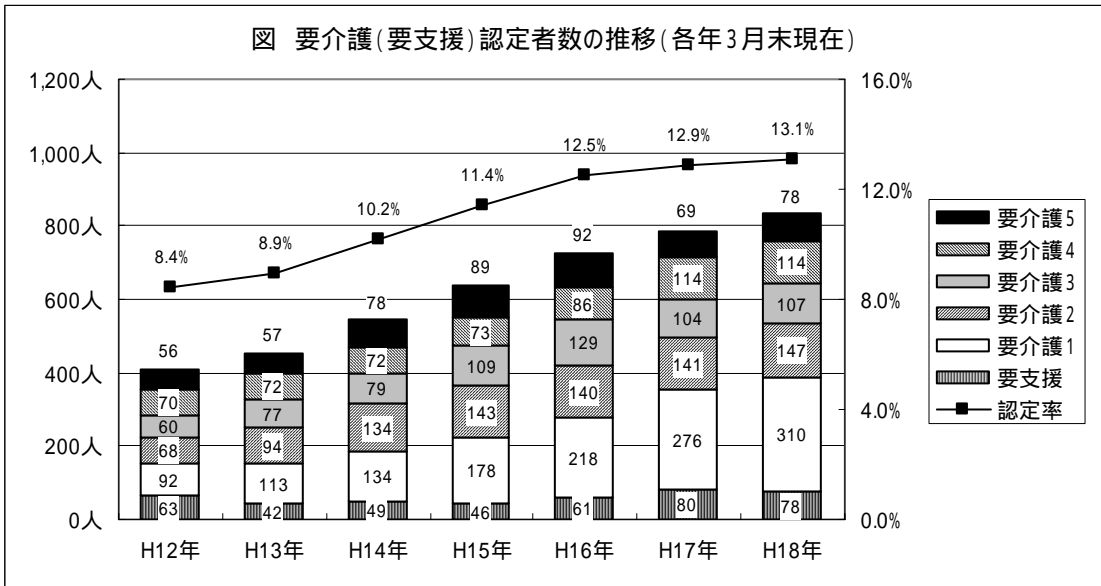


「長泉町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」における人口推計では、本計画の目標年度である平成23年度の65～74歳以人口は4,414人、75歳以上人口は3,442人、高齢化率は19.1%に達することが予測されています。



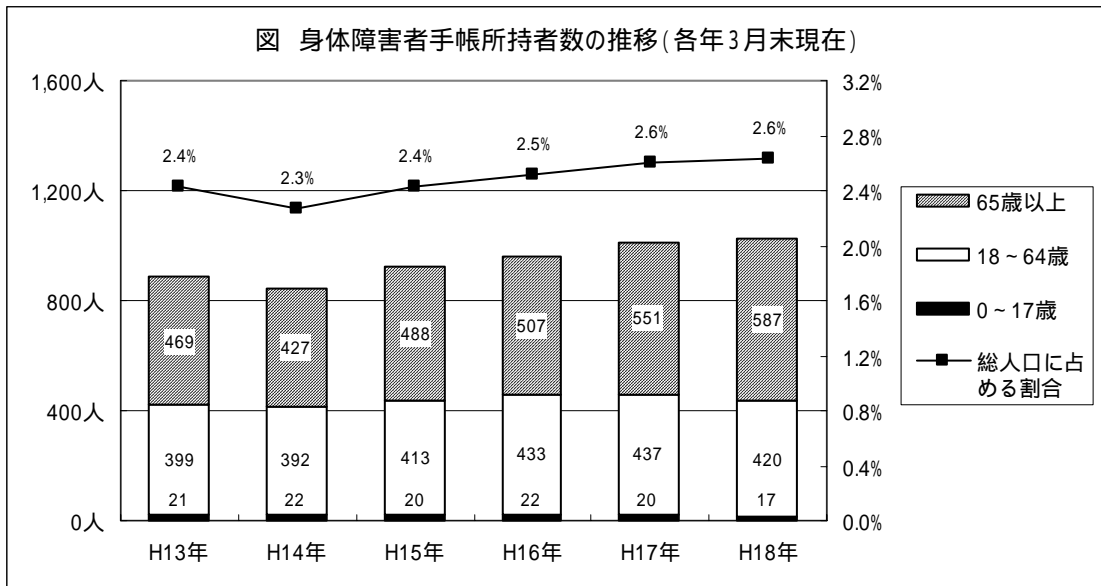
また、介護保険制度における要介護（要支援）認定者については、平成18年は834人、認定率（65歳以上人口に占める割合）は13.1%となっています。平成12年から推移をみると、認定者数の合計は425人の増加で2倍にのぼり、認定率は平成12年の8.4%から4.7%の増加がみられます。

今後、要介護（要支援）認定者は微増傾向で推移し、平成23年の認定者数は1,063人、認定率は13.5%となることが予測されています。

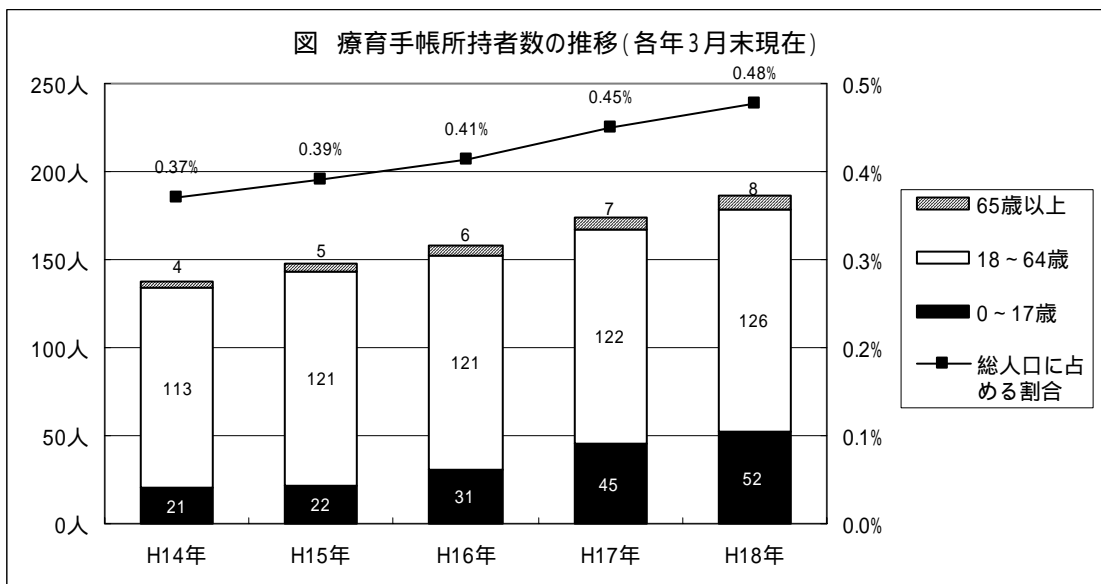


(3) 障がいのある人の状況

身体障害者手帳 所持者数は、平成 14 年に減少がみられますが、その後微増傾向が続き、平成 18 年 3 月末現在では 1,024 人、総人口に占める割合は 2.6%となっています。年齢別では、65 歳以上の人占める割合が手帳所持者全体の 6 割弱となっています。

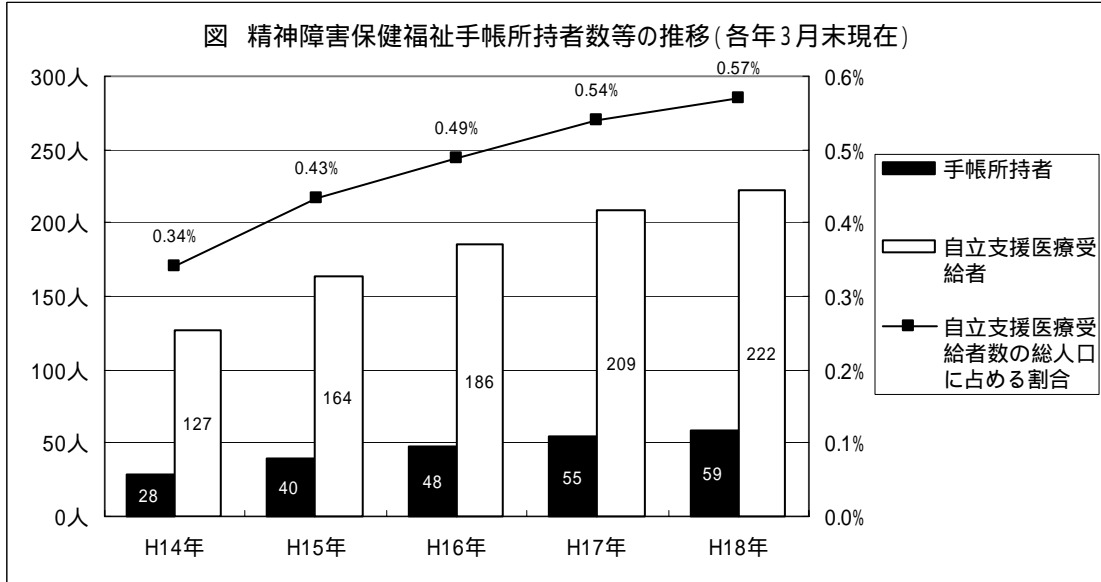


療育手帳 所持者数は、増加傾向がみられ平成 18 年 3 月末現在では 186 人、総人口に占める割合は約 0.5%となっています。年齢別では、17 歳以下の人占める割合が手帳所持者全体の 3 割弱となっています。



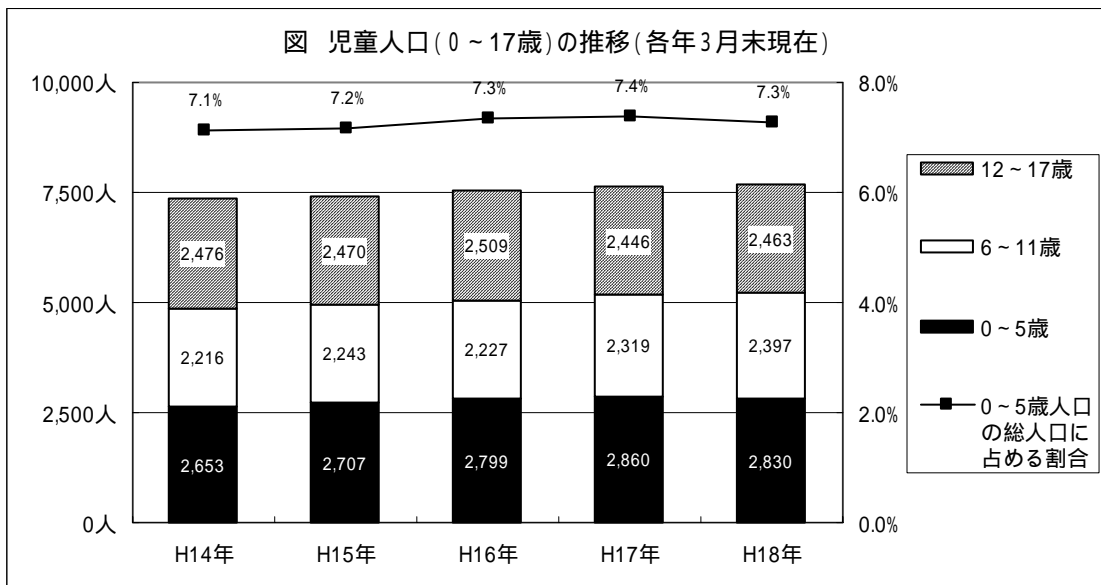
精神障害者保健福祉手帳 所持者数は、平成 18 年 3 月末現在 59 人、総人口に占める割合は約 0.2%となっています。

一方、自立支援医療（精神通院）受給者数は、平成 18 年 3 月末現在 222 人、総人口に占める割合は約 0.6%となっています。

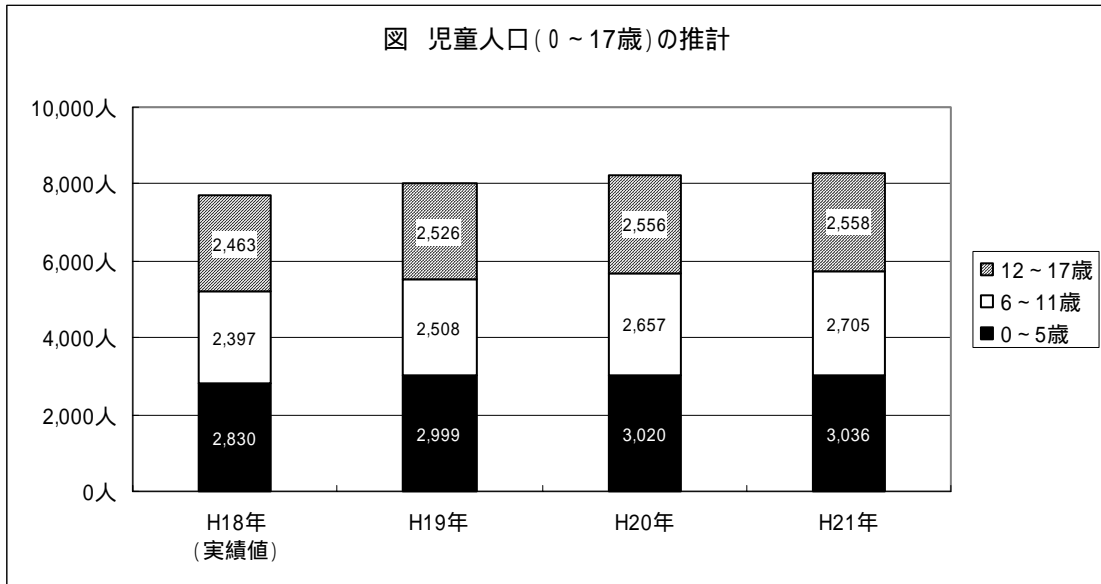


(4) 児童及びひとり親世帯の状況

住民基本台帳によると、児童人口は微増傾向で推移し、平成 18 年 3 月末現在では 7,690 人となっています。



「長泉町次世代育成支援地域行動計画」における人口推計では、今後、児童人口は横ばいから微増傾向で推移することが予測されています。



また、母子世帯数は、増加傾向で推移し、平成17年までの10年間では50世帯の増加となっています。

父子世帯については、ほぼ横ばいでの推移となっています。

表 ひとり親世帯数の推移

(単位;世帯)

	H7年	H12年	H17年
母子世帯	124	141	174
父子世帯	31	37	31

* 国勢調査

2 行政における分野別計画の実施状況

(1) 高齢者保健福祉分野

～ 長泉町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 ～

高齢期における保健・福祉・介護の施策の指針として「長泉町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(平成18～20年度)を一体的に策定しています。

高齢者保健福祉計画は、地域全体の高齢者に係る総合的な保健福祉の向上を図る計画であり、健康の保持・増進等を含む介護保険の対象とならない高齢者保健福祉サービスをはじめ、高齢者の生きがいづくり等の関連施策も対象となります。

一方、介護保険事業計画は、日常生活圏域を設定し、介護保険サービスの提供や介護予防事業、地域包括支援ネットワークの主軸となる地域包括支援センターをはじめとする地域支援事業の円滑な実施に関する計画となっています。

基本理念

ささえあい 笑顔があふれるまちづくり

～ 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすことができる～

施策体系



介護保険サービス	1 居宅サービス (介護予防サービス)	【訪問系】 訪問介護(ホームヘルプサービス) 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 特定施設入居者生活介護 特定福祉用具販売
		【通所サービス】 通所介護(デイサービス) 通所リハビリテーション
		【短期入所サービス】 短期入所生活介護(ショートステイ) 短期入所療養介護 福祉用具貸与 住宅改修(介護給付分) 居宅介護支援
		2 施設サービス
	3 市町村特別給付	市町村特別給付
	4 地域密着型サービス	夜間対応訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護

地域支援事業	1 介護予防事業	特定高齢者把握事業 通所型介護予防事業 訪問型介護予防事業 介護予防普及啓発事業
	2 包括的支援事業 (地域包括支援センター)	介護予防ケアマネジメント事業 総合相談支援・権利擁護事業 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
	3 任意事業	家族介護継続支援事業 (家族介護用品支給、家族介護慰労事業) 成年後見制度利用支援事業 高齢者世話付き住宅生活援助派遣

高齢者の いきがづくり	老人クラブ活動の充実 生涯学習の推進 スポーツ・レクリエーションの振興	就業等の支援 ボランティア活動への参加の支援 敬老思想の高揚
------------------------	---	--------------------------------------

(2) 障害福祉分野

～ 第2次長泉町障害者計画、第1期長泉町障害福祉計画 ～

国の障害者基本計画及び重点施策実施5ヵ年計画（新障害者プラン）、静岡県のみじのくに障害者プラン21、また平成15年の支援費制度のスタートを踏まえ、町では障がいのある人を対象とした施策に関する基本的な事項を定める計画として「第2次長泉町障害者計画（いずみさわやかプラン）」（平成16～20年度）を策定しています。計画では、地域の社会資源を有効に活用し、地域の実情に応じたサービスの提供ができるよう、駿東田方地域障害保健福祉圏域を踏まえた施策の方向性を示しています。

また、平成17年の障害者自立支援法の成立を受け、障害福祉サービスを提供するための基本的な考え方、障害福祉サービス等の目標量及び確保のための方策を定めた「第1期長泉町障害福祉計画」（平成18～20年度）を平成18年度に策定しています。

基本理念

障がいのある人も家庭や地域で通常の生活ができるようにする社会づくりを目指す
ノーマライゼーションの理念の遂行

施策体系(第2次長泉町障害者計画)

基本目標 ライフステージに応じた 相談・支援の仕組み づくり	1	全ステージに関連する 相談・支援体制	駿東田方圏域での地域生活支援センターの整備 相談窓口の充実 行政窓口と社会福祉協議会窓口業務の連携 福祉事業従事者の育成・確保
	2	幼児期(療育支援)	妊産婦対策の充実 乳幼児健康診査 障がいのある幼児への支援体制の充実 保育・教育に関わる人材の育成・指導 保育・教育環境の整備
	3	学齢期 (将来の社会的な自立を進める支援)	障がいのある児童への就学指導と教育内容の充実 教育に関わる人材の育成・指導 個々の状態にあった適切な教育 心と体のバランスの取れた教育の推進 “特別支援教育”に関する情報収集及び研究 教育環境の整備
	4	成年期(自立生活・就労支援)	生活習慣病予防と早期医療の充実 精神保健対策の充実

		障がいのある人の健康管理、健康増進策の充実 リハビリテーションの拡充 診断・治療体制の充実 利用しやすい医療施設の環境づくりの推進 障がい者の歯科診療の充実 医療費の公費負担及び助成制度の充実 障がい者の雇用・就業の支援 福祉的就労の場の確保 企業・事業所に対する雇用の働きかけ
	5 高齢期 (生活の質の維持を支援)	介護保険との連携強化 障がいのある人の健康管理、健康増進策の充実 リハビリテーションの拡充 利用しやすい医療施設の環境づくりの推進 障がい者の歯科診療の充実

基本目標 うるおいのある生活 づくり	1 在宅サービスの充実	在宅福祉総合センターの充実 主要サービスの充実 障がい者のニーズに対応したサービスの充実 サービス提供の効率化 レスパイトサービス事業の導入 緊急時における支援体制の充実 福祉事業従事者の育成・確保
	2 生活の場の確保	障がい者向け住宅の供給 施設福祉サービスの再構築
	3 コミュニケーション支援の充実	障がい者特性に配慮したコミュニケーション手段に おける支援の充実 ボランティアの育成
	4 スポーツや文化芸術活動を通じた 社会参加の促進	活動内容の充実 指導者や支援ボランティアの育成 活動環境の整備 活動の場の提供 参加促進のための広報・啓発活動

基本目標 ユニバーサルデザインの まちづくり	1 公共・公共的施設、公共交通 機関の整備	ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの啓発 活動しやすいまちづくりの推進
	2 防災・防犯対策の推進	地域における防犯・防災体制の充実 災害発生時の体制の整備 防犯・防災に関する知識の普及、啓発

基本目標 認め合い・支えあ 心づくり	1 啓発・広報活動の推進	啓発活動の充実 広報活動の充実
	2 福祉教育・交流・ふれあいの推進	学校教育における啓発 交流の場を通じた意識改革 活動拠点の充実
	3 ボランティア・NPO活動の推進	ボランティア・NPO活動の充実 ボランティアの育成

(3) 次世代育成分野

～ 長泉町次世代育成支援地域行動計画 ～

平成11年に策定した「長泉町子育て支援総合計画(エンゼルプラン)」の成果と課題を踏まえ、次世代育成支援対策推進法に基づき、次代を担う子どもを養育する子育て家庭への支援に計画的、総合的に取り組むための地域行動計画として「長泉町次世代育成支援地域行動計画」(前期:平成16～21年度、後期:平成22～26年度)を策定しています。この計画では、地域社会の一員である学校・幼稚園・保育園を含めた行政(町)と、家庭・地域・企業(事業所)等とが協働して進める地域社会の計画として位置付けられており、家庭・地域・企業それぞれに期待する役割が示されています。

家庭に期待すること

- 男女が協働して家事・育児を担うために、慣習的な役割分担を見直しましょう。
- 幼いうちからあいさつ、基本的マナー、手伝いや規則正しい生活リズムの定着に心がけましょう。
- 親子で地域の行事や活動に参加し、地域の人とのつながりを持ちましょう。
- 親子で自然の体験活動に参加しましょう。
- 親子で文化芸術に触れる機会を持ち、豊かな心を育てましょう。
- 子どものことはひとりで悩まず、専門のスタッフに相談してみましょう。
- 仕事や家事の手を少し休めて、子どもと何でも話せる雰囲気をつくりましょう。

地域に期待すること

- 子どもは社会の宝です。一人ひとりが何をできるか問い直し、実践的な活動を進めましょう。
- 地域全体が青少年の育成に関心を持ち、環境浄化活動やあいさつ運動に協力しましょう。
- 子どもたちが自由な遊びや高齢者とのふれあい、ボランティア活動、自然とのふれあいなどの社会体験や自然体験ができるよう、魅力ある行事や活動の場をつくりましょう。
- 地域の学校に関心を持ち、地域の声を学校に活かしてみましょう。

企業に期待すること

- 就労環境や労働条件の整備を進め、子育て環境づくりの自主的な活動を行うなど、社会的な貢献に努め、労働者の就業生活と家庭生活の調和を実現していきましょう。
- 男性の子育て参画の促進に積極的に取り組んでいきましょう。
- 社会貢献、地域貢献活動は企業のイメージアップにもつながります。地域の一員として社会全体で子どもを育てる活動に関心を持つよう心がけましょう。

基本理念

笑顔があふれるまち ながいずみ
 ~子どもが輝き、子育てが楽しい、心ふれあうまちをめざして~

施策体系

<p>基本方針</p> <p>のびのび子育てに スクラムを組むまち</p>	<p>1 楽しく子育てできる環境の整備</p> <p>2 きめ細かな取組を必要とする子どもへの支援</p>	<p>家庭の子育て力・教育力の向上への支援</p> <p>地域の子育て力の強化</p> <p>子育て家庭への住宅環境の整備</p> <p>ひとり親家庭等への自立支援</p> <p>障がい児の健全な育成と安心な生活への支援</p> <p>児童虐待防止対策の充実・強化</p>
<p>基本方針</p> <p>働きながら子育て できるまち</p>	<p>1 働きながら子育てする家庭への支援の充実・強化</p> <p>2 就業環境の整備</p>	<p>多様な保育サービスの充実・強化</p> <p>仕事と子育ての両立の推進</p> <p>育児中の親への支援</p>
<p>基本方針</p> <p>子どもが安全で安心して遊び、学べるまち</p>	<p>1 子どもの主体的権利を保障する仕組みの構築</p> <p>2 安全に安心して遊び、学べる環境の整備</p>	<p>子どもの人権擁護</p> <p>子どもの主体的活動の応援</p> <p>子どものゆとりある生活の応援</p> <p>子どもの声や姿が輝くまちづくり</p> <p>子育てにやさしい環境のまちづくり</p>
<p>基本方針</p> <p>母子保健・医療の充実したまち</p>	<p>1 健康づくりと予防の推進</p> <p>2 母子保健・医療サービスの充実</p>	<p>子どもの健康づくりの実践</p> <p>健やかな妊娠・出産・育児への支援</p> <p>母子医療体制の確保</p>
<p>基本方針</p> <p>すこやかな生活を約束するまち</p>	<p>1 子育て家庭への経済的支援</p> <p>2 計画の着実な推進</p>	<p>子育て家庭への経済的支援</p> <p>庁内体制の整備</p> <p>町民との協働体制の構築</p> <p>計画の内容と実施状況の公表</p> <p>進行管理</p> <p>目標事業量と評価・点検のための指標</p>


(4) 健康づくり分野

～ 健康ながいずみ 21、長泉町健康都市宣言 ～

健康づくりの指針として「健康ながいずみ 21 (第2次保健計画)」(平成13～22年度)と「長泉町スポーツ振興基本計画」を定め、この理念を実現する行動計画として、「健康ながいずみ 21 アクションプラン」を策定しています。

このアクションプランでは、住民の健康に関する現状や課題を示した上で、食生活、運動、休養・こころ、たばこ・アルコール、歯の健康の領域にライフステージごとの生活習慣改善の目標を設定し、健康づくりに関わる関係者が連携して効果的な健康づくりを推進していく具体的な戦略を示しています。さらに、その目標を達成するための諸施策の結果を評価する仕組みが示されています。

さらに、平成15年2月には、住民一人ひとりが、また地域や職場、学校や医療機関などの関係機関と互い連携し、「健康づくり」を通して元気に暮らせるまちづくりを目指すために、健康都市宣言を行っています。



長泉町健康都市宣言

ゆとりある心とすこやかな体。
生きがいをもって暮らすことができる住みよい郷土。
これは私たちにとって共通で永遠の願いです。
私たちは、一人ひとりが生涯を通じて健全な心と体を育て、
元気に暮らせるまちづくりを目指し、

- 一、 楽しみながら自分にあった健康づくりに取り組みます。
- 一、 水と緑豊かな自然に親しみ、栄養、運動、休養のバランスに気を配ります。
- 一、 健康診断で、早期発見、早期治療に心がけます。
- 一、 笑いあふれる家庭やさわやかなコミュニティを大切にしみんなで健康づくりの輪を広げます。

私たちは今、健康なひとづくり、まちづくりを進め、
ともに手をつないでさわやかな笑顔があふれる
「健康都市ながいずみ」の創造をここに宣言します。

平成15年2月16日

基本理念と基本方針 (健康ながいずみ 21)

子どもからお年寄りまで 元気な笑顔があふれるまち

基本方針 生涯を通じた健康づくり
 基本方針 支え合う地域社会づくり
 基本方針 健康を支える環境づくり

施策体系 (健康ながいずみ 21)



(5) 生涯学習分野

～ 長泉町生涯学習推進計画 ～

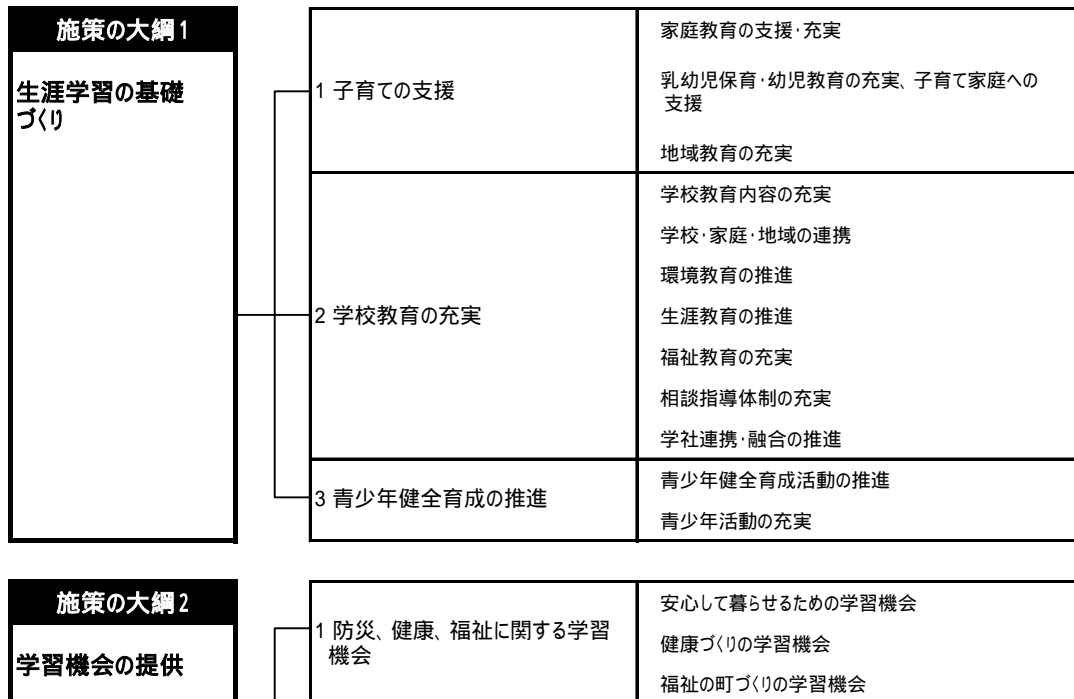
情報化社会の到来や少子高齢化等の時代の変化に対応した生涯学習を推進する指針として「長泉町生涯学習推進計画」(平成16～22年度)を策定しています。

計画では、平成2年に策定した長泉町生涯学習推進大綱を踏まえながら、取り組むべき具体的な施策とともに、「長泉わくわく塾」の拡充、ふれあい出前講座の充実、こどもコミュニティ体験教室、生涯学習推進地域づくり活動委員を中心とした各地域での地域コミュニティづくりの4つをリーディングプロジェクト(基本目標の実現に向けて、総合的な観点から推進すべき取り組み)として掲げています。

基本理念と基本目標

個性かがやき いきいきと充実して生きるために
基本目標 いつでも、どこでも、だれでも生涯学習

施策体系



	2 共生のための学習機会	人権に関する学習機会 障がいのある方への学習支援 高齢者への学習支援 男女共同参画社会への学習機会 国際化に関する学習機会 環境と共生する学習機会
	3 スポーツ・レクリエーション活動の推進	生涯スポーツ活動の推進 健康づくりの推進 レクリエーション活動の推進
	4 文化・芸術活動の推進と文化財の保護・保存・活用	文化芸術活動の推進 地域文化活動の推進 文化芸術活動の継承 地域伝統文化の継承 文化財の保護・保存・活用の推進
	5 ふれあい出前講座の充実	ふれあい出前講座の充実
	6 体験学習の充実	こどもコミュニティ体験教室
	7 リカレント教育の推進	学習講座の充実と情報提供
	8 住民参画の学習機会の提供	学習講座の見直し

施策の大綱3 学習施設の整備と連携	1 公共学習施設の整備・充実と有効活用	社会教育施設の整備・充実 学校教育施設の整備充実 保育・保健・福祉施設などの整備・充実
	2 学習施設の連携	町内公共施設のネットワーク化の推進 県・隣接市町との連携推進 大学など高等教育機関との連携の推進

施策の大綱4 地域活動への支援	1 地域コミュニティ活動への支援	コミュニティ活動の推進 自主学習活動への支援 リーダーの育成・支援
	2 ボランティアの育成と活動の場の充実	ボランティアの育成と活動支援 ボランティア活動の場の充実
	3 産業の振興や地域活性化の支援	産業の振興への学習支援 職業に関する学習支援

施策の大綱5 推進体制の整備・充実	1 推進組織の充実	推進組織の充実
	2 社会教育の充実・支援	社会教育団体との連携 社会教育体制の充実 社会教育活動の充実
	3 学習情報・相談体制の整備	情報提供体制の整備 相談体制の整備充実
	4 人材発掘・育成・連携と活用	人材登録・活用のシステム化 指導者の育成と活用
	5 ネットワーク型行政の推進	住民参画のまちづくり推進 行政の生涯学習化の推進

3 長泉町社会福祉協議会の状況

(1) 長泉町社会福祉協議会の概要

社会福祉協議会は、地域住民、社会福祉や保健・医療、教育などの関連分野の関係者、地域社会を形成する他のさまざまな専門家・団体・機関で構成された社会福祉法に基づく民間組織です。

長泉町社会福祉協議会は、昭和56年12月に町に住所を有する世帯主を普通会員、公私社会福祉関係団体並びに福祉事業施設の代表者、その他社会福祉に協力する法人または個人を特別会員とした社会福祉法人として認可され、地域が抱えているさまざまな福祉課題の把握のもと、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図ることを目的とした活動の実践を通して、心ふれあう「福祉のまちづくり」を推進しています。

社会福祉法(抄) (昭和26年法律第45号)

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

表 組織の概要

設立認可	昭和56年12月4日
役員構成	理事 : 15人(会長1人、副会長2人) 監事 : 3人 評議員 : 40人
会員数 (平成17年度)	普通会員 : 11,047世帯 特別会員 : 387口

表 社会福祉協議会活動の5つの原則

住民ニーズ基本の原則	調査等により、地域住民の要望、福祉課題等の把握に努め、住民のニーズに基づく活動を第一に進めます。
住民活動主体の原則	住民の地域福祉への関心を高め、そこから生まれた自発的な参加による組織を基盤として、活動を進めます。
民間性の原則	民間組織らしく、開拓性・即応性・柔軟性を生かした活動を進めます。
公私協働の原則	社会福祉、そして保健・医療、教育、労働等の行政機関や民間団体等の連携を図り、行政と住民組織との協働による活動を進めます。
専門性の原則	住民の福祉活動の組織化、ニーズ把握調査、地域福祉活動の計画づくりなど、福祉の専門性を生かした活動を進めます。

表 主な財源

社協会費	<p>< 普通会費 > 1世帯年額 300 円：自治会にて取りまとめをお願いしています。</p> <p>< 特別会費 > 1口 1,000 円：窓口又は自治会にて取りまとめをお願いしています。</p>
寄付金	住民や企業の皆様から寄せられる善意の寄付金は、寄付者の趣旨に添うよう本会が実施している福祉事業の活動費として活用されています。
県補助金	ふれあい交流体験事業、在宅福祉サービス推進事業など県の指定を受けた事業には県から補助金が交付されています。
町補助金	社会福祉協議会の実施する法人運営事業、地域福祉活動事業、在宅福祉推進事業、福祉団体事業等の円滑な事業の推進を図るため、社会福祉法人の助成に関する条例等に基づき、町から補助金が交付されています。
受託事業費	福祉会館管理事業等の必要経費を町から受託金として交付されています。
共同募金配分金	町内各世帯に働きかける世帯募金、町内企業に働きかける法人募金、啓発活動として町内学校にて働きかける学校募金、さらには職域募金などの募金活動を行っています。住民から寄せられた貴重な募金は、静岡県共同募金会へ送り、翌年の配分計画に基づいて、福祉施設や社会福祉協議会の事業等に配分されています。
事業収入	介護保険制度に基づく居宅介護支援事業、指定通所介護事業、指定訪問介護事業、身体障がいや知的障がいのある人を対象とした施設サービス、ホームヘルプサービス等の福祉サービスを提供して受ける利用料収入です。
利用料収入	町から指定管理を受けた福祉会館、在宅福祉総合センター（いずみの郷）の施設利用料については、平成 18 年度から社会福祉協議会の利用料収入となっています。

図 平成17年度一般会計(収入)

決算額 380,293,263円

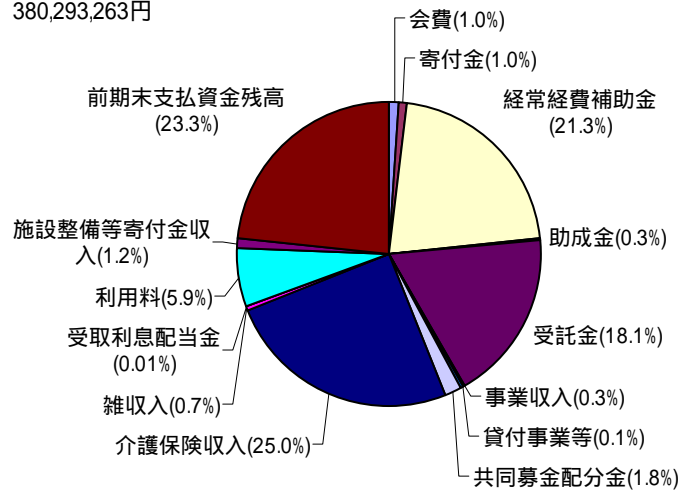
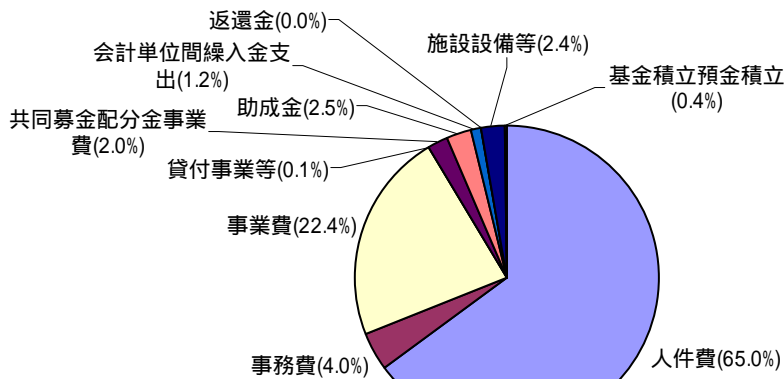


図 平成17年度一般会計(支出)



決算額 283,241,835円

(2) 平成 18 年度の活動内容

法人運営事業	<ul style="list-style-type: none"> • 会員の拡充と基本財源の確保 • 規程の整備 • 理事会・評議員会の開催 • 監査の実施 • 事務局体制の整備と職員の資質向上 • 地域福祉活動計画の推進及び実施 • 総合文書管理（ファイリング）システムの推進
地域福祉活動事業	<ul style="list-style-type: none"> • ボランティア事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ボランティア支援体制強化事業 ボランティア情報提供事業 ボランティア養成事業 ボランティア支援事業 ボランティア相談事業 災害ボランティア本部（センター）スタッフ養成講座 • 地域福祉活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員協議会活動との連携 小地域福祉活動推進事業 • 福祉啓発及び福祉教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> 福祉教育実践校事業 福祉大会の開催 福祉健康まつり開催事業 総合福祉講座開催事業 中学生体験学習開催事業 青少年ふれあい交流事業 企業の社会貢献推進事業 社会福祉実習生の受け入れ • 関係機関・団体との連携 <ul style="list-style-type: none"> 長泉町ボランティア連絡会支援事業 福祉施設等職員研修会の開催 • 情報提供事業 <ul style="list-style-type: none"> 「福祉ながいずみ」の発行 • ホームページ運営事業 • 視覚障害者情報提供事業 <ul style="list-style-type: none"> 声の広報発行事業 点訳の支援 • 福祉総合相談事業の実施 • 地域福祉権利擁護事業の実施 • 成年後見制度の活用・啓発 • 苦情解決窓口設置事業

<p>在宅福祉推進事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ひとり暮らし老人食事会「仲良会」事業 • ひとり暮らし老人福祉電話設置事業 • 高齢者援護活動の推進 敬老会事業の共催 高齢者趣味サークルへの支援 福祉会館利用高齢者の送迎 • 障害者援護活動の推進 身体障害者の社会参加事業への支援 • 児童・母子（父子）援護活動の推進 新入学児童への祝い品の贈呈 ひとり親家庭社会参加事業 • その他の援護活動 生活福祉資金貸付事業 特別法外援護
<p>福祉団体事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 長泉町老人クラブ連合会事務局運営支援 • 長泉町手をつなぐ育成会事務局運営支援 • 長泉町遺族会事務局運営支援 • 長泉町身体障害者福祉会への支援 • 長泉町母子寡婦福祉会への支援 • その他福祉団体への支援
<p>共同募金配分金事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 赤い羽根共同募金（一般募金）配分金の運用 • 歳末たすけあい募金配分金事業
<p>受託事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 福祉会館管理事業 • 手話通訳者派遣事業 • 軽度生活援助事業 • 老人訪問介護事業 • 一般高齢者介護予防事業
<p>障害福祉サービス事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 障害福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護事業） • 障害福祉サービス（移動支援事業） • 身体障害者デイサービス事業
<p>介護保険事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 居宅介護支援事業 • 指定通所介護事業 • 指定訪問介護事業
<p>小口資金貸付事業</p>	
<p>在宅福祉総合センター受託運営事業</p>	
<p>在宅福祉総合センター食堂運営事業</p>	

4 関係団体の状況

(1) 長泉町民生委員・児童委員協議会

民生委員法は平成12年5月に大改正が行われました。住民に対する「保護・指導」といった役割から、「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする」(民生委員法第1条)とされ、住民側に立った活動支援者としての位置付けが明確にされました。現在、本町には75人の民生委員・児童委員と3人の主任児童委員がいます。

民生委員・児童委員の活動は多岐にわたっており、改正された社会福祉法と関連してその職務も、住民の身近な相談・支援者としての住民の自立支援や福祉サービスの利用援助、また住民やボランティアとの連携といった側面が重視されるようになってきています。主任児童委員については、民生委員・児童委員と協力して、担当区域内の児童家庭や妊産婦について、常にその生活及び環境の状態を把握し、必要な援助や指導を行うとともに、社会福祉主事、児童福祉司の職務に協力することとされています。

また、「民生委員・児童委員発災害時一人も見逃さない運動」の取り組みとして、本町では、要援護者台帳の整備を進めています。同時に、自治会や自主防災会などの住民組織と連携を取りながら、有事の際に要援護者台帳を有効に活用できる体制の整備も進めます。

表 民生委員・児童委員協議会の主な活動

全体	<ul style="list-style-type: none"> ● 月例の定例会・役員会、定期的な自己啓発研修・視察研修 ● 民生委員・児童委員発災害時一人も見逃さない運動 ● 町、社会福祉協議会の事業協力(調査活動、敬老会協力、共同募金活動等) ● 小中学校情報交換会、小中学校卒業式・入学式参列 ● 友愛訪問(ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯・母子家庭)
高齢者福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ● ながいずみホーム、さつき園等の行事支援 ● 老人クラブ支援(スポーツ大会)
児童福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ● 青少年問題に関する研修、学校関係行事、冬・夏期夜間街頭補導
障害児者福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ● 手をつなぐ育成会支援 ● 障がい児・者施設支援(夏まつり・運動会・クリスマス会、餅つき等の行事)
地域福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ● 小地域福祉活動の研修、施設見学、いずみの郷の行事支援

(2) 長泉町老人クラブ連合会

仲間づくりを通して生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、その知識経験を活かして地域の諸団体と協働し、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努め生涯を充実した豊かなものとして過ごすために、長泉町老人クラブ連合会が組織されています。

平成18年4月1日現在、会員数は1,473人（男性609人、女性864人）となっています。

表 長泉町老人クラブ連合会の活動内容(平成17年度)

健康活動・文化活動事業	<ul style="list-style-type: none"> 町老連主催体育行事の開催(グラウンドゴルフ大会、輪投げ大会、スポーツ大会) 県老連主催体育行事の開催(グラウンドゴルフ大会) 福祉健康まつりへの参加(作品展、バザー、輪投げ&グラウンドゴルフ)
友愛訪問活動事業	<ul style="list-style-type: none"> シルバーリーダー研修会の開催 高齢者訪問支援活動推進事業 友愛訪問活動の実施 仲良会への参加 友愛交流会の開催
地域社会貢献事業	<ul style="list-style-type: none"> ながいずみクリーンアップ作戦の展開 募金活動と施設訪問の実施
教育・研修事業	<ul style="list-style-type: none"> 役員研修旅行の実施 交流研修会の開催 交通安全関係研修会への参加 町、社会福祉協議会関連研修への参加

表 長泉町老人クラブ連合会会員数(平成18年4月1日現在)

(単位:人)

区名	愛称	会員数				計
		65歳未満	65~74歳	75~84歳	85歳以上	
元長窪	桃沢クラブ	0	12	35	15	62
上長窪	百澤クラブ	8	36	23	10	77
下長窪	城山クラブ	1	15	29	16	61
池田	悠遊会	5	31	19	4	59

谷津	グリーンクラブ	15	27	16	1	59
駿河平	むつみ会	2	7	15	1	25
南一色	あしたか会	4	19	23	9	55
納米里	シニアクラブ	1	19	34	10	64
上土狩	老人クラブ	0	16	41	17	74
中土狩	長寿会	1	31	44	17	93
新屋町上	いづみ会	4	22	24	8	58
新屋町中	朗人クラブ	5	18	28	4	55
新屋町下	いなり会	2	14	32	9	57
鮎壺	ステイヤングクラブ	1	13	39	15	68
荻素	ひばり会	4	15	22	11	52
駅中	寿扇会	5	22	19	9	55
駅下	老人クラブ	0	15	23	6	44
薄原下	ひまわりクラブ	2	18	28	9	57
西	いちょうクラブ	1	22	28	9	60
原・東	白寿会	0	11	21	4	36
三軒家	白友会	0	14	32	12	58
杉原	むつみ会	2	19	16	6	43
原分	スマイルクラブ	2	20	42	11	75
竹原	竹栄会	6	22	23	18	69
本宿	ニューライフクラブ	2	18	27	10	57
合計		73	476	683	241	1,473

* 駅上区、薄原上区は休会中

(3) 長泉町身体障害者福祉会

長泉町身体障害者福祉会は、身体に障がいのある人を対象とした福祉に関する情報提供や社会参加に関する事業等を行うことにより、障がいのある人の自立更生と福祉増進を図るとともに、身体障がいに関する住民の理解を深め、障がいのある人と健常者が協働してノーマライゼーションの理念に基づいた地域社会を形成することに寄与することを目的として活動しています。

現在、身体障害者手帳所持者は991人（平成19年3月20日現在）おり、このうち約28%の人が身体障害者福祉会に加入していますが、高齢者の死亡等により会員は減少傾向にあります。

表 長泉町身体障害者福祉会の活動内容(平成17年度)

スポーツの振興	<ul style="list-style-type: none"> グラウンドゴルフ練習の実施、大会の開催及び参加 ボウリング大会への参加
会員の研修旅行	<ul style="list-style-type: none"> 研修旅行の実施
相談活動	<ul style="list-style-type: none"> 相談員研修への参加 福祉会館で相談業務を実施
年末助け合い	<ul style="list-style-type: none"> 重度障がい者へ年末見舞品を贈呈

(4) 長泉町ボランティア連絡会

長泉町ボランティア連絡会は、誰もが安心して生活できる町づくりを基本目標に、ボランティア相互の連携と交流を行い、地域におけるボランティア活動の振興と活性を図ることを目的として活動しています。

平成19年3月1日現在で29団体が会に登録し、延べ900人近い会員で組織されています。概ね2ヶ月に1回、会の代表が集って理事会を開き、相互の情報交換や資質向上に向けた研修会を開催したり、他市のボランティア団体と交流会を持って、日々のボランティア活動に役立てています。

表 長泉町ボランティア連絡会の活動内容 (単位:人)

グループ名	設立年月日	会員数	主な活動内容
手話サークルいずみの会	S53.10.1	54	手話学習会、講習会の開催、指導等
萩の会	S55.9	35	給食サービス、福祉施設での活動

長泉ボランティア	S57	35	給食サービス、福祉施設での活動
あけぼの	S57.10	21	広報・書籍等の録音朗読
厚生年金長泉支部婦人会	S60	24	老人福祉施設での活動(整髪・食事準備等)
子どもの本とお話の会	S60	12	本の読み聞かせ、朗読、手遊び
長泉町民生委員・児童委員協議会	S60	78	給食サービス
報恩同志会	S60.12.15	15	切手等の収集活動
小さな教室	S62.4	31	知的障がい児等の家庭支援・プルタブ、切手の収集
長泉町婦人会	S63	19	給食サービス、福祉施設での活動
きつつき	H1.9	19	雑誌、広報誌、書籍の点訳等
みのり会	H2	15	給食サービス
家族野営倶楽部	H3.1.27	25	キャンプ活動等を通じて災害を考える
まゆの会	H4.4.10	22	福祉施設内での活動
福祉芸能ボランティア	H4.4.1	18	福祉施設を中心に芸能活動
身障女性部	H7.2	2	福祉施設での活動、収集活動
長泉町を美しくする会	H7.3	13	ゴミ拾い等の環境美化活動
アイサークル	H7.6	12	視力障がい者の外出支援サポート
長泉さわやかスタッフ	H8.6.29	19	老人福祉施設での活動(整髪・整容等)
ふくしさぼーと長泉	H8.7.21	14	福祉専門職による地域相談活動、研修等
つくしの会	H9.1.1	32	地域子育て支援、子育て相談
ホーム喫茶ボランティア	H9.9	26	いずみの郷での喫茶活動
愛護の会	H11.3.10	14	給食サービス、博寿園文化祭支援
レインボーハート	H11	37	車椅子ダンスを通じて高齢者、障がいのある人との交流
長泉町赤十字奉仕団	H12.4.25	180	地域福祉活動
NSVC	H14.4.9	15	災害時のボランティアコーディネート
長泉花いっぱい倶楽部	H14.8.8	118	がんセンター周辺道路の花壇整備
麦わら帽子の会	H15.4	7	子どもの未来を願い、戦争被害の語り継ぎ活動
悠雲寮ボランティア		2	障がいのある人(児)地域生活支援
合計		914	

*平成19年3月末現在



手話奉仕員養成講座
(入門課程)



総合福祉講座



いずみの郷デイサービス
給食ボランティア

第 3 章

計画の基本的考え方

1 地域福祉をめぐる課題

(1) 今後求められる地域福祉のあり方

全国的な人口動向（平成 17 年の国勢調査結果）をみると、死亡数が出生数を上回る人口減少局面に入り、少子高齢化の一層の進行が見込まれています。

こうした中、介護保険や医療保険などの社会保障制度については、高齢化や生産年齢人口の減少に対応した持続可能な仕組みとなるよう、世代間・世代内の不公平の是正などを視野に入れた制度改革の論議が進められています。国の「社会保障の在り方に関する懇談会」では、社会保障についての基本的な考え方を次のように提言しています。

我が国の福祉社会は、自助、共助、公助の適切な組み合わせによって形づくられるべきものであり、その中で社会保障は、国民の「安心感」を確保し、社会経済の安定化を図るため、今後とも大きな役割を果たすものである。

この場合、全ての国民が社会的、経済的、精神的な自立を図る観点から、

自ら働いて自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持するという「自助」を基本として、

これを生活のリスクを相互に分散する「共助」が補完し、

その上で、自助や共助では対応できない困窮などの状況に対し、所得や生活水準家庭状況などの受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う公的扶助や社会福祉などを「公助」として位置付ける

ことが適切である。

国においては、この考え方を基本に社会保障制度改革に取り組んでおり、介護保険制度や医療保険制度、障がい者福祉制度などの変更や法改正も行われています。

これまでも少子高齢化の進行やこれに伴う世帯規模の縮小、あるいは地域における相互扶助機能の低下などが言われ続け、本町においても自治会加入の問題などが議会や区長連絡協議会などで議論がされています。

これらを踏まえ、本町においても将来の本格的な少子高齢社会の到来を視野に入れながら、多様化する住民ニーズを踏まえ、施策を推進していく必要があります。

(2) 長泉町における地域の姿と地域福祉推進上の課題

本計画策定にあたって実施した町民アンケート調査、関係団体等インタビュー調査、地域懇談会（タウンミーティング）の結果をもとに、本町の特性を踏まえながら地域福祉の推進に係る課題を整理すると、次のように示されます。

世帯規模の縮小や核家族世帯の増加、転入人口の増加に伴う地域の変容

～ 住民相互の「顔」がみえる地域づくりへの取り組みが必要 ～

本町の国勢調査結果によると、1世帯あたりの構成員数は平成7年の3.01人から平成17年には2.70人に減少しており、核家族化の進行とともに世帯規模の縮小化が確実に進んでいます。

こうした中、町民アンケート調査結果では、核家族化や転入住民の増加、住民の生活意識の変化などによって、「困ったときに助け合う親しい人がいる」といった回答は全体の3割弱にとどまるなど、隣近所との付き合いが次第に希薄になってきている状況が伺えます。

一方、「個人情報の保護に関する法律」が平成17年に施行され、個人の権利やプライバシーの保護の観点から、個人情報の適正な取り扱いの意識は高まりつつありますが、民生委員・児童委員等による地域福祉活動や災害時の連携など、真に支援を必要とする人の把握が難しくなりつつあるとともに、地域に住む住民相互の顔が見えにくくなっていることが懸念されています。

これらを踏まえ、住民へ日頃からの近所付き合いの必要性を周知し、また、主に転入住民を対象に、自治会への加入を促進していくことが求められます。

「2007年問題」の浮上

～ 地域社会の「担い手」として活躍できる環境づくりが課題 ～

本町における総人口の4.6%（平成17年12月末）を占める昭和22～24年生まれのいわゆる「団塊の世代」が60歳定年退職を迎え、生産年齢人口の減少などが危惧されています。

しかし、こうした「団塊の世代」は、今後、地域活動や地域福祉の担い手として期待される場所であり、地域の中でさまざまな分野にわたって活躍できるよう、そのための環境づくりに取り組むことが求められます。

高齢化の進行と介護保険法改正による制度改革

～ 高齢者が地域の中で安心して暮らし続けられる安心安全な環境づくりが急務 ～

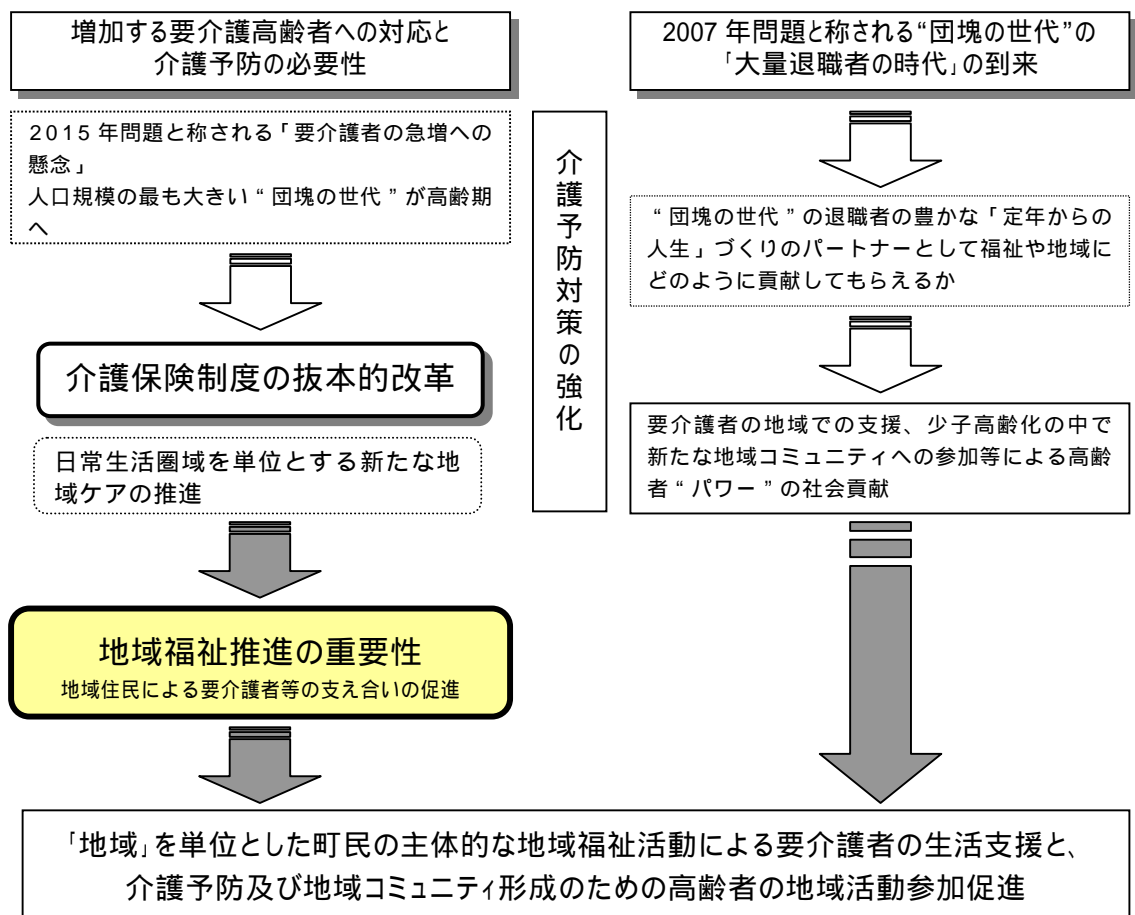
本町の合計特殊出生率は全国平均を上回る水準で推移している一方で、平成18年4月1日現在の高齢化率は16.4%に達しています。

現状では県内で2番目に低い高齢化率となっていますが、「団塊の世代」が高齢期を迎える「2015年問題」を見据えたとき、今後、要介護高齢者やひとり暮らし高齢者世帯など、高齢化の進行によって何らかの支援を必要とする人は確実に増加することが予想されます。

町民アンケート調査結果や地域懇談会（タウンミーティング）では、60歳以上の世代から、「高齢者の就労や生きがいづくりの機会の充実」や「ウォーキングなどが安心してできる道路環境の整備」といった意見が多く、生きがいづくりや健康づくりへの支援が特に求められています。

また、介護保険制度の改正により地域を単位とした「地域包括ケア」の考え方が導入され、要介護や要支援の状態にある高齢者を地域全体で支える仕組みがより一層強く求められています。

図 高齢化をめぐる課題



障害者基本法改正及び障害者自立支援法施行による障がい者福祉の抜本的な改革

～ 障がいのある人の地域での自立生活を支える取り組みが急務 ～

平成 18 年度より施行された障害者自立支援法では、身体・知的・精神といった障がい種別や年齢を超えて障がいのある人へのサービスを一元化し、地域の中で自立した生活ができるような総合的な自立支援システムの構築を目指しています。

しかし、障がいのある人が必要なサービスを受けながら地域の中で安心して暮らしていくためには、住民の幅広い理解と協力が不可欠であるとともに、就労支援の強化に向けた企業の協力も必要になります。

これらを踏まえ、相談内容が多岐に渡るケースについては複数の部署の職員で同時に対応するなど体制を整備するとともに、小地域福祉活動等を通して、障がいのある人の人権尊重や社会参加への住民の意識改革を進めていくことが強く求められています。

子どもの安全性の確保と健全育成

～ 地域で子どもを健やかに育むさらなる安全な環境づくりが必要 ～

平成 17 年における本町の合計特殊出生率は、国の 1.26（資料：厚生労働省「平成 17 年人口動態統計（確定版）」）に対して、1.53（資料：人口問題研究所）と高い値を維持しています。

子育て支援策については、「長泉町子育て支援総合計画（エンゼルプラン）」や「長泉町次世代育成支援地域行動計画」等に基づく積極的な取り組みとともに、犯罪の起きないまちづくりを地域ぐるみで進めるため、各小学校の通学区域の自治会を中心に、登下校時に「見守り隊」という防犯活動も実施されています。

こうした中、地域懇談会（タウンミーティング）などでは、「高齢者福祉だけでなく、もう少し子育てや子どもの育成に目を向けるべき」、「少子化対策の充実を」や「子どもが安心して外で遊べる安全なまちづくりを」など、子どもの健全育成や安全の確保に関する意見も見受けられました。

2 基本理念

長泉町では、町の最上位計画である第三次長泉町総合計画において『連帯感と活力あふれる いきいき生活タウン』を将来都市像として掲げ、その実現に向けた基本目標の一つを「ささえあい、笑顔があふれるまちづくり」としています。

本計画の目指す目標はこれと合致するものですが、今日における福祉の考え方の基調は、まず「住民自らが主体的、創造的に“自分らしく生きること”」が前提にあり、その上で、支援や援護が必要な時に適切かつ良質なサービスを主体的に選択でき、安心した生活を送ることができる環境をみんなで創り上げていく、いわば“人間力・地域力・福祉力の結集”(資料：静岡県地域福祉支援計画)が求められています。

一方、社会福祉協議会は住民の身近な組織として、これまでも地域福祉の一翼を担ってきましたが、今後は地域の各種団体や関係機関等との連携のもと、民間組織としての独自性をより一層発揮し、地域や住民が行う福祉活動の側面支援など、町全体の地域福祉の充実に向けた実践的な取り組みをより推進していくことが求められています。

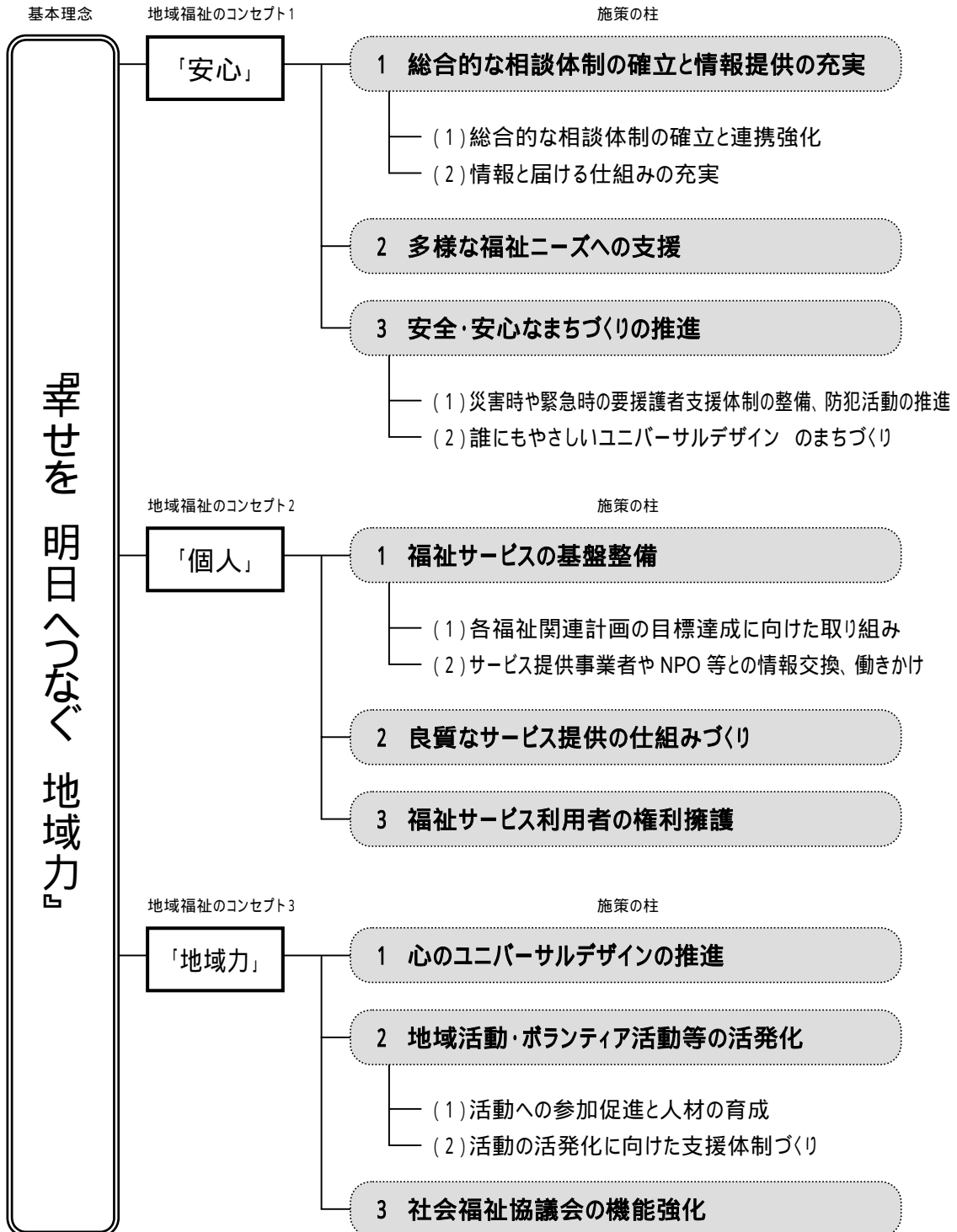
こうした考え方に立ち、両計画が目指す基本理念を、

『**幸せを 明日へつなぐ 地域力**』

と掲げ、本町における地域福祉を推進していきます。

3 施策の体系

本計画では、基本理念の実現に向けた地域福祉のコンセプトに「安心」、「個人」、「地域力」を掲げ、次のような体系で施策を推進していきます。



4 重点的取り組み方向

本町において、年齢や心身の状況、家族環境などによって異なる多様な支援ニーズを発見し、地域福祉を強力に推進していく上で、次の諸点を「重点的な取り組み方向（重点方向）」として掲げ、重点的かつ部門横断的な取り組みを進めます。

重点方向1 地域福祉を支える多様な担い手の育成

町民アンケート調査結果に示されるように、ボランティア活動や地域活動の経験者は高齢層が中心であり、全体として少数にとどまっていますが、その一方で、若年層を含め地域活動を未経験である半数近くの人が、何らかの活動に参加したいという希望を持っています。

また、「2007年問題」については、「多様な人材が地域に戻る」といった地域福祉推進のための、社会資源の創出機会として捉え、人材の発掘や活躍の場づくりに積極的に取り組んでいくことが必要です。

さらに、地域福祉の担い手確保のためには、ワーク・ライフ・バランスの推進を企業の社会的責任として定着させることが求められます。

これらを踏まえ、多くの住民が地域福祉への理解をより深められるよう、活動内容を知らせる広報を充実させるとともに、地域福祉を支える多様な担い手を研修等で育成し、住民主体の福祉活動の活発化を目指します。

表 関連する施策の方向

実施主体	地域福祉のコンセプト	施策の方向	該当ページ
町	個人	NPO 活動への支援	P80
		2007年問題への対応	P80
	地域力	啓発活動の推進	P94
		自治会への加入促進	P94
		生涯学習推進計画等との調整	P94
		企業や関係機関への協力要請の推進	P94
社会福祉協議会	安心	地域で気軽に相談できる人材の育成	P59
	個人	多様な福祉の担い手の育成	P80
	地域力	啓発活動の推進	P94
		ボランティアや福祉人材等の育成	P94

重点方向2 利用者本意の視点に立った相談・情報提供機能の強化

何らかの支援を求める人のニーズには、福祉・保健・医療・教育・就労など広範な領域にまたがるケースが少なくありません。このようなニーズに的確に対応していくためには、庁内関係部署との連携や他の専門機関等との連携強化が求められます。

このため、相談者が極力一つの相談窓口で多様なニーズに応じた的確な対応を受けることができるよう「総合相談センター」を設置して相談体制の強化を図るとともに、関係する専門機関との地域包括支援ネットワークづくりに取り組みます。

また、地域活動やボランティア活動への参加を促す際や、福祉サービス情報入手の際、広報活動充実の必要性は、町民アンケート調査結果や関係団体等インタビュー調査の中でも強く指摘されています。

このため、庁内関係部署はもとより、社会福祉協議会など関係機関・団体との相互連携のもとに、広報手段や内容の充実、また出前講座の活用など、より効果的な情報提供体制を確立します。

表 関連する施策の方向

実施主体	地域福祉のコンセプト	施策の方向	該当ページ
町	安心	相談対応の充実	P58
		身近な相談体制の確保	P58
		相談窓口の周知	P58
		利用者本意の視点に立った相談体制の整備	P58
		「広報ながいずみ」やホームページ等による情報提供の充実	P62
		情報ニーズの把握・分析	P62
		対話型情報提供の推進	P62
社会福祉協議会	安心	総合相談の充実	P59
		関係機関・団体等の活動支援	P59
		地域で気軽に相談できる人材の育成	P59
		情報提供機能の充実	P63
		対話型情報提供の推進	P63

重点方向3 地区社会福祉協議会の育成

近年、“加齢や障がいをはじめ、さまざまな生活上の不都合を抱えた人が、その人らしく、できる限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう支援する”という考え方の浸透とともに、その実現のためには、それらの人を地域の構成員として受け入れ、支えていくという地域社会、地域住民における役割の重要性の認識も広がりつつあります。

このような地域福祉の考え方は、支援を総合化し、要支援者の生活を面で支えていくことを意味しています。従って、公的な福祉サービス等の充実とともに、住民による自主的な福祉活動の推進や、地域における総合的な支援体制の構築が必要となります。

一方、「長泉町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の日常生活圏域や、校区安全会議（防犯を目的とした防災対策室に事務局を置く会議）など、町では住民に身近な範囲として小学校区を基本とした支援体制づくりを進めています。

これらを踏まえ、地域福祉の推進役を担う社会福祉協議会の専門機能の活用と体制強化を図るとともに、地域におけるコーディネート力や企画力、情報の発信・収集・提供能力など、“地域力”をより高めるために、小学校区単位を基本とした地区社会福祉協議会の育成に取り組みます。

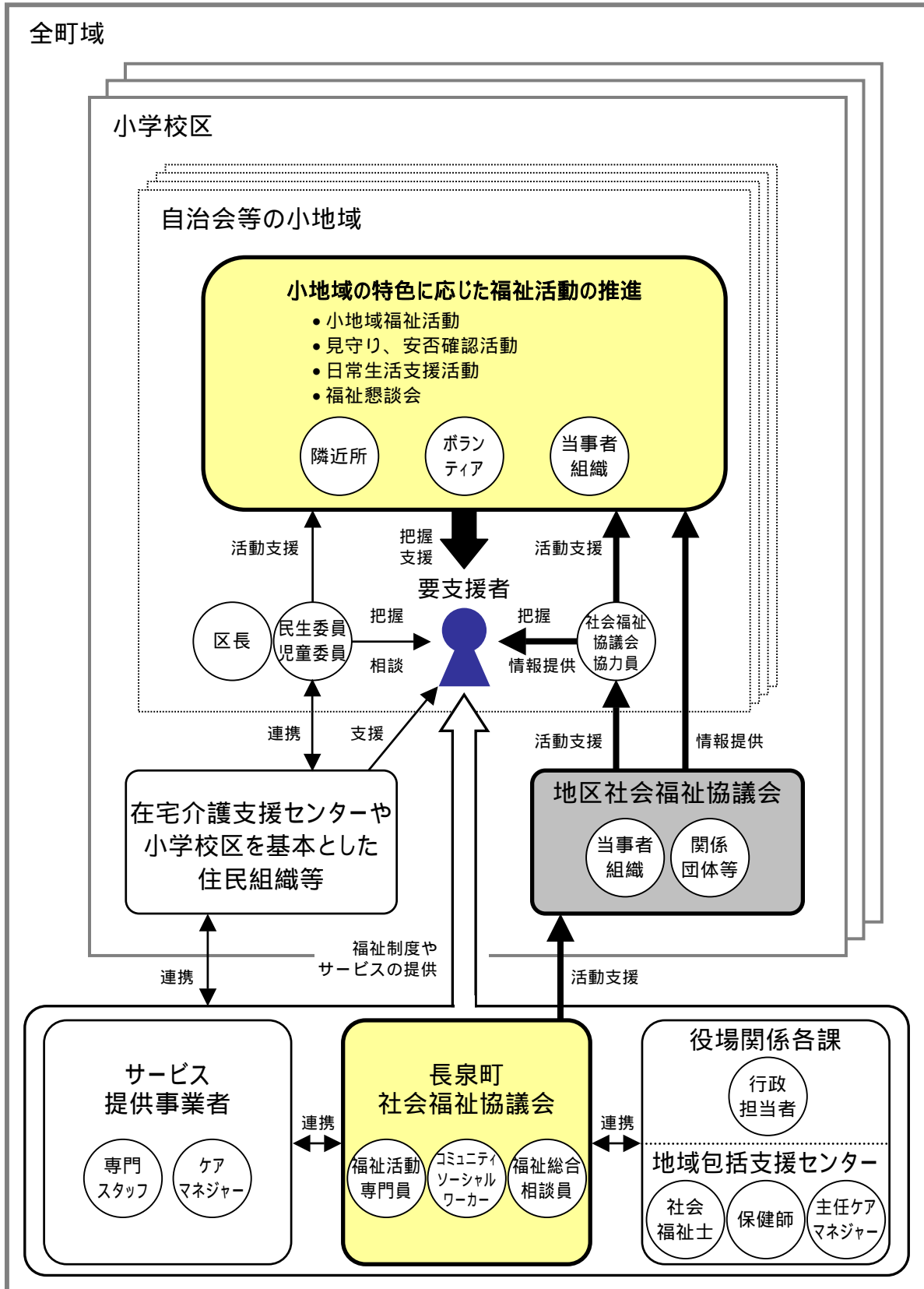
表 関連する施策の方向

実施主体	地域福祉のコンセプト	施策の方向	該当ページ
町	地域力	社会福祉協議会への活動支援	P101
社会福祉協議会	地域力	地域の総合的支援体制づくり	P101
		地域福祉活動計画の推進	P102
		社会福祉協議会の将来的なあり方の検討	P102

地区社会福祉協議会とは？

- 小学校区や自治会などを単位とする住民の身近な地域（小地域）の範囲で、住民が進んで福祉活動に参加できるよう市町村社会福祉協議会が設置する組織です。

図 地区社会福祉協議会の育成によって目指す総合的な支援体制

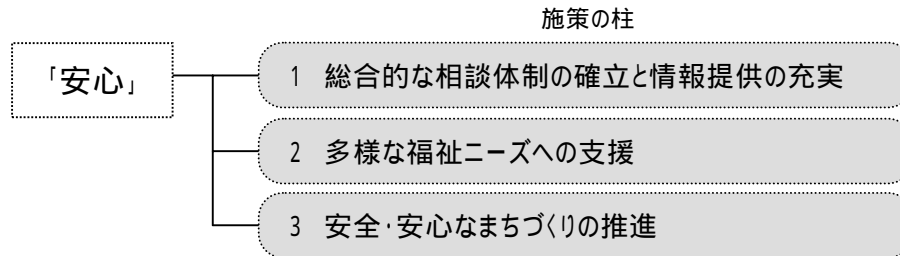


* 要支援者：ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯、日中ひとり暮らし世帯、認知症高齢者等

第4章

施策の方向

《地域福祉のコンセプト 1》 「安心」



基本的な考え方

誰もが住み慣れた地域で、家族や仲間といきいきと暮らしていくためには、“安心”を実感できる環境づくりが不可欠です。

そのためには、心配ごとや町・社会福祉協議会が実施しているサービスについて、気軽に相談することができたり、必要な情報をいつでも入手できることが必要です。

一方、地域には子どもから高齢者、障がいのある人をはじめ、世帯構成や生活環境の違いなど、さまざまな人が一緒に暮らしていますが、何らかの支援を必要としている人も少なくないのが実情です。こうした人たちが、いつまでも“安心”して暮らしていけるようにするためには、地域で共に暮らす人たちの見守りや支え合いの意識が重要となっています。

また、災害対策や防犯活動の充実、暮らしやすいまちづくりを進めることも、安心づくりにつながる重要な要素と考えられます。

こうした観点から、基本理念の実現を目指す地域福祉のコンセプトの1つ目として『安心』を掲げ、総合的な相談体制の確立と情報提供の充実、多様な福祉ニーズへの支援、安全・安心なまちづくりの推進を基調とした施策を展開していきます。

施策の展開によって期待される効果

- 自分や家族等に必要な各種制度や福祉サービスを利用することができます。
- 地域での支え合いや助け合いの意識が高まります。
- いざという時に必要な支援を受けることができたり、誰もが暮らしやすいまちとなります。

1 総合的な相談体制の確立と情報提供の充実

(1) 総合的な相談体制の確立と連携強化

現状と課題

町では総合相談室を設け、日常生活での悩み事や疑問など住民の多様な相談に応じています。保健福祉分野については、担当課の窓口をはじめ、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、保健センター、地域子育て支援センター等の機関で相談を行っているほか、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業として、相談支援事業も平成18年度より実施しています。

社会福祉協議会では、重要主要施策に福祉総合相談事業を掲げ、福祉に関する事や悩みごと・心配ごとなどの多岐にわたる分野の相談を週5日実施しています。

また、町では暮らしの悩み全般についての相談や、将来増加が予想される高齢者福祉の業務に対応できるよう福祉や介護関連の部署を集中させ、相談から行政サービスの手続きまでを1か所で済ますことができる「総合相談センター」の開設を平成19年度に予定しています。

一方、地域では民生委員・児童委員(75人)、主任児童委員(3人)、身体障害者相談員(4人)、知的障害者相談員(1人)、精神障害者家族相談員(1人)、保健委員(48人)が活動しており、福祉制度や日常生活に関わる相談を受けるとともに、必要な援助や指導を行っています。

こうした中、町民アンケート調査結果では、日々の生活で悩みや不安を感じていることについて、「特に悩みや不安はない」と回答した人は全体の1割強に留まり、残りの8割を超える人は何らかの悩みや不安をもっています。具体的な内容としては、「自分や家族の健康のこと」を挙げる人が全体の6割近くに上るほか、「自分や家族の老後のこと」が5割弱を占めており、「健康」と「老後」が住民にとって生活上の悩み、不安となっている状況が伺えます。

さらに、困ったときに助け合えるまちのイメージについては、「どんな問題でも相談できるところがある」ことが第1位に挙げられ、多くの住民が相談機能の充実を強く求めています。

これらを踏まえ、一人ひとりの多様な悩みや専門化する相談内容に対応するために、各相談窓口における専門職の配置など資質の向上や、ワンストップで対応ができる体制を検討します。

また、関係機関や地域の相談員との連携をより強化する必要があるとともに、誰もが気軽に相談ができる体制の整備と雰囲気づくりが重要となっています。

図 日々の生活で悩みや不安を感じていることについて(町民アンケート調査結果)

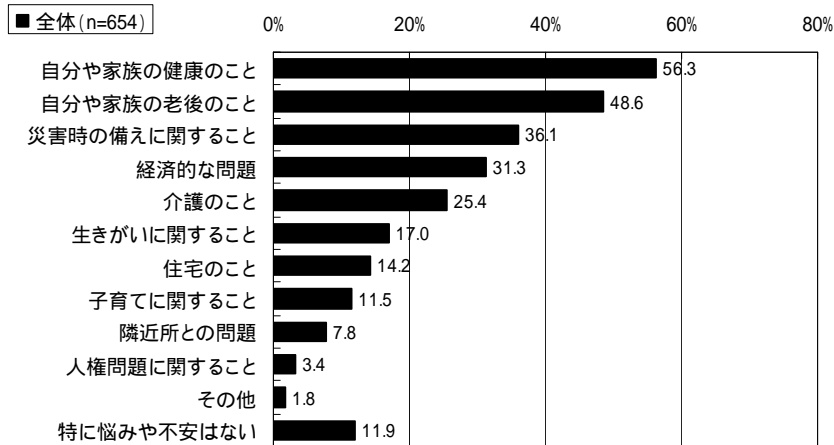
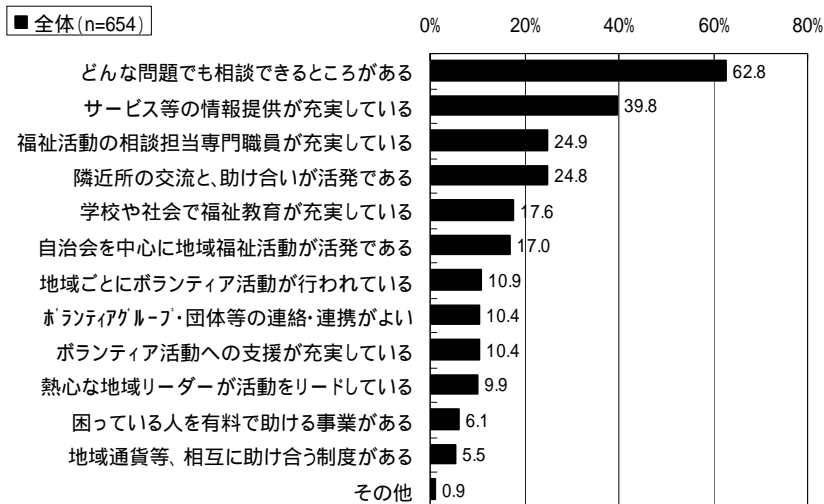


図 困ったときに助け合えるまちのイメージについて(町民アンケート調査結果)



町における施策の方向

相談対応の充実

重点方向2

- 地域包括支援センター、在宅介護支援センター、保健センター、地域子育て支援センター、各担当課窓口等で相談にあたる職員の資質向上とともに、積極的に地域へ出向いての対応など、気軽に相談できる体制づくりを進めます。
- 虐待（子ども・高齢者）、ドメスティック・バイオレンス、子育て、介護、障がい、介護予防、健康づくり、教育など、多岐に渡る相談や支援に総合的に対応できるよう、情報の収集や専門機関との連携強化に努めます。

相談体制のネットワーク化

- 個人情報の保護に留意しながら、庁内関係課、社会福祉協議会、関係機関等との相談内容の共有化やネットワークの構築による迅速な支援に繋がります。

身近な相談体制の確保

重点方向2

- 民生委員・児童委員や各種相談員の活動をより強化するために、研修や情報提供等の充実を図り、その活動を支援していきます。

相談窓口の周知

重点方向2

- 各種相談窓口一覧などの情報を「広報ながいずみ」やホームページ、住民が多く集まる地域の集会施設や商業施設等に掲載し、相談窓口の利用を促進します。

利用者本意の視点に立った相談体制の整備

重点方向2

- 関係する専門機関との地域包括支援ネットワークづくりに取り組むとともに、相談者が極力一つの相談窓口で多様なニーズに応じた的確な対応を受けることができるよう「総合相談センター」を設置し、相談体制を強化します。
- インターネットが持つ双方向性の機能を利用した相談や指導の実施など、情報通信技術を活用した相談体制の整備についても研究に取り組みます。

社会福祉協議会における施策の方向

総合相談の充実

重点方向2

- 住民の暮らしに密着した相談事業を推進する観点から、相談にあたる職員の資質向上や専門機関との連携を強化し、総合相談のさらなる充実に努めます。
- より身近な場所での相談が可能となるよう、公民館や集会施設等を活用した出張相談の実施についても検討していきます。

《具体的な事業》

福祉総合相談事業

相談体制のネットワーク化への参画

- 個人情報保護に留意しながら、町や関係機関等との相談内容の共有化を図るとともに、身近な相談機関の1つとしてネットワークづくりに参画します。

関係機関・団体等の活動支援

重点方向2

- 研修や情報提供の強化など、民生委員・児童委員、当事者組織 行う活動を支援し、地域における相談機能の充実に促進します。

《具体的な事業》

福祉団体事業

地域で気軽に相談できる人材の育成

重点方向1

重点方向2

- 福祉についての知識と理解を深めるとともに、福祉の現状などを学習する機会として総合福祉講座を開催し、身近な地域で福祉について気軽に相談できる人材を育成します。

《具体的な事業》

総合福祉講座

住民や地域等に期待する役割

〈住民一人ひとり、家庭〉

- 相談窓口の理解を深め、積極的に利用しましょう。
- 社会福祉協議会等が実施する福祉学習に参加しましょう。

〈地域、当事者組織〉

- 福祉について話し合う機会をつくりましょう。
- 民生委員・児童委員やボランティア等の活動を支援したり、福祉について気軽に相談できる人材を育成しましょう。
- 会員相互の情報交換を進めるとともに、町や関係機関が実施する研修等に参加しましょう。

(2) 情報を届ける仕組みの充実

現状と課題

町では、「広報ながいずみ」を月2回発行するとともに、ホームページ、FM放送広報、ケーブルテレビ放送広報、また各部署・機関独自の広報等も実施しています。社会福祉協議会においても、「福祉ながいずみ」の発行(年7回)やホームページ、リーフレット等を通じて、福祉情報の提供に努めています。「広報ながいずみ」、「福祉ながいずみ」、「議会だより」については、視覚に障がいのある人への情報提供を進めるために、ボランティアの協力を得て、“声の広報”の発行も実施しています。

こうした中、町民アンケート調査結果では、福祉サービスに関する情報の入手方法について、町の「広報ながいずみ」が約8割を占め最も高く、次いで社会福祉協議会の広報「福祉ながいずみ」が4割強となるなど、町や社会福祉協議会の広報誌が重要な役割を担っている様子がみられます。

一方、困ったときに助け合えるまちのイメージでは、「サービス等の情報提供が充実している」が約4割(第2位)を占めるとともに、社会福祉協議会の活動で今後期待する分野でも、「福祉に関する情報の発信」への回答が4割弱(第2位)に達するなど、住民の情報ニーズの高さが伺えます。

一方、関係団体等インタビュー調査では、“たくさんの情報が入手可能な時代ではあるが、それが活かされていない”、“高齢者や障がい者の中には視力が弱く内容が読めない人もいる”、“アパートやマンションに住んでいる高齢者の転入者は近所付き合いも少ないので、情報提供を積極的に行う必要がある”との意見があがっています。

また、地域懇談会(タウンミーティング)でも、“すべての人が平等に福祉を享受できるよう、制度やサービスの情報提供方法の工夫が必要”、“制度やサービスのことを知らない人が多いので、公民館等に情報を掲示してはどうか”といった意見もみられます。

近年、生活に関係するさまざまな制度改正等が実施され、これに伴い町や関係機関から提供する情報は増加傾向にあります。情報を一方的に“流す”だけでは、確実に住民に届いているとは言えません。高齢者や視力・聴力に障がいのある人のことを考えた場合、音声、点字、手話などによる多様な手法を用いた情報の伝達に加え、民生委員・児童委員や地域住民等によるきめ細かな情報提供の体制を確立していくことが必要であるとともに、情報の内容については、子どもから高齢者、障がいのある人まで、情報を利用する側の視点での工夫も求められています。

図 福祉サービスに関する情報の入手方法 (町民アンケート調査結果)

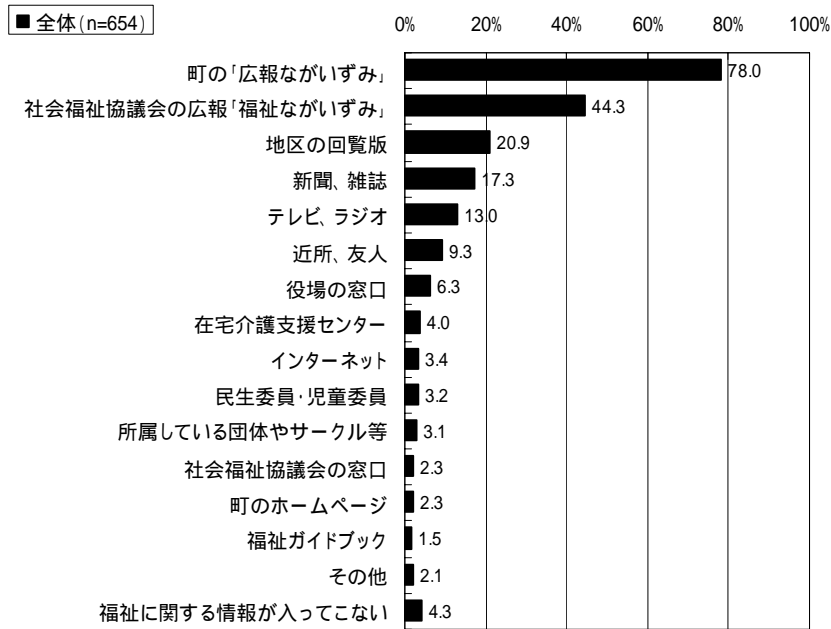
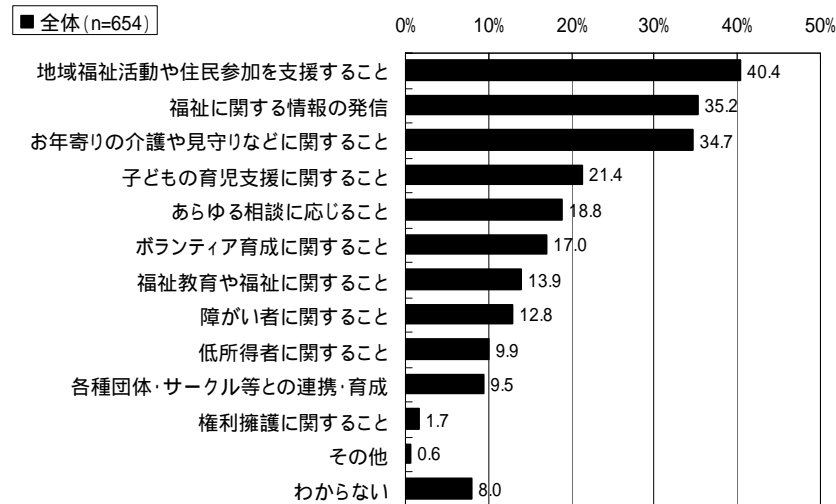


図 社会福祉協議会の活動に対する期待 (町民アンケート調査結果)



町における施策の方向

<p>「広報ながいずみ」やホームページ等による情報提供の充実 重点方向2</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「広報ながいずみ」やホームページに掲載する情報内容の充実とともに、ケーブルテレビ、FM放送、電子メール（パソコン・携帯電話）の活用など、多様な方法による情報提供を進めます。
<p>情報ニーズの把握・分析 重点方向2</p>	<ul style="list-style-type: none"> 庁内における情報提供の連携を強化するとともに、相談や問い合わせ件数等を分析し、分かりやく的確な情報の提供を実施します。 町政モニターとの連携を図りながら、「広報ながいずみ」やパンフレット等を作成する際に、住民が積極的に関わる仕組みを検討していきます。
<p>自治会、民生委員・児童委員や相談員を通じた情報提供の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自治会、民生委員・児童委員や各種相談員への情報提供を強化し、地域での情報提供活動を支援していきます。
<p>対話型情報提供の推進 重点方向2</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住民の要請に応じて、町職員が講師となり地域に出向き、行政の取り組み状況を説明したり、専門知識を活かした講座を実施することにより、住民の学習機会の拡充を図るとともに、町政に対する理解を深め、長泉町のまちづくりを推進することを目的に「ふれあい出前講座」を実施します。 必要に応じて、地域懇談会（タウンミーティング）や専門職による教室・講演会等を開催します。
<p>情報公開の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の保護に十分に配慮しながら、情報公開制度の適切な運用に努め、説明責任の徹底を図ります。
<p>情報提供におけるユニバーサルデザインの視点導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後、住民の利便性の向上を目的に推進される行政サービスの電子化（電子申請等）にあたっては、高齢者や障がいのある人等も利用できるよう、ユニバーサルデザインの視点で整備するよう努めます。

社会福祉協議会における施策の方向

情報提供機能の充実

重点方向2

- 町との情報提供に関する役割分担のもと、「福祉ながいずみ」やホームページに掲載する情報内容の充実とともに、分かりやく的確な情報の提供に努めます。
- 地域における福祉活動やボランティアの活動状況を積極的に紹介したり、地域や関係機関・団体等が行う活動に役立つ情報の提供など、情報ステーションとしての機能を整備します。
- 当事者組織やボランティア等の協力を得ながら、生活に必要な情報を利用者の視点から分かりやすく整理・要約し、情報提供の場面で活用していきます。

《具体的な事業》

「福祉ながいずみ」発行事業、ホームページ運営事業、視覚障がい者情報提供事業

対話型情報提供の推進

重点方向2

- 地域で福祉懇談会等を定期的を開催し、対話型情報提供を推進します。

《具体的な事業》

小地域福祉活動推進事業

住民や地域等に期待する役割

(住民一人ひとり、家庭)

- 町、社会福祉協議会、関係機関・団体等が発信する情報への関心を深めるとともに、情報を積極的に活用しましょう。
- 自分が欲しい情報を情報提供機関に伝えましょう。

(地域、当事者組織)

- ひとり暮らし高齢者、障がいのある人、母子家庭など、情報が入手しづらい人への支援に取り組みましょう。
- 会員への情報提供を積極的に進めましょう。

2 多様な福祉ニーズへの支援

現状と課題

本町においても高齢化は着実に進行しており、核家族化の進行と合わせて、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯は増加傾向にあります。

また、子ども世帯と同居していたとしても日中を一人で過ごしている“日中ひとり暮らし高齢者”、母子・父子家庭、介護を必要とする人や障がいのある人、子育てや家族の介護で悩んでいる人など、地域には何らかの支援を必要とする人が存在します。誰もが、住み慣れた地域でいつまでもともに暮らしていくためには、このような人たちの的確に把握し、地域で支えていくことが必要となっています。

社会福祉協議会では、平成14年度より地域での支え合いの場として、高齢者等を対象とした区単位の小地域福祉活動を推進しているほか、ひとり暮らし高齢者への食事会を月1回開催するなど、福祉制度に乗りにくい人の支援を行っています。各地域では、老人クラブによる友愛訪問も実施されています。

こうした中、関係団体等インタビュー調査では、“いざとなったら隣近所の人が一番頼りになると思う”、“個人情報の保護により、町から民生委員・児童委員への要援護者に関する情報提供がなく、時間が経過してから判るケースがあるなど適切な対応に問題を生じることがある”、“要介護認定を受けるほどではないが、日常生活（特に家事）でちょっとした支援を必要としている人もおり、ボランティア活動による支援は考えられないだろうか”、“小地域福祉活動は、ひとり暮らし高齢者のみを対象としないで、対象を広げた方がよいのでは”などの意見があがっています。

また、地域懇談会（タウンミーティング）では、“地域活動を活発化することで、顔が見えてくるのではないか”や“地域での活動を充実させていくことにより、民生委員・児童委員への負担が過度に増加することのないよう、活動をサポートする協力体制の考えるべき”といった意見もみられます。

本町では、これまでも自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、当事者組織、ボランティアなど、たくさんの組織や団体が地域での支え合い活動に取り組んでいますが、今後は、事業の目的・種類に応じて連携体制を整備し、増加する要支援者への支援を充実していくことが求められています。

町における施策の方向

民生委員・児童委員への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員の研修に、演習形式等による実践的なプログラムを取り入れたり、町の福祉、民生委員・児童委員等におけるニーズの把握や相談活動への支援を、社会福祉協議会と連携して支援します。
自治会活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 自治会における地域活動を「広報ながいずみ」やホームページ等を活用して紹介するとともに、転入者に対し、窓口において自治会の紹介等を行います。 地域での見守り意識を醸成するために、あいさつや声かけ運動を推進していきます。
当事者組織への加入促進	<ul style="list-style-type: none"> 各種手帳交付時に当事者組織の紹介を行うなど、組織における活動の活発化を促進します。
ケース会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ニーズ・相談内容が、複数の部署・機関に関係する場合は、必要に応じて、関係職員によるケース会議を開催します。

社会福祉協議会における施策の方向

福祉ニーズの把握と支援方法等の研究・開発	<ul style="list-style-type: none"> 福祉制度や従来のサービスでは十分に対応できない問題やケースを把握するために、民生委員・児童委員や関係機関、老人クラブをはじめとする当事者組織等との情報交換の充実に努めるとともに、少しでも解決できるよう新しいサービスの開発も視野に入れながら、それらの現状・課題の調査、研究を行います。 <p>《具体的な事業》</p> <p>民生委員・児童委員協議会活動との連携、調査研究活動事業</p>
小地域福祉活動の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 住民主体による地域福祉を实践する機会の一つとして、区を主体とした小地域福祉活動を位置付け、支援に取り組みます。 より多くの参加者や協力者を得るために、「福祉ながいずみ」やホームページへの関連情報の掲載をはじめ、町と連携した周知・啓発活動を強化していきます。 <p>《具体的な事業》</p> <p>小地域福祉活動推進事業</p>

在宅福祉サービスの推進による孤独感の解消等

- 孤独感の解消への支援や安否確認を行うために、ひとり暮らし高齢者を対象とした食事会等の充実を図ります。

《具体的な事業》

ひとり暮らし老人食事会「仲良会」事業

当事者の組織化の支援

- 福祉ニーズを有する人同士が、自分たちの課題を自分たちで解決していくために、同じニーズをもつ人たちが相互に連帯しあい、課題解決に向けての検討や行動をともに行えるような場・組織づくりを支援していきます。

《具体的な事業》

福祉団体事業

低所得世帯への支援

- 低所得世帯を対象に、歳末たすけあい配分金の交付、生活福祉資金や小口資金の貸し付けを行い、自立を支援していきます。

《具体的な事業》

歳末たすけあい配分金事業、生活福祉資金貸付事業、小口資金貸付事業

住民や地域等に期待する役割

(住民一人ひとり、家庭)

- あいさつ、声かけ、安否確認を積極的に実施しましょう。
- 民生委員・児童委員等が行う要支援者の把握活動に協力しましょう。

(地域、当事者組織)

- 要支援者の把握、情報の管理、緊急時における連携体制について、地域の福祉関係者を交えた話し合いを行い、実践に取り組みましょう。
- 活動内容の充実や周知による会員の増加に努めましょう。

3 安全・安心なまちづくりの推進

(1) 災害時や緊急時の要援護者支援体制の整備、防犯活動の推進

現状と課題

東海地震が発生した場合の本町の想定震度は「6弱以上」となっており、多くの建物が大破し、山崩れなども発生することで多数の死傷者が発生すると予想されています。

町では、広域避難場所・救護所・救護病院・福祉避難所・前線基地の整備や、自主防災会への支援・育成、総合防災訓練の実施、「広報ながいずみ」等による防災意識の啓発など、防災に関する多様な施策を実施しています。

また、社会福祉協議会では、災害発生時における災害ボランティア本部（センター）の立ち上げや活動を迅速に行うために、機材等の充実や関係機関等との連携の確保に努めています。

一方、青少年を取り巻く環境の悪化や地域における互助機能の低下など、さまざまな社会の悪循環を背景に、犯罪の多発や凶悪化が全国的な社会問題になっています。

町では、自治会からの要請による防犯灯の設置をはじめ、犯罪の起きにくい町づくりを進めるために、小学校区ごとに各種団体・住民代表・事業者・学校・警察・行政機関の職員等で構成される「校区安全会議」を組織化し、地域における自主的な防犯活動を支援するとともに、携帯電話等を利用した不審者等情報発信サービスを実施しています。

こうした中、町民アンケート調査結果では、地域が果たすべき役割や相互扶助に期待することについて、「災害や防災対策」が7割強を占め最も高く、次いで「安全や治安への取組み」が全体の半数を占めるなど、住民における防災・防犯への関心の高さが伺えます。

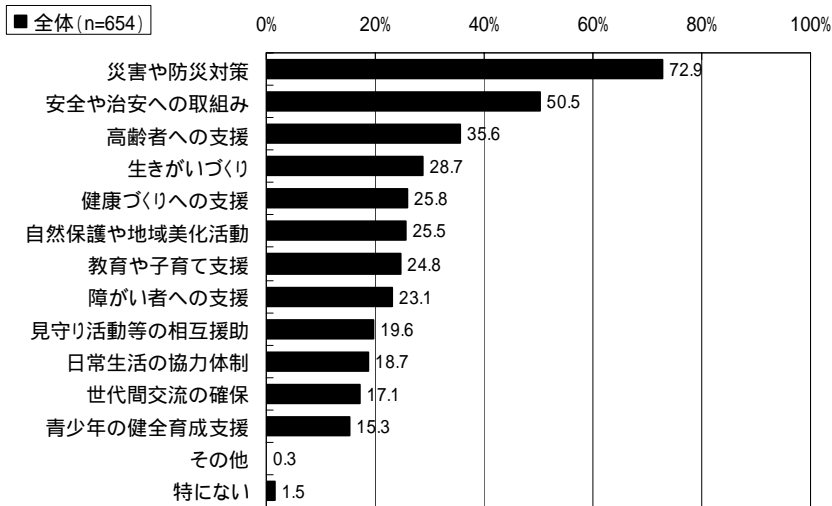
関係団体等インタビュー調査や地域懇談会（タウンミーティング）では、“ 今後は自主防災組織とともに要援護者の視点に立った防災訓練を実施していきたい ”、“ 民生委員・児童委員や消防団などそれぞれが把握している要援護者情報の共有化や地域住民への開示も必要 ”、“ 自主防災組織や区の役員、民生委員・児童委員で全ての要援護者をフォローするには限界があり、隣近所など一番近くにいる人が支援することが大事 ” といった意見もあがっています。

災害発生時においては、災害時要援護者はスムーズな対応が難しく、また生命や身体
の危険に直結するため、救出・救護体制、被災後の支援体制を整える必要があります。

そのため、今後、町全体の防災対策にあたっては、災害時要援護者を意識した防災施
策の推進や、高齢者や障がいのある人が地域での自主防災活動に参加できるしくみづく
りなどが重要となっています。

また、防犯対策の推進にあたっては、町や警察等の関係機関による取り組みとともに、
「見守り隊」、「スクールガードリーダー」、「長泉のびのびスマイル」をはじめとする地
域での見守り、声かけ運動の実施など既存の活動を活かしつつ、地域ぐるみの防犯活動
のさらなる推進が必要となっています。

図 「地域」としての役割や相互扶助に期待すること(町民アンケート調査結果)



町における施策の方向

防災に対する意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> • 防災意識を高め、必要な知識を身につけるため、学校などにおける防災教育や「広報ながいずみ」等を活用した住民への啓発、情報提供を充実します。 • 地震発生時の家具転倒による事故を防ぐために、民生委員・児童委員等による災害時要援護者世帯への設置の呼びかけを行い、家具転倒防止事業の実施を検討します。
地域における自主防災体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> • 広報等により、自主防災組織の重要性を広く周知し、自主防災組織における活動の活性化を支援していきます。
障がいのある人に配慮した防災訓練の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 町・自主防災組織が実施する避難訓練に手話通訳者を派遣するなど、障がいのある人に配慮した実施を呼びかけていきます。 • 障がいのある人が利用する施設等については、防災訓練等を活かした避難行動マニュアルを整備するとともに、地域の協力による支援体制の確保に努めます。
災害時要援護者の把握と支援体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> • 個人情報の保護に留意しながら、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、ボランティア等との連携のもと災害時要援護者の把握を行うとともに、地域住民の協力を得ながら災害時の支援体制づくりを推進します。 • 「民生委員・児童委員発災害時一人も見逃さない運動」の実施により、災害時に支援が必要と思われるひとり暮らしの高齢者や障がいのある方などの状況把握を行い、同意方式による要援護者名簿を作成します。その後、要援護者マップを作成し、災害時の支援体制を整備します。 • 福祉施設との連携・協力による緊急入所体制を確保するとともに、避難場所への医療・介護関係者の派遣など、避難後のケアに関する支援体制を確保します。
緊急時における情報伝達手段の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 地域防災無線、防災 FAX、携帯電話（レスキューナウを含む）、インターネットなど、緊急時における多様な情報伝達手段を確保するとともに、関係機関等における連携体制づくりを、地震対策オペレーション 等への積極的な参加を通じて進めます。

消費生活への支援

- 高齢者等が悪質商法や詐欺等に遭わないように、悪質商法に関する情報提供の充実に努めるとともに、町の消費生活相談や静岡県東部県民生活センターの利用について広報・啓発を行います。

地域における防犯体制の強化

- 「広報ながいずみ」やパンフレットの配布による防犯に関する知識、対応行動等の普及を図ります。
- 地域ぐるみで犯罪の起きにくいまちづくりを進める観点から、小学校区を基本に設置された校区安全会議を支援し、住民における自主的な防犯活動を促進していきます。
- 防犯灯の設置への支援など、犯罪が発生しにくい環境の整備を進めます。
- 町内で発生した不審者等の緊急情報を、携帯電話やパソコンへメールで配信する情報発信サービスの利用促進を図ります。

社会福祉協議会における施策の方向

災害時におけるボランティア体制の充実

- 災害ボランティアの育成・確保に努めるとともに、社会福祉協議会が設置する災害ボランティア本部（センター）の設備の充実に努めます。
- 災害時ボランティアの活動マニュアルを作成するとともに、関係機関との連携のもと災害ボランティア本部（センター）立ち上げ訓練等を実施します。
- 災害時における近隣の社会福祉協議会との連携体制を確保します。

《具体的な事業》

災害ボランティア本部（センター）スタッフ養成講座、災害ボランティア支援事業

地域における災害時要援護者把握への支援

- 民生委員・児童委員が行う災害時要援護者の把握や福祉マップ等の作成への支援を行います。
- 電子地図の導入による要援護者マップの効率的な活用と継続的な管理体制の確立に向けて、民生委員・児童委員協議会、町と協働し、調査研究を進めていきます。災害時には、災害ボランティア本部（センター）における活用を図っていきます。

住民や地域等に期待する役割

(住民一人ひとり、家庭)

- 家庭で災害時の対応や防犯についての話し合いをしましょう。
- 地域が行う防災や防犯に関する活動に参加しましょう。

(地域、当事者組織)

- 自主防災組織、自治会、消防団、民生委員・児童委員、地域住民等による連携を強化するとともに、避難訓練等の充実や、災害時要援護者を含めた要援護者マップ作成に取り組みましょう。
- 地域住民・自治会・関係団体・学校・警察等が連携した防犯パトロール活動の実施や、隣近所の見守り、小地域における防犯活動を推進しましょう。
- 自主防災会員同士の連携体制を確保するとともに、地域が行う自主防災活動に参加しましょう。



災害ボランティア本部(センター)スタッフ養成講座

(2) 誰にもやさしいユニバーサルデザインのまちづくり

現状と課題

高齢社会の進展、また障がいのある人の社会参加に伴い、建築物、道路、公共交通などそれぞれの領域で、高齢者や障がいのある人等を対象とするバリアフリーの動きとともに、さらに一歩進んだ「すべての人のためのデザイン(構想、計画、設計)」というユニバーサルデザインへの取り組みも進んでいます。

国においては、ハートビル法と交通バリアフリー法を一本化した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)を平成18年12月に施行し、公共交通や道路、路外駐車場、公園施設、建築物におけるユニバーサルデザインの一層の推進を図ろうとしています。

一方、県においては、「静岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、平成8年から建物や公共交通機関などにおける移動の障壁の除去や思いやりの心の醸成など、誰もが住みよい福祉のまちづくりを推進するとともに、「しずおかユニバーサルデザイン2010」に基づき、ユニバーサルデザインの考え方の普及や、誰もが安心・安全で快適に利用できる施設・建物・環境の整備を進めています。

本町においても、側溝蓋の床版化や車道と歩道の擦付部の段差解消など、バリアフリーを取り入れた歩道改良工事を実施しているほか、新たに整備する公共施設等については、ユニバーサルデザインに配慮した構造としています。

こうした中、地域懇談会(タウンミーティング)では、“未整備や狭い歩道、段差の問題などがあって、子どもや高齢者の歩行、自転車やベビーカーでの走行、近年増加している高齢者などの電動車椅子やシルバーカーの走行に危険を伴う箇所が多すぎる”といった指摘や、“バリアフリーのまちづくりを進める必要がある”、“危険箇所を住民に周知していくことも必要ではないか”といった意見もあがっています。

今後は、子どもから高齢者、障がいのある人など誰もが安全かつ円滑に移動でき、また活動の場を広げ、自由な社会参加を活発化するために、ユニバーサルデザインに配慮した道路や公共施設の整備を進めていくとともに、足りない部分については周囲の人が「心のユニバーサルデザイン」を実践できるよう、ユニバーサルデザインの考え方の普及を進める必要があります。

町における施策の方向

広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> • バリアフリー、ユニバーサルデザインへの理解促進のための広報・啓発活動を推進します。
公共施設等におけるバリアフリー、ユニバーサルデザイン導入の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 既存の公共施設におけるユニバーサルデザイン化を計画的に実施していきます。 • 公共施設の新設時などには、高齢者や障がいのある人など、だれもが安心して自由に利用、移動、社会参加できるような設計・建設を行います。
道路・街路のユニバーサルデザイン化の促進	<ul style="list-style-type: none"> • 危険箇所の把握による道路の拡幅やユニバーサルデザインを考慮した歩道の設置を進めるとともに、カーブミラー、ガードレール、視覚障がい者誘導ブロック等の交通安全施設の整備を進めます。 • 交差点の改良や視覚障がい者用付加装置付信号機の適正な設置に努めます。 • 企業や商店等の協力を得ながら、路上の看板や放置自転車などの障害物の除去、障がい者専用駐車スペースの確保等を要請するなど、民間施設におけるバリアフリー化を促進していきます。
公共交通機関を利用しやすい環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> • 鉄道駅舎のユニバーサルデザイン化やバス停留所の改良、低床バスの導入促進など、関係機関との連携による公共交通機関を利用しやすい環境づくりを推進します。
移動支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 障がいのある人を対象とした移動支援事業等を実施するとともに、町内における公共交通の空白地域への対応を検討していきます。

社会福祉協議会における施策の方向

外出・移動支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 手話通訳者の派遣による障がいのある人の社会参加を支援するとともに、外出支援ボランティアの育成や移動・外出支援に係る事業の充実を図ります。 <p>《具体的な事業》</p> <p>手話通訳者派遣事業、ボランティア養成事業</p>
------------	--

地域が行う把握・点検活動への支援

- 交通の危険な所や介助等支援が必要な場所などを把握・点検する地域が行う活動について、「福祉ながいずみ」やホームページでの調査結果の公表や、関係機関等への提言活動を行います。

《具体的な事業》

調査研究活動事業

住民や地域等に期待する役割

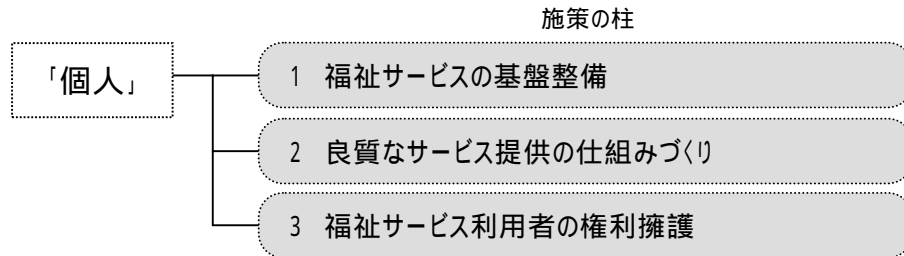
（住民一人ひとり、家庭）

- 町中で、困っている子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等を見かけたら、支援をしましょう。
- 県等が主催するユニバーサルデザイン関係の講座に、積極的に参加しましょう。

（地域、当事者組織）

- 地域（主に各区）で交通の危険な所や介助等支援が必要な場所などを把握・点検し、町への改善要請や地域で可能な改善に取り組みましょう。
- 会員を対象とした交通安全教室の開催など、交通安全に関する周知に努めましょう。

《地域福祉のコンセプト 2》 「個人」



基本的な考え方

福祉制度においては、その人本人に必要なサービスを自らが選択し、サービス提供事業者と契約を結ぶといった仕組みが介護保険法や障害者自立支援法の施行によって導入されるなど、“個人”を支援する環境づくりが進められています。

地域での生活を支える福祉サービスの充実は、誰もが望む重要な事項として捉えられますが、必要な時に利用することができるよう、サービスを提供する基盤の整備とともに、質の高いサービスを確保することが求められています。

こうした観点から、基本理念の実現を目指す地域福祉のコンセプトの2つ目として『個人』を掲げ、福祉サービスの基盤整備、良質なサービス提供の仕組みづくり、福祉サービス利用者の権利擁護を基調とした施策を展開していきます。

施策の展開によって期待される効果

- 自分が利用したい福祉サービスを利用することができます。
- 財産管理やサービス利用時の契約行為等に不安のある人も、安心して制度や福祉サービスを利用することができます。

1 福祉サービスの基盤整備

(1) 各福祉関連計画の目標達成に向けた取り組み

現状と課題

町では、次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画として、平成16年度から平成21年度を計画年度とする「長泉町次世代育成支援地域行動計画」を策定し、子育て支援の推進に取り組んでいます。

計画の推進にあたっては、庁内における連携体制の確保とともに、「長泉町児童環境づくり推進委員会」により、相互の情報交換、連絡調整を行い、住民と町との協働体制の確保を図っています。

高齢者福祉では、老人福祉法、老人保健法、介護保険法に基づく法定計画として、平成18年度から平成20年度を計画年度とする「長泉町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、介護保険サービス、高齢者の保健福祉サービス、生きがいづくり等の推進に取り組んでいます。

計画の推進にあたっては、介護予防の推進、包括的かつ継続的なサービス体制の確立のため、平成18年度から創設された「地域包括支援センター」を中心に、関係部署・機関における緊密な連携のもと、計画を効果的、総合的に推進していきます。

障がいのある人の自立支援については、障害者基本法に基づく法定計画として、平成16年度から平成20年度を目標年度とする「第2次長泉町障害者計画」を策定しています。

また、障害者自立支援法に基づく法定計画として、平成18年度から平成20年度を目標年度とする「長泉町障害福祉計画」を策定し、目標数値に対する達成度等を点検・評価し、地域の実状及び課題の把握に努めるとともに、両計画の終了年度である平成20年度には、新たに「障害者計画・障害福祉計画策定委員会(仮称)」を設置し、事業全体及び施策の総括・見直しを行うこととしています。

今後は、町における各計画の着実な進行とともに、住民ニーズ等の変化に対応した柔軟かつ総合的な施策の調整とともに、社会福祉協議会は、その独自性を発揮しながら、各計画で期待されている役割を十分に果たしていくことが求められています。

町における施策の方向

子育て支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「長泉町次世代育成支援地域行動計画」に基づき、保護者の子育てに対する不安や負担を軽減するとともに、子どもの目線に立った子育て支援体制の整備と保育サービスの充実を図ります。
高齢者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> 「長泉町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護予防や生きがいづくりに重点を置いた施策の展開とともに、民間事業者と連携を図りながらバランスの取れた施設及び在宅での高齢者保健福祉サービス・介護保険サービスを進めます。
障がいのある人の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> 「第2次長泉町障害者計画」、「長泉町障害福祉計画」に基づき、障害福祉サービスの基盤を整備するとともに、地域生活支援事業等の充実を図り、障がいのある人の自立を支援していきます。 就労支援として、ジョブコーチの活用、町から事業所への理解促進、法定雇用率の遵守徹底を、関連部署と協力して進めます。
健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 健康に関する調査や計画づくり、保健衛生に関する情報の提供、健康診査及び事後指導などの保健サービスを提供します。特に、「一次予防」の取り組みを重視します。
生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「長泉町生涯学習推進計画(まなびあいプラン)」に基づき、福祉の町づくりの学習機会を提供し、福祉教育やボランティア活動を促進します。
施策の総合化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある子どもや高齢者への支援、子育て支援における教育環境の充実、高齢者の健康づくりの推進など、個別福祉計画の推進にあたっては、ライフステージや生活環境等を踏まえた施策の総合化を進めます。
個別福祉関連計画の達成状況の評価	<ul style="list-style-type: none"> 個別福祉関連計画に設定された目標等の達成状況を福祉関係者や住民代表等で構成される組織で定期的に評価し、その結果を「広報ながいずみ」やホームページ等で公表していきます。 達成状況の評価結果を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しに取り組みます。その際、ホームページ等にて、パブリック・コメント制度を実施し、住民意見を反映させます。

社会福祉協議会における施策の方向

町における計画推進への参画	<ul style="list-style-type: none"> •町の個別福祉計画に掲げられた社会福祉協議会が担う役割について、町や関係機関との連携のもと、事業の実施に取り組みます。
介護保険サービス、障害福祉サービスの実施	<ul style="list-style-type: none"> •「長泉町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「長泉町障害福祉計画」に基づく法定サービスについて、必要なサービス提供量の確保に努めます。 <p>《具体的な事業》</p> <p>介護保険事業、障害福祉事業</p>
在宅福祉サービスの充実と介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> •ひとり暮らし高齢者をはじめ、児童・高齢者・障がいのある人等の幅広い各層の福祉ニーズに対応した在宅福祉サービスの充実に努めます。 <p>《具体的な事業》</p> <p>ひとり暮らし老人食事会「仲良会」事業、介護用品紹介事業、介護用品貸出事業、ひとり親家庭社会参加事業、新入学児童祝い品贈呈事業、介護予防事業</p>
新たな福祉サービスの創出	<ul style="list-style-type: none"> •既存の在宅福祉サービスの充実とともに、住民の福祉ニーズを把握した上で、必要なサービスの開発・事業化に取り組みます。 <p>《具体的な事業》</p> <p>調査研究活動事業</p>
福祉施設の適正な運営	<ul style="list-style-type: none"> •町の主要福祉施設である福祉会館、在宅福祉総合センター（いずみの郷）について、指定管理者として適切な管理運営を行い、充実した福祉サービスの提供と地域福祉の推進に寄与していきます。 <p>《具体的な事業》</p> <p>福祉会館運営事業、在宅福祉総合センター管理事業、在宅福祉総合センター食堂運営事業</p>

住民や地域等に期待する役割

(住民一人ひとり)

- 福祉関連計画の内容を、広報ながいずみ、町ホームページ、担当窓口を通じてよく理解し、計画の推進に協力しましょう。

(地域、当事者組織)

- 地域内で必要な活動やサービスの創出に取り組みましょう。
- 地域等との連携を図りながら、必要な活動やサービスの創出に取り組みましょう。

(サービス提供事業者)

- 利用者のニーズ等を把握し、サービス内容の改善、充実を図りましょう。

(2) サービス提供事業者や NPO 等との情報交換、働きかけ

現状と課題

誰もが住みなれた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続していくためには、保健・医療・福祉など必要なサービスが、日常生活圏域に整備され、しかも総合的に利用できるよう、それぞれが連携し機能することが必要です。

また、今日の福祉ニーズは、多様化し、かつ“身近に手軽に”を前提としたものが多いため、住民・地域・民間企業・町が一緒になってサービスを生み育てることが不可欠となっています。

そのために、町、社会福祉協議会、サービス提供事業者、各種団体等における情報交換や事業等の連携をより強化することが必要であるとともに、新たなサービスの基盤を確保する観点から、ボランティアや NPO の育成も重要となっています。

町における施策の方向

サービス提供事業者との連携強化

- サービス提供事業者との定例会等を開催し、情報の交換や提供など連携体制の確保に努めつつ、必要なサービス提供基盤の確保に努めます。

社会福祉協議会との連携強化

- 社会福祉協議会を地域福祉の中心とし、更に連携を強化していきます。

NPO 活動への支援

重点方向1

- 住民活動をより活発化する観点から、NPO に関する情報提供や相談、NPO 法人化への支援など、活動を支援する組織の設置に向けた検討に取り組みます。
- ふじのくに NPO 活動センター、東部及び西部地域交流プラザ、しずおか NPO の森(NPO 情報ポータル)など、NPO 活動に関係する機関等の周知や利用促進に努めます。

2007 年問題への対応

重点方向1

- 2007 年に団塊世代の定年退職が始まり、技能・技術の消失や継承が問題とされています。団塊世代の生きがいつくりとともに、地域活動やボランティア活動に参加できる機会を確保、拡充します。

社会福祉協議会における施策の方向

社会福祉関係機関等との連携強化

- より効果的な事業等を推進するために、福祉施設をはじめとする社会福祉関係機関等との連携や連絡調整に努めます。

《具体的な事業》

社会福祉関係事業所との連携と情報の共有体制の確保

NPO との連携強化

- 町内における NPO 活動の実態把握に努めるとともに、情報交換等の場を設置し、連携を強化していきます。

《具体的な事業》

NPO との連携及び調整

多様な福祉の担い手の育成

重点方向1

- ボランティアや NPO などの養成講座を充実し、住民が主体となった多様な活動やサービスが生み出せる人材づくりを進めます。

《具体的な事業》

ボランティア連絡会支援事業

2 良質なサービス提供の仕組みづくり

現状と課題

福祉サービスに関する苦情や意見等については、町の担当課をはじめとする各相談窓口で対応をしているほか、サービス提供事業者の苦情受付窓口でも対応を行っています。

また、静岡県社会福祉協議会に設置されている「静岡県福祉サービス運営適正化委員会」では、サービス利用者からの苦情や意見等の受付とともに、事情調査や助言等による解決に向けたあっせんを実施しています。サービスの質の向上を図るための仕組みでもある福祉サービス第三者評価制度 については、静岡県は平成 16 年度から導入を開始し、現在では障がい者施設の一部も対象となっています。

サービス提供事業者でもある社会福祉協議会では、実施する介護保険事業サービスや地域福祉サービス等の苦情に対応するため、苦情受付担当者、苦情解決責任者を設置して福祉サービスの向上に努めているとともに、公平・公正な苦情解決を目指す観点から、第三者委員制度を導入しています。

今後は、サービスの量だけでなく、いかにしてサービスの質を高めていくかが重要となっています。特に、高い介護保険料を払っている団塊世代は、現在の介護保険サービスのレベルでは満足できず、より高いサービスを求めてくることが予想されます。

さらに、福祉サービスを利用する場合、複数のサービスを必要とすることも多く、またサービス内容が福祉分野に限られるわけではありません。そのため、保健・医療・福祉の各分野が連携し、サービスが総合的に提供される必要があり、サービスをマネジメントする仕組みが重要となっています。介護保険制度では要介護（要支援）に認定された高齢者について、介護支援専門員（ケアマネジャー）が保健・医療・福祉の各種サービスを結びつける「ケアマネジメント」を実施していますが、それ以外のさまざまな生活課題を抱えた人に対しても、介護保険制度と同じようなケアマネジメント の導入が求められています。

町における施策の方向

福祉サービスに関する苦情や意見等への対応強化	<ul style="list-style-type: none"> • 町の窓口等における相談体制を強化するとともに、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、各種相談員、サービス提供事業者、県などの関係機関と協力し、福祉サービスに関する苦情等を把握し、改善していきます。 • 静岡県社会福祉協議会に設置されている静岡県福祉サービス運営適正化委員会が実施する福祉サービスの苦情解決制度を「広報ながいずみ」等で周知し、利用を促進します。
サービス提供事業者との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> • 居宅介護支援事業者連絡会などの事業者との定例会議の開催により、情報の交換や提供を行い、連携体制の確保に努め、サービスの質の向上を推進します。 • サービス提供事業者に対して、利用者からの苦情受付や解決を行う体制の整備・充実を要請していきます。
第三者評価制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 県が実施する福祉サービス第三者評価制度の受審をサービス提供事業者に呼びかけます。 • 障害者自立支援法に基づき設置する地域自立支援協議会の体制・機能等に併せて、町における第三者評価の体制づくりを検討していきます。
介護サービス情報の公表制度への対応	<ul style="list-style-type: none"> • 平成 18 年度から実施されている介護サービス情報の公表制度を踏まえ、ホームページ等を活用した町独自の情報提供など、利用者のサービス選択を支援する施策を検討します。
地域包括ケア会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> • 保健・医療・福祉関係者からなる地域包括ケア会議を定期的に行い、支援を必要とする人が個々の状態に応じた適切なサービスが受けられるよう、サービス情報の共有や支援の総合調整を実施します。
ケアマネジメント従事者の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> • ケアマネジメントの質の向上を図るため、研修会を実施し、県及び事業者とも連携を図りながらケアマネジャー等に対する支援及び資質の向上に努めます。

社会福祉協議会における施策の方向

社会福祉協議会が実施する福祉サービスの質の向上

- 社会福祉協議会が実施する福祉サービスの質の向上を図る観点から、「福祉ながいずみ」やホームページ等で苦情解決窓口を広く周知するとともに、窓口対応や第三者委員の活動をより充実していきます。
- サービス提供事業者として、「静岡県福祉サービス第三者評価事業」や「介護サービス情報の公表制度」への対応を行います。

《具体的な事業》

苦情解決窓口設置事業

町の福祉向上を目指した調査研究の推進

- 福祉総合相談や各事業を通じて把握した、福祉サービスに関する住民の要望等を整理・分析し、町が進める福祉施策への提言等に取り組みます。

《具体的な事業》

調査研究活動事業

介護サービス提供事業者としてのケアマネジメント体制の充実

- 介護保険制度における居宅介護支援を実施するサービス提供事業者として、ケアマネジャーの資質向上に努めるとともに、地域包括支援センターとの連携のもと、ケアマネジメント体制を充実していきます。

《具体的な事業》

介護保険事業

住民や地域等に期待する役割

(住民一人ひとり)

- 福祉サービス一覧表等のパンフレットや冊子を読んで、内容の理解を深めましょう。

(サービス提供事業者)

- サービス内容等の情報公開に努めるとともに、職員の資質向上や県が実施する福祉サービス第三者評価制度の受審によるサービスの質を向上しましょう。
- 利用者の声を基に、サービス内容を改善し、より良いサービス提供へつなげましょう。

3 福祉サービス利用者の権利擁護

現状と課題

認知症高齢者や知的障がいのある人の中には、財産の管理や日常生活で生じる契約など、判断が求められる行為を行う時に、不利益を被る人がいます。こうした人たちの権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業（旧 地域福祉権利擁護事業）があります。

今後は、認知症高齢者の増加とともに、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などに関する相談の増加が予想されます。

これらを踏まえ、本町においても成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実していくことが求められます。

成年後見制度とは？

- 自分で財産管理や介護等の契約行為が困難であったり、悪質商法の被害に遭う恐れがある人を法律的に保護する制度で、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。
- 法定後見制度は、判断能力の程度に応じ補助・保佐・後見の三段階に分かれ、医師の診断書を添えて本人や配偶者などの親族等が家庭裁判所に申し立て、補助人等を選任してもらいます。身寄りがない人等については町長に成年後見の申し立て権が与えられています。
- 任意後見制度は、本人が自ら選んだ任意後見人に対し、将来判断能力が不十分になった時の生活や財産管理等に関する事務の全部又は一部について代理権を付与する制度で、任意後見人と公正証書により任意後見契約を締結しておく制度です。

日常生活自立支援事業(旧 地域福祉権利擁護事業)とは？

- 成年後見制度の対象とはならないまでも、判断等の支援が必要な人を対象として、社会福祉協議会でされています。
- 福祉サービスを利用するにあたって必要な手続きや利用料の支払い、苦情解決制度の手続きなどを、本人との契約により助言・相談、代行、代理等の方法により援助します。

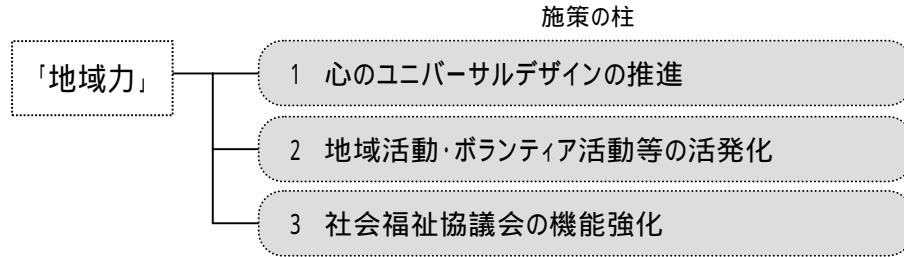
町における施策の方向

-
- | | |
|---------------------|---|
| 権利擁護に係る制度の周知 | <ul style="list-style-type: none"> • 「広報ながいずみ」やホームページ、ケーブルテレビ等を活用し、成年後見制度や社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の利用を促進します。 |
| 高齢者や障がいのある人の権利擁護の推進 | <ul style="list-style-type: none"> • 地域包括支援センターにおける包括的支援事業の中で、高齢者等を対象とした権利擁護事業を実施します。 • 認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の成年後見制度の利用を支援し、権利の擁護を図ることを目的とする成年後見制度利用支援事業を実施します。 |
-

社会福祉協議会における施策の方向

-
- | | |
|---------------|---|
| 日常生活自立支援事業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> • 「福祉ながいずみ」やホームページ等を活用し、日常生活自立支援事業を周知し、利用を促進していきます。 • 日常生活自立支援事業をより多くの人々が利用できるよう、利用者に対して利用料の一部を助成し、負担を軽減する日常生活自立支援事業利用料助成事業の実施を検討します。 • 担当職員・生活支援員の資質向上に努め、円滑な日常生活自立支援事業の実施体制を確保します。 <p>《具体的な事業》</p> <p style="padding-left: 20px;">「福祉ながいずみ」発行事業、ホームページ運営事業、日常生活自立支援事業</p> |
| 成年後見制度への支援 | <ul style="list-style-type: none"> • 「福祉ながいずみ」やホームページ等を活用し、成年後見制度の利用促進に向けた周知を強化します。 • 成年後見制度を利用する際の相談援助、斡旋、調整を行います。 <p>《具体的な事業》</p> <p style="padding-left: 20px;">「福祉ながいずみ」発行事業、ホームページ運営事業、成年後見制度の活用・啓発</p> |
-

《地域福祉のコンセプト 3》 「地域力」



基本的な考え方

住民一人ひとりの心配ごとや困りごとは、生活様式の微妙な違いなどで生じ、すべてをサービスや制度によって解決してくことは困難です。また地方分権の流れや経済的・社会的な変化等により、地方自治体は多様化する住民ニーズに対応するため、公民問わず地域のあらゆる資源を活かした経営が求められています。

こうしたことから、これからの福祉の充実を考えるにあたっては、公的なサービスの充実とともに、住民が主体となった“地域力”を活かした環境づくりを進めていくことが不可欠となっています。

そのためには、まず住民一人ひとりが福祉への理解を深め、自分のできる範囲で福祉活動の実践に取り組むことが必要であるとともに、そのような活動を支援する社会福祉協議会の役割が重要となります。

こうした観点から、基本理念の実現を目指す地域福祉のコンセプトの3つ目として『地域力』を掲げ、心のバリアフリー化の推進、地域活動・ボランティア活動等の活発化、社会福祉協議会の機能強化を基調とした施策を展開していきます。

施策の展開によって期待される効果

- 互いに理解し助け合う気持ちや連帯感が実感できます。
- 住民主体による福祉サービスが身近な地域で利用できます。

1 心のユニバーサルデザインの推進

現状と課題

町では、「広報ながいずみ」やホームページ等を通じて「福祉のこころ」の醸成に向けた啓発を行うとともに、学校教育では、全体計画や年間指導計画を作成し、各教科、道徳、特別活動及び「総合的な学習の時間」などを通じて福祉教育の推進に取り組んでいます。

また、長泉町生涯学習推進計画に基づき、様々な体験活動やボランティア活動を通して、福祉活動への理解と参加も促進しています。

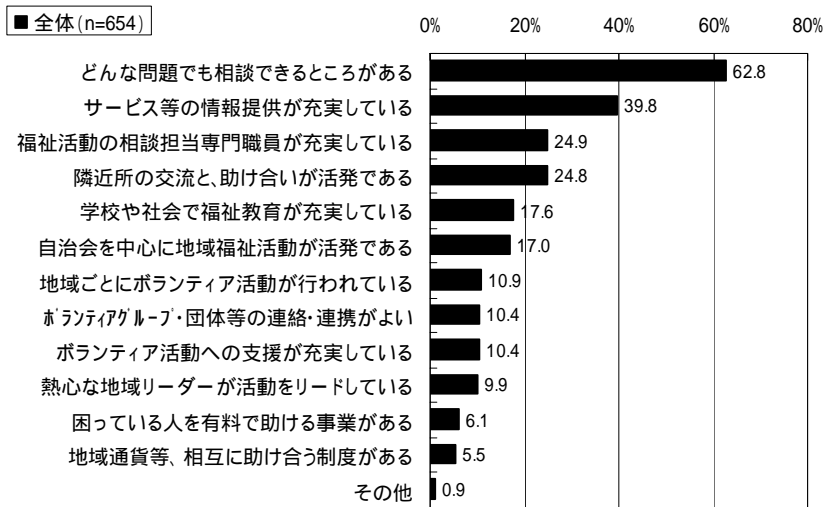
一方、社会福祉協議会においても、「福祉ながいずみ」やホームページ、リーフレット等による啓発とともに、福祉大会や福祉健康まつり等のイベントや講座の開催、小中学校及び高校への福祉教育実践校の指定による福祉教育への支援、学校と地域が協働した福祉活動を推進しています。

こうした中、関係団体等インタビュー調査や地域懇談会(タウンミーティング)では、“一人ひとりの意識を改革するような講座が必要”、“障がいのある人への理解が不足している”、“障がいのある人となない人が協力し過ごす時間や機会を多く創って欲しい”、“高齢者の介護や障がいのある人への介助等について、広く住民に周知することが必要”、“福祉について学ぶ学習会を開催してはどうか”といった意見があがっています。

また、町民アンケート調査結果では、困ったときに助け合えるまちのイメージについて、「学校や社会で福祉教育が充実している」ことを挙げた人は2割弱を占めています。

これらを踏まえ、今後、地域福祉をより一層推進していくために、静岡県が推進している心のユニバーサルデザインを住民に普及させていくとともに、社会福祉協議会が中心となって生涯学習課と協力し、子どもから大人まで気軽に福祉を学べる機会を充実していくことが必要となっています。

図 困ったときに助け合えるまちのイメージについて(町民アンケート調査結果)



町における施策の方向

効果的な啓発活動・イベントの推進

- すべての住民の福祉に対する理解と参加を促進するため、「広報ながいずみ」やホームページ、ケーブルテレビなど多様な媒体を活用して、“福祉のこころ”の醸成に向けた情報の発信を充実します。
- 町や関係機関等が開催する各種イベントに、福祉に関するコーナーの設置やプログラムの工夫を図り、より多くの住民が福祉に接することができる機会を創出してきます。
- 住民の交流活動を促進するイベント等を開催するとともに、対象者毎に実施している行事等の見直しと総合化を図ります。

学校における福祉教育の推進

- 幼少時からの“福祉のこころ”の醸成を図るため、幼児教育や学校教育において、「総合的な学習の時間」を活用した施設訪問やボランティア活動等の調査研究活動や、障がいのある人や高齢者との交流活動を通じた福祉教育の充実に努めます。

生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> •生涯学習推進地域づくり活動委員、民生委員・児童委員、赤十字奉仕団等が地域活動を行う際、福祉教育の要素も取り入れていきます。 •ふれあい出前講座などを通じて、行政の仕事や施策に対する理解を得てもらうとともに、住民参画の福祉のまちづくりを促進します。
当事者組織が行う福祉学習への支援強化	<ul style="list-style-type: none"> •当事者組織が、情報の共有化や活動の活発化に向けて取り組む福祉活動に対し、社会福祉協議会等と連携を図りながら、情報提供等の支援を強化します。

社会福祉協議会における施策の方向

啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> •住民一人ひとりに障がいの内容や高齢者の特徴などを正しく知ってもらうために、「福祉ながいずみ」やホームページの活用や啓発用リーフレット等の作成など、“福祉のこころ”の醸成に向けた啓発情報の発信を充実します。 •地元企業や福祉施設等のサービス提供事業者に対して、社会貢献の一貫として福祉活動への協力を求めています。 <p>《具体的な事業》</p> <p>「福祉ながいずみ」発行事業、ホームページ運営事業、企業の社会貢献推進事業</p>
福祉イベントの充実	<ul style="list-style-type: none"> •福祉や健康づくりについての理解を深め、地域福祉活動への参加促進を図るために、福祉大会や福祉健康まつりの開催内容の充実に努めます。 <p>《具体的な事業》</p> <p>福祉大会開催事業、福祉健康まつり開催事業</p>
講座等の開催による福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> •多くの住民が気軽に参加できたり、地域における福祉活動と連携した実践的な内容となるよう、総合福祉講座の内容充実に取り組みます。 •福祉施設訪問、中学生体験学習、青少年ふれあい交流、夏休み子ども手話教室など、体験型福祉学習の機会をより充実していきます。 <p>《具体的な事業》</p> <p>思いやりを添える料理教室開催事業、福祉施設視察研修事業、中学生体験学習開催事業、青少年ふれあい交流事業、夏休み子ども手話教室開催事業</p>

<p>学校における福祉教育への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 小中学校及び高校における福祉教育や、学校と地域が協働した福祉活動を推進する観点から、福祉教育実践校の指定を継続するとともに、情報提供、講師派遣、活動内容の企画支援などに取り組みます。
<p>《具体的な事業》 福祉教育実践校事業</p>	
<p>地域における福祉学習の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 福祉懇談会（地域で開催する福祉について話し合う場）を支援するために、福祉に関する資料やビデオ等の貸し出しを行います。
<p>《具体的な事業》 小地域福祉活動推進事業</p>	
<p>交流活動への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 障がいのある人や外国人等を支援するコミュニケーションボランティアの育成など、住民の交流活動を支援する人材の養成に取り組みます。
<p>《具体的な事業》 ボランティア養成事業</p>	

住民や地域等に期待する役割

（住民一人ひとり、家庭）

- 福祉、ユニバーサルデザインについて話し合う機会をつくりましょう。
- 県、町、社会福祉協議会が発信する福祉情報に関心を持つとともに、福祉学習等に参加しましょう。

（地域、当事者組織）

- すべての人が暮らしやすい地域づくりについて、話し合う機会をつくりましょう。
- 地域活動において、すべての人が参加しやすい工夫をしましょう。（例：地域のお祭りへの障がい者や外国人の参加等）

2 地域活動・ボランティア活動等の活発化

(1) 活動への参加促進と人材の育成

現状と課題

社会福祉協議会では、「福祉ながいずみ」やホームページ、各種イベント等を通じて、地域福祉活動やボランティア活動への理解と参加を広く周知するとともに、ボランティア養成講座の開催によるボランティアの育成に取り組んでいます。

こうした中、町民アンケート調査結果では、住民相互の自主的な協力関係の必要性について、「必要だと思う」人は全体の8割強に達しています。地域活動への参加状況は、全体の半数以上の人々が現在活動中もしくは活動経験者という結果となっています。20歳代や30歳代の若年層では、現在活動中を含めた“活動経験者”の割合は他の年代に比べると低いものの、「今後機会があれば活動したい」という意向をもつ人が3～4割強を占めるなど、参加意識は高いことが伺えます。

一方、ボランティア活動の参加状況については、「現在も活動している」人は全体の1割未満にとどまり、「活動したことがない」人が7割強と圧倒的多数を占めています。ボランティア活動への興味については、全体では「ある」が5割強、「ない」は4割弱、「無回答」が1割弱という結果で、興味をもっている人が過半数を占めています。年齢別で見ると、総じて年齢が高いほど興味が「ある」と回答した割合は高く、50歳代で6割弱、60～64歳代で7割強、65～74歳で6割強を占めています。また20歳代でも約5割を占めるなど、若年層にもボランティア活動の必要性に対する認識が着実に広がっている状況が伺えます。

また、関係団体等インタビュー調査や地域座談会(タウンミーティング)では、“地域活動の活性化にはリーダーとなる人材が不可欠である”、“ボランティア活動への参加意向のある人は決して少なくないと感じているが、そうした潜在的な意識をどのように実践的な活動につなげていくべきか”、“地域で行う行事等にもっとボランティアを活用してはどうか、また学校がもっと児童・生徒のボランティア活動を推進してはどうか”といった意見もあがっています。

今後は、福祉ニーズが多様化している中で、福祉サービスの提供について、その多くを行政が担う時代から、地域住民・サービス提供事業者・町がそれぞれの立場で、役割を分担して地域社会を支えていくことが強く求められています。

また、これまでボランティア活動は福祉分野が中心でしたが、今後は、まちづくりや地域づくりという観点から幅広い分野のボランティアを育成していくことも重要となっています。

図 住民相互の自主的な協力関係の必要性について(町民アンケート調査結果)

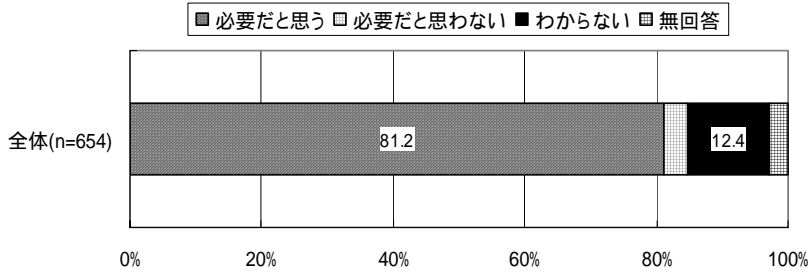


図 地域活動への参加状況(町民アンケート調査結果)

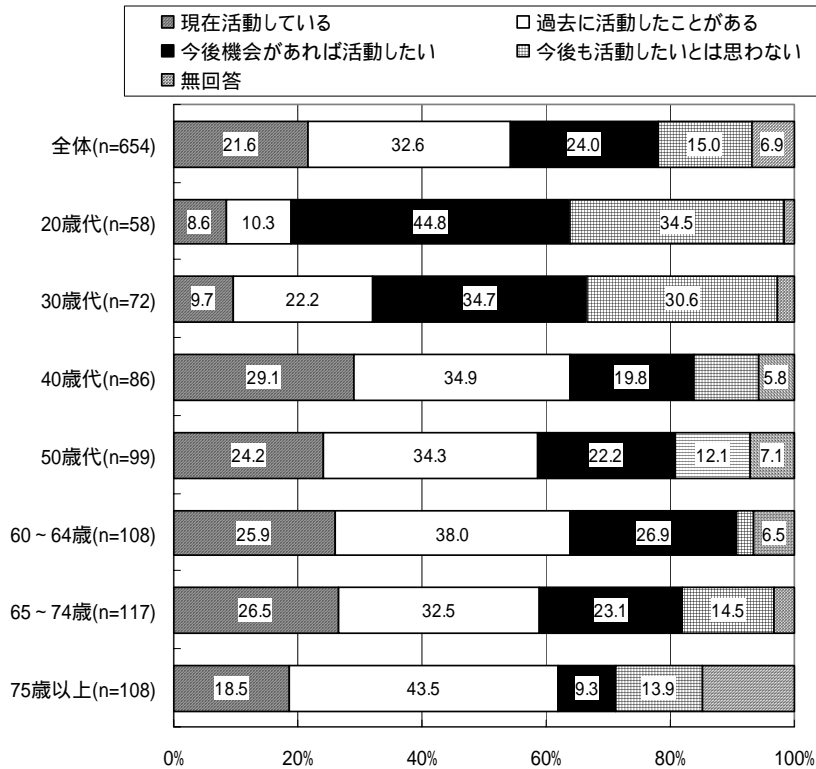


図 ボランティア活動への参加状況(町民アンケート調査結果)

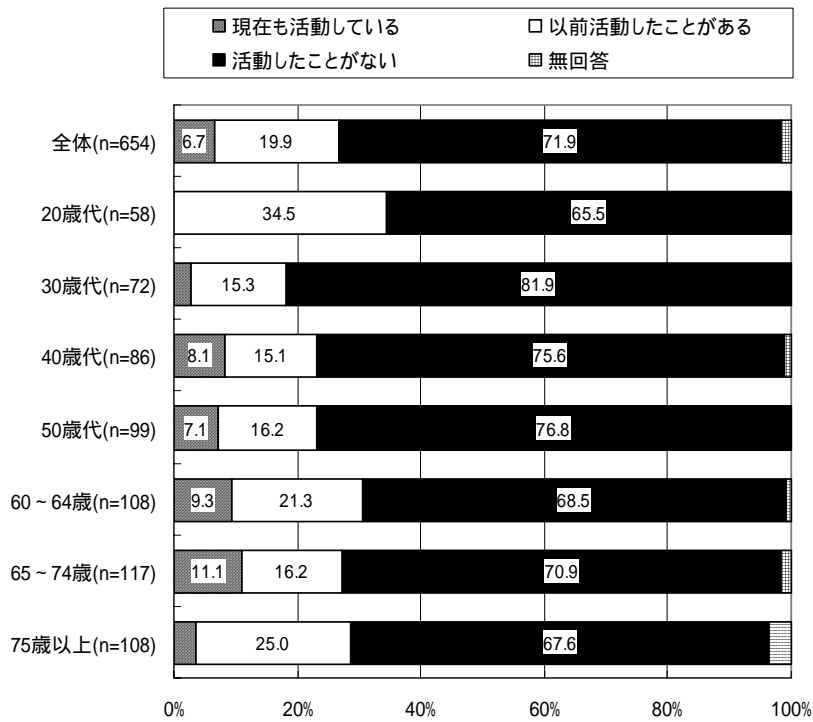
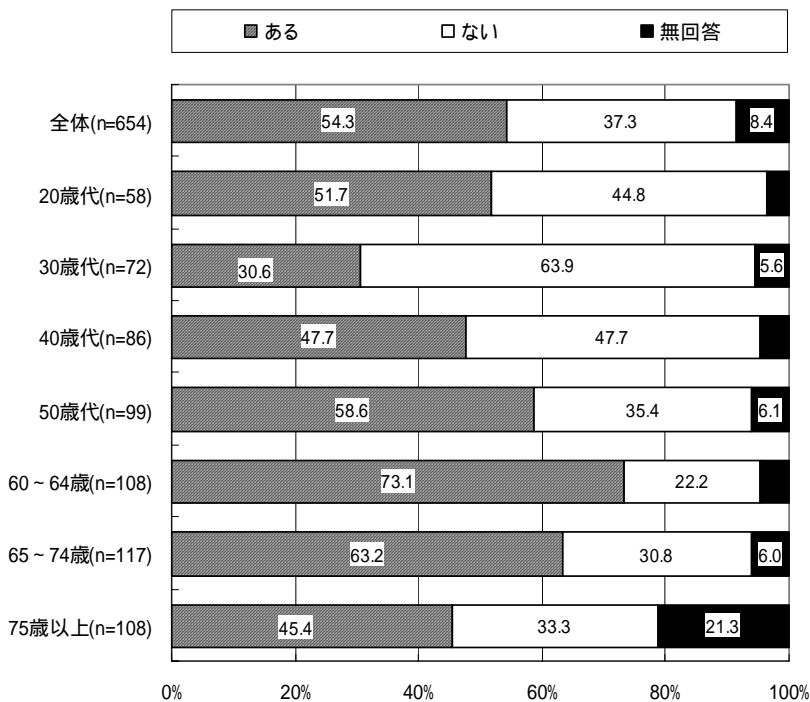


図 ボランティア活動に対する興味について(町民アンケート調査結果)



町における施策の方向

啓発活動の推進

重点方向1

- 「広報ながいずみ」やホームページ、ケーブルテレビなど多様な媒体を活用して、住民の地域活動やボランティア活動への関心を高めます。

自治会への加入促進

重点方向1

- 「長泉町暮らしの便利帳」、「広報ながいずみ」やホームページ、窓口等における自治会や各種団体の広報・啓発を強化し、自治会活動への理解を求めるとともに、加入を促進します。

生涯学習推進計画等との調整

重点方向1

- 生涯学習推進地域づくり活動委員会を中心として、地域コミュニティづくりを目的とした地域活動を推進します。
- 長泉わくわく塾での講師の公募や、ボランティア観光ガイドの育成等により、2007年問題の解決も同時に行う地域活動・ボランティア活動を推進します。

企業や関係機関への協力要請の推進

重点方向1

- 町全域で地域活動やボランティア活動を活発化していく観点から、企業や各関係機関にも活動への参加や支援への協力を要請していきます。
- ワーク・ライフ・バランスの推進を、企業の社会的責任として定着させます。

社会福祉協議会における施策の方向

啓発活動の推進

重点方向1

- 「福祉ながいずみ」やホームページ、各種イベント等を通じて、地域における福祉活動やボランティア活動の紹介など、住民の活動に関する理解と参加を目指した情報発信を強化します。

《具体的な事業》

「福祉ながいずみ」発行事業、ホームページ運営事業、企業の社会貢献推進事業

ボランティアや福祉人材等の育成

重点方向1

- 関係機関との連携のもと、教育・環境・防災・健康づくりなど、幅広い分野の人材を養成するボランティアの育成プログラムを整備するとともに、体験学習やリーダー養成を強化します。

《具体的な事業》

ボランティア養成事業、社会福祉実習生の受け入れ

住民や地域等に期待する役割

(住民一人ひとり、家庭)

- ボランティア活動について話し合う機会をつくり、理解を深めましょう。
- 社会福祉協議会が開催する養成講座に参加し、自分のペースでボランティア活動を始めましょう。

(地域、当事者組織)

- すべての人が暮らしやすい地域づくりについて、話し合う機会をつくりましょう。
- 生涯学習推進地域づくり活動委員会を中心とし、各地域での地域コミュニティづくりを推進しましょう。

(2) 活動の活発化に向けた支援体制づくり

現状と課題

自治会は、地域住民の自主的な意思による総意に基づき、地域を快適で住みよくするために結成された任意の団体であり、防災や防犯をはじめ、地域活動の基盤として重要な役割を担ってきました。

現在、本町には42の自治会が組織されており、自治会加入率は全世帯数の約95%となっていますが、その数値は減少傾向にあります。加入率の低下は自治会活動の低迷化はもとより、町としても自治会との連携による情報伝達や、協働によるまちづくり活動等に支障を生じることが考えられます。

一方、社会福祉協議会では、小地域福祉活動として区単位の小地域福祉活動を推進していますが、町全域を活動範囲とするボランティアの育成や活動支援とともに、身近な地域での住民同士の福祉活動は今後ますます重要になるものと考えられます。

こうした中、町民アンケート調査結果では、地域活動を広げるために今後重要なことについて、「活動内容を知らせる広報活動の充実」が最も強く求められており、全体の6割強を占めています。「地域での学習・活動を調整する人材の充実」や「地域での学習・研修機会や内容の充実」も4割弱を占めていることから、地域活動の周知と併せて身近な場で行う学習・活動のための人材養成や、学習・研修機会の充実を求める人も多い結果となっています。

また、ボランティア活動の輪を広げるために今後重要なことについてでも、「活動内容を知らせる広報活動の充実」が全体の約7割に達しています。これに次いで「地域の福祉の実態を住民に伝える」ことも4割弱みられ、ボランティア活動をはじめとする福祉活動の取り組み状況等について、住民が情報を入手するための機会が求められています。

関係団体等インタビュー調査や地域懇談会（タウンミーティング）においても、自治会への加入促進や地域活動の活発化の必要性に関する意見が多く、このことから地域福祉推進の基盤となる自治会等の小地域の活動支援や、当事者組織をはじめとする各種団体・ボランティアグループ等への支援が必要となっています。

図 地域活動の輪を広げるために重要なこと(町民アンケート調査結果)

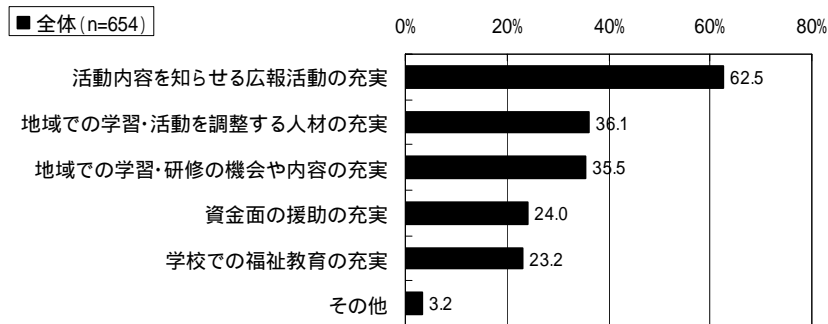
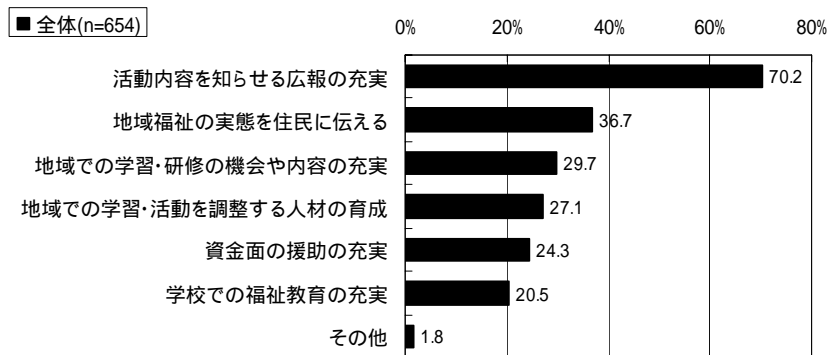


図 ボランティア活動の輪を広げるために重要なこと(町民アンケート調査結果)



町における施策の方向

町の行事やイベントへのボランティア参加機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 社会福祉協議会と連携し、福祉健康まつり、わくわく祭り、さくらフェスタ、産業祭等の町の行事や事業へのボランティアの参加を検討し、活動の場の充実に取り組みます。
公共施設の有効活用・充実	<ul style="list-style-type: none"> • 福祉団体、公共的団体に対し、公共施設の利用料減免・免除を行う等、団体の施設利用を促進します。 • 利用者のニーズに応じた施設利用時間の整備、施設間における役割等の調整を行い、既存施設の有効活用を図ります。
自治会や各種団体等の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> • 自治会からの相談や、情報提供を強化し、自治会の活動を支援します。 • 社会福祉協議会との連携のもと、各種団体等との連絡会議や懇談会等を開催し、団体相互の交流を促進します。
庁内における地域福祉推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> • 庁内に行政・保健・福祉・教育・防災など地域福祉に係る各部署が、担当部署単位での事業実施ではなく、事業の目的に応じて、協働での事業実施を目指します。(例：小地域福祉活動、介護予防教室、災害時要援護者支援)

社会福祉協議会における施策の方向

ボランティア活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> • ボランティア情報の提供や保険等の充実とともに、活動に関する相談やコーディネートを行う、ボランティアセンター機能の強化に努めます。 • ボランティアグループ及び個人ボランティアが協働してボランティア活動の振興を図ることを目的に設立したボランティア連絡会や研修会、視察研修の開催等の支援を行います。 <p>《具体的な事業》 ボランティア支援事業、ボランティア相談事業</p>
--------------	--

<p>地域や各種団体等への活動支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 地域や各種団体の福祉活動を魅力あるものにするために、企画力向上に向けた講座の開設や先駆的取り組み事例の紹介等の情報提供に努めます。 • 幅広い分野のボランティア、住民グループ、当事者組織等の交流や相互理解を深めるために、定期的な座談会を開催します。 <p>《具体的な事業》</p> <p>ボランティア連絡会支援事業、社会福祉関係事業所との連携と情報の共有体制の確保、NPO との連携及び調整、福祉団体事業</p>
<p>小地域における福祉活動への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 地域福祉活動の手法や先進事例等の情報提供、活動に関する相談など、小地域が実施する福祉活動の支援に取り組みます。 • 福祉懇談会(地域で福祉について話し合う場)を支援するために、福祉に関する資料やビデオ等の貸し出しを行います。 <p>《具体的な事業》</p> <p>小地域福祉活動推進事業</p>
<p>地域福祉を推進する体制づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 自治会等の小地域を単位とする福祉活動をより一層推進するために、理事や公募等による福祉関係者で構成される「地域福祉推進委員会(仮称)」を設置し、地域福祉活動の手法の検討やガイドライン等の作成を行います。 • 町との連携のもと、小地域における福祉活動への支援体制を構築するために、小学校区を単位とした地区社会福祉協議会の設立を目指します。 <p>《具体的な事業》</p> <p>「地域福祉推進委員会(仮称)」設置運営事業、地区社会福祉協議会の設立準備</p>

住民や地域等に期待する役割

(住民一人ひとり、家庭)

- 地域活動やボランティア活動に積極的に参加しましょう。

(地域、当事者組織、ボランティア)

- 世代間交流や、高齢者・障がいのある人等も参加しやすい地域活動を実践しましょう。
- 活動紹介のパンフレットの作成などを行い、仲間の拡大に努めましょう。
- ボランティア連絡会へ参加し、他団体との情報の共有化や交流を行いましょう。

3 社会福祉協議会の機能強化

現状と課題

社会福祉協議会は、平成13年度に策定した「長泉町社会福祉協議会地域福祉活動計画」に基づき、地域福祉の実現のための基本目標に『住民とともに作る 心豊かなまちづくり』を掲げるとともに、重点目標として 地域福祉活動の推進、福祉サービス利用支援の推進、在宅福祉サービスの拡充、社会福祉協議会の基盤強化を位置付け、区役員、民生委員・児童委員、老人クラブ会員、福祉団体、各種団体及びボランティア等との連携のもと、地域住民との協働による地域福祉を推進しています。

こうした中、町民アンケート調査結果では、社会福祉協議会の認知度について、「存在も活動内容も知っている」との回答は全体の2割弱に留まり、「存在だけは知っていた」が5割強と住民の半数以上が存在だけは知っているものの、その具体的な活動内容までは知らないとの結果となっています。年代別では、「存在も活動内容も知っている」との回答は高齢者で高い割合がみられ、65歳以上では3割弱を占めている一方で、20歳代や30歳代では「存在や活動内容も知らない」割合が半数を超え、30歳代では6割弱に達しています。

社会福祉協議会の活動に対する期待については、「地域福祉活動や住民参加を支援すること」が全体の約4割を占め最も高く、また「福祉に関する情報の発信」や「お年寄りの介護や見守りなどに関すること」もそれぞれ4割弱を占めるなど、福祉関連情報の発信拠点機能や高齢者福祉への取り組みが特に期待されています。

また、関係団体等インタビュー調査の小地域福祉活動実践者からは、“区長連絡協議会と校区安全会議など横のつながりがない”、“区の役員や担い手が苦勞している”などの意見や、地域懇談会(タウンミーティング)においても、“参加者を増やすために、役員を中心にさまざまな行事を企画するなどの努力が行われているが、地域活動への参加者が少なく、参加者の固定化が進んでいる”との意見があがるなど、地域での福祉活動をより支援していくための仕組みが必要となっていることが伺えます。

これらを踏まえ、社会福祉協議会は地域福祉の推進・調整役として、必要な福祉サービスの開発・提供とともに、小学校区を単位とした地区社会福祉協議会の設立など、全町域における地域福祉活動の活発化に向けた取り組みを推進していくことが求められています。

図 長泉町社会福祉協議会の認知度

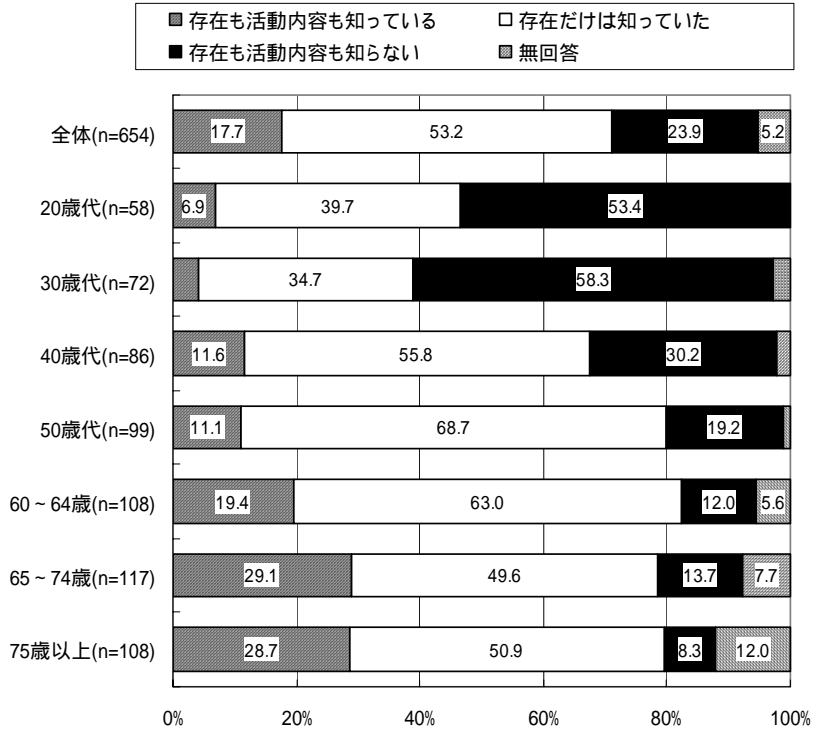
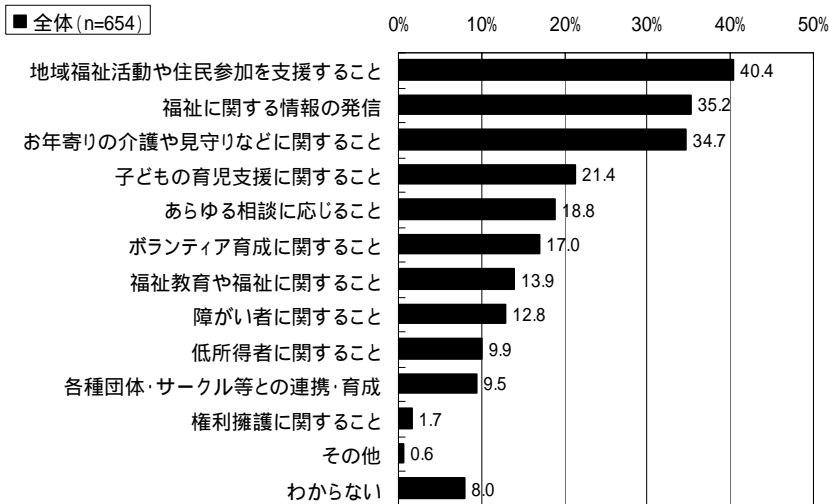


図 社会福祉協議会の活動に対する期待



町における施策の方向

社会福祉協議会への活動支援

重点方向3

- 社会福祉協議会を地域福祉の推進における中核的役割を担う組織としての位置付けのもと、積極的な活動展開を期待し、支援を行います。

社会福祉協議会における施策の方向

地域の総合的支援体制づくり

重点方向3

- 様々な社会資源の連携による地域の総合的な支援体制を整備し、要援護者の地域生活支援や各機関・団体等の活動支援、不足する社会資源の開発を進めます。
- 町との連携のもと、小地域における福祉活動への支援体制を構築するために、小学校区を単位とした地区社会福祉協議会の設立を目指します。
- 社会福祉協議会の活動への協力や、小地域における福祉活動の実践リーダーを担う「社会福祉協議会協力員（仮称）」制度の創設について、町や関係機関・団体との連携のもと検討に取り組みます。

《具体的な事業》

地区社会福祉協議会の設立準備、「社会福祉協議会協力員（仮称）」制度の導入検討

委員会の設置・運営

- 各種委員会組織を設置・運営し、地域福祉推進や経営のあり方等について客観的な指導・助言をいただきながら、事業の内容や推進体制のさらなる充実・強化に努めます。

職員の能力向上

- 職員のコミュニティソーシャルワーカー（地域組織化と個別課題のつなぎ役）としての能力向上に取り組むとともに、業務の効率化と事業やサービスの質の向上に向けた情報管理体制の充実に努めます。

《具体的な事業》

職員の資質向上に向けた取り組み、情報管理体制の充実

社会福祉協議会の理解者・支援者の拡大

- 社会福祉協議会の活動趣旨・事業内容の広報・紹介などの取り組みを通じて、理解者・支援者の拡大を進めます。

《具体的な事業》

会員の加入促進

地域福祉活動計画の推進

重点方向3

- 本計画の進行管理や評価の実施における計画の着実な推進を行うとともに、事業を推進しやすい事務局体制づくりを進めます。

《具体的な事業》

「地域福祉推進委員会（仮称）」設置運営事業、地区社会福祉協議会の設立準備

社会福祉協議会の将来的なあり方の検討

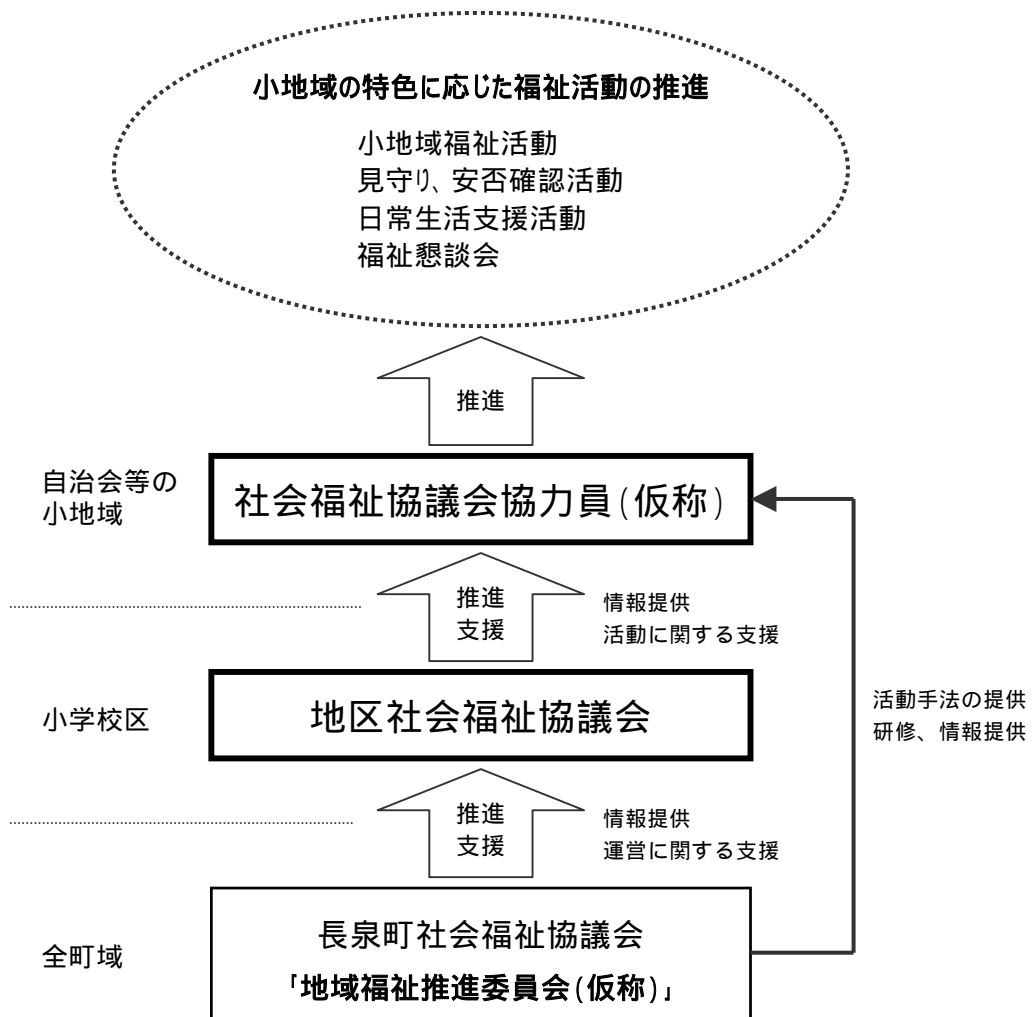
重点方向3

- 地方分権推進や行財政改革、福祉の担い手の多様化など、社会福祉協議会を取り巻く環境の変化に対応した組織運営を行うため、社会福祉協議会の使命や役割を再確認し、中長期的な運営方針に関する計画について検討していきます。

《具体的な事業》

経営体制の充実、労務管理体制の充実、公費の導入、基金の拡大、共同募金配分金事業

図 地域福祉の推進を目指した体制



【参考】 地区社会福祉協議会のイメージ

組織の概要

- 自治会等の小地域を単位とする福祉活動を推進する基盤組織として、各小学校区を単位とした地区社会福祉協議会を設置
- 主な構成団体は、地区に属する自治会、民生委員・児童委員、当事者組織、ボランティアグループ、社会福祉施設等
- 校区安全会議など、同じく小学校区を単位とする組織等との連携を確保

活動財源

- 社会福祉協議会からの普通会費の還元金のほか、バザー等による収益金や寄付金など

活動内容

- ひとり暮らし高齢者等の見守り活動、配食サービス、小地域福祉活動、訪問活動(話し相手、手紙)など、小学校区を単位とした活動又は小地域が行う福祉活動への支援
- 福祉懇談会の開催
- ボランティア講座、福祉講座の開催
- 広報誌の発行
- 自主財源確保のためのイベント等の開催

長泉町社会福祉協議会による活動支援

- 活動財源としての普通会費の還元のほか、活動に必要な情報の提供など、側面的な支援を実施
- 地区社会福祉協議会の活動を支える「社会福祉協議会協力員(仮称)」制度の創設、委員の委嘱、研修等の開催

【参考】 小地域を中心とした福祉活動の展開イメージ

ステップ1 推進体制の整備

- 小地域毎に「社会福祉協議会協力員(仮称)」を配置
- 「社会福祉協議会協力員(仮称)」は、地域における福祉活動の実践リーダーを担うとともに、区長、民生委員・児童委員、老人クラブ、生涯学習推進地域づくり活動員、保健委員、ボランティアなど地域で活動している組織や地区社会福祉協議会との連絡調整を行う



ステップ2 要支援者の把握のための住民台帳・福祉マップを作成

- 個人情報の取り扱いに配慮しながら、地域住民の協力を得て住民台帳を作成(併せて個人情報の取り扱いに関するガイドラインを策定)
- 要支援者の有無、避難所、福祉関連施設、活動しているボランティア等を記載した福祉マップを作成(地区社会福祉協議会は福祉マップ作成への支援を実施)



ステップ3 小地域の特色に応じた福祉活動を企画・実施

- 地域住民の理解と協力を得て、その地域の状況に応じた福祉活動を企画・実施
- 地区社会福祉協議会による福祉活動の内容検討への支援や情報提供
- 健康づくりや介護予防の観点から町の保健福祉事業との連携を確保

<想定される福祉活動の例>

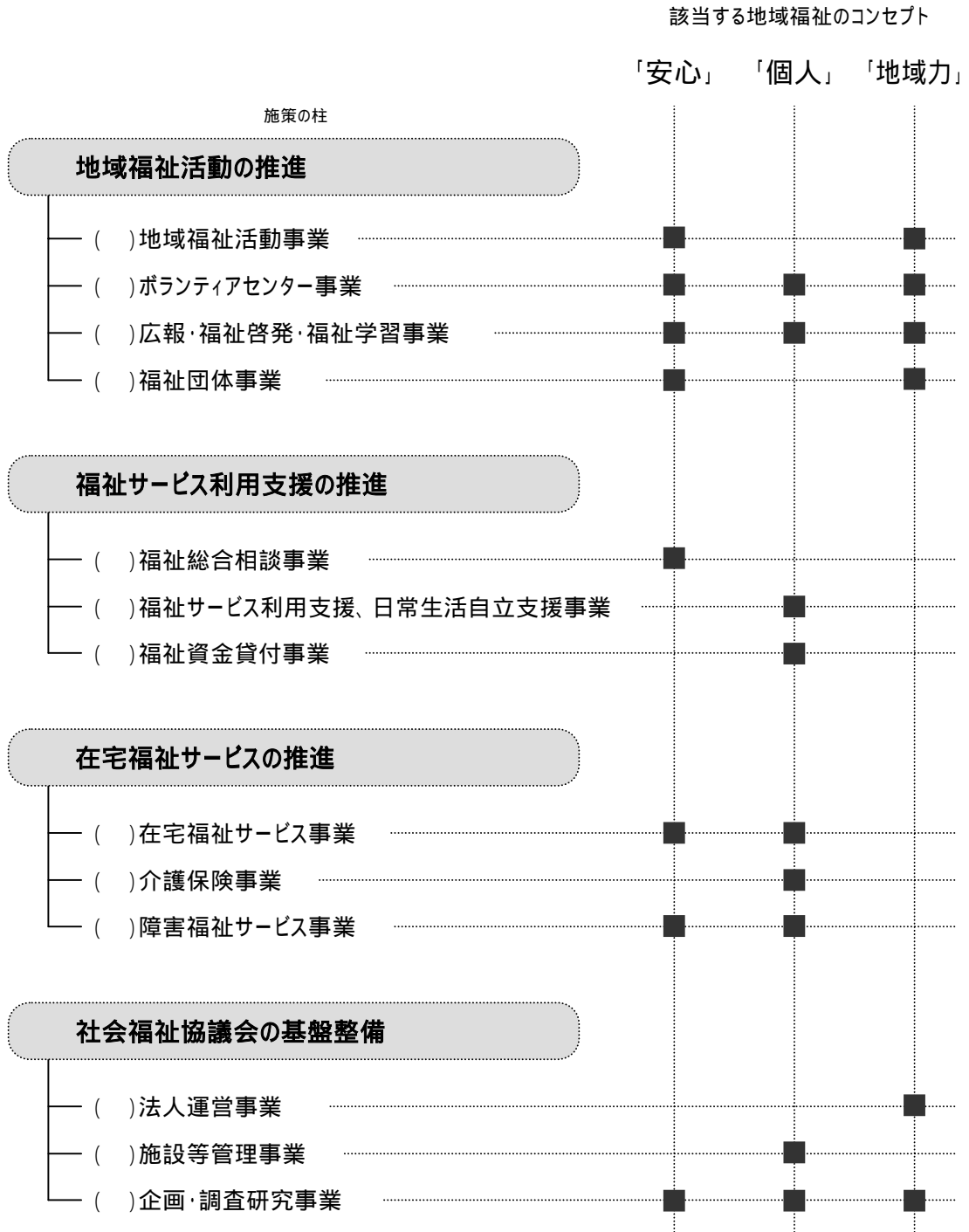
小地域福祉活動	ひとり暮らし高齢者等を中心とした昼食会や茶話会等 子ども、高齢者、障がいのある人など、地域でともに暮らす者同士の交流
見守り、安否確認活動	ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人などへの日常的な声かけ等
日常生活支援活動	日常生活での細かい生活援助活動(買物や草刈、電球交換等)
福祉懇談会	地域の福祉課題等についての話し合いや福祉に関する学習の場



ステップ4 活動の成果や課題のまとめ、公表

- 社会福祉協議会に設置された「地域福祉推進委員会(仮称)」で活動成果や課題を検討
- 「福祉ながいずみ」、ホームページ、ケーブルテレビ等で活動内容の周知を行い、全町的な取り組みとしての普及を促進

社会福祉協議会の事業体系



社会福祉協議会の実施計画

地域福祉活動の推進

主な財源	具体的な事業	事業内容	コンセプト
-() 地域福祉活動事業	小地域福祉活動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 自治会等の小地域を主体とした地域福祉活動を展開するために、指定区に対し助成金を交付し、活動を推進します。 連絡会やレクリエーションなどの研修会を開催し、地域福祉の人材養成を図ります。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">安心</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地域力</div>
	民生委員・児童委員協議会活動との連携	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉活動を推進するため、民生委員・児童委員協議会の役員会及び定例会を開催し、情報提供や意見交換等の連携を図ります。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">安心</div>
	地区社会福祉協議会の設立準備 新規	<ul style="list-style-type: none"> 住民により身近な地域で、住民主体による福祉活動を推進するために、小学校区を単位とする地区社会福祉協議会の設立に向けた検討を行います。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地域力</div>
	「地域福祉推進委員会(仮称)」設置運営事業 新規	<ul style="list-style-type: none"> 自治会等の小地域を単位とした福祉活動の手法の検討やガイドライン等の作成を行うために、理事や公募等による福祉関係者で構成する協議会を社会福祉協議会内部に設置し、運営を行います。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地域力</div>
	「社会福祉協議会協力員(仮称)」制度の導入検討 新規	<ul style="list-style-type: none"> 各地域における効果的な小地域福祉活動を推進するために、活動の実践リーダーとなる「社会福祉協議会協力員(仮称)」の制度導入に向けた検討を行います。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地域力</div>
	共同募金配分金事業	<ul style="list-style-type: none"> 長泉町共同募金委員会に寄せられ、県共同募金会を経由して配分される募金を、地域福祉活動や歳末たすけあい運動として、その効率的な運用を図ります。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地域力</div>
	歳末たすけあい配分金事業	<ul style="list-style-type: none"> 「地域で支えあうあったかいお正月」を実現するため、当事者活動支援や施設入所者、低所得の方に対し配分金を交付します。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">安心</div>

-() ボランティアセンター 事業	ボランティア支援事業	• ボランティア活動の円滑な推進のために、ボランティア保険への加入、ボランティア送迎等の支援を行います。	地域力
	ボランティア相談事業	• ボランティアコーディネーターを配置し、入門相談、活動上の相談、支援の依頼など。相談活動と需給調整を行います。	地域力
	ボランティア養成事業	• ボランティアについての理解と活動促進のために、点訳や音訳等の各種ボランティア要請講座を開催します。	安心 地域力
	NPO との連携及び調整	• 町内で活動している福祉系 NPO の情報収集を行い、情報提供や会議室の使用料減免等の支援を行います。	個人 地域力
	ボランティア連絡会支援事業	• 町内のボランティアグループ及び個人ボランティアが協働して活動の振興を図ることを目的に設置したボランティア連絡会の研修会、視察研修の開催等の支援に努めます。	個人 地域力
	総合福祉講座	• 福祉についての学習機会場の場として、ホームヘルパー養成研修3級程度の内容をモデルとした講座を開催します。	安心
	福祉施設視察研修事業	• 福祉最前線を視察研修することにより福祉への理解を深めることを目的として、町内の福祉施設の見学会を行います。	地域力
	夏休み子ども手話教室開催事業	• 小学生を対象に、耳の不自由な方に対する正しい理解と手話の学習会を開催します。	地域力
	青少年ふれあい交流事業	• 養護学校等に通う子どもと地域の子も達が交流することにより、互いに理解を深めることを目的に開催します。	地域力
	中学生体験学習開催事業	• 中学生を対象に、福祉施設での実習体験を行うことにより、福祉への理解を深めるとともに、社会性を培うこと目的に開催します。	地域力

	福祉教育実践校事業	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の福祉への理解と関心を高めるため、小中学校、高校を指定し、活動費の助成や情報提供等の支援を行います。 	地域力
	社会福祉実習生の受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉士受験資格取得または社会福祉主事任用資格を目的として、実習生の受け入れを行い、専門職教育の実習の場として指導を行います。 	地域力
	災害ボランティア本部（センター）スタッフ養成講座	<ul style="list-style-type: none"> 災害ボランティア本部（センター）スタッフの確保や基礎教育を行います。 	安心
	災害ボランティア支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 災害ボランティア本部（センター）の資機材の充実を図るとともに、支援本部立ち上げ訓練を実施します。 	安心
-() 広報・福祉啓発・福祉教育事業	福祉健康まつり開催事業	<ul style="list-style-type: none"> 保健・福祉・児童に関する事業の啓発と福祉会館、児童館、保健センター等の施設の紹介等を行う福祉健康まつりを年1回開催し、健康づくりの推進、地域ぐるみの福祉意識の高揚、児童の健全育成を促進します。 	地域力
	「福祉ながいずみ」発行事業	<ul style="list-style-type: none"> 町内の福祉やボランティアについての情報提供を行うために、関係機関と全戸に広報誌を発行します。 	安心 個人 地域力
	ホームページ運営事業	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会の活動及び基本方針等をインターネット上に公開し、広く活動のPRを行います。 	安心 個人 地域力
	視覚障害者情報提供事業	<ul style="list-style-type: none"> 目の不自由な方へ町や社会福祉協議会の広報誌等の情報を伝達するため、ボランティアの協力による音声化や点訳を実施します。 	安心
	企業の社会貢献推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 法人寄付や共同募金（法人募金）をいただいた企業に、「福祉ながいずみ」を配布するとともに、社会福祉協議会が実施する行事や福祉活動への参加を呼びかけます。 	地域力

- () 福祉団体事業	福祉団体事業	<ul style="list-style-type: none"> 長泉町老人クラブ連合会等、福祉団体を対象に、事務局運営や運営費補助等の支援を行います。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">安心</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">地域力</div>
-----------------	--------	---	---

福祉サービス利用支援の推進

主な財源	具体的な事業	事業内容	コンセプト
- () 福祉総合相談事業	福祉総合相談事業	<ul style="list-style-type: none"> 福祉に関することや悩みごと、心配ごとなどの相談に応じ、福祉ニーズとサービスを結ぶ支援体制として、民生委員・児童委員や他機関との連携を図りながら総合的な相談活動を実施します。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">安心</div>
- () 福祉サービス利用支援、日常生活自立支援事業	苦情解決窓口設置事業	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会が実施する介護保険事業サービスや地域福祉サービス等の苦情に対応するため、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員を設置して適切な福祉サービスの提供に努めます。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">個人</div>
	日常生活自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 判断能力が不十分な人が地域で自立した生活が送れるよう、生活支援員による福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、通帳・証書などの書類の保管など、公正かつ適切な方法で支援します。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">個人</div>
	成年後見制度の活用・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 財産管理や施設入所など、契約や遺産分割を自分で行うことが困難である人に、制度の普及・啓発に努めるとともに、相談援助等の支援を行います。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">個人</div>
- () 福祉資金貸付事業	生活福祉資金貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> 低所得世帯に対して、経済的な自立を目的とした生業資金や修学資金等の資金の貸付及び償還指導を行い、民生委員・児童委員の相談援助活動の協力を得て、当該世帯の自立を支援します。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">個人</div>
	小口資金貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> 低所得世帯において、緊急又は不時の出費を要するために困窮している場合に資金を貸し付け、当該世帯の自立を援助します。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">個人</div>

在宅福祉サービスの推進

主な財源	具体的な事業	事業内容	コンセプト
-() 在宅福祉サービス事業	ひとり暮らし老人食事会「仲良会」事業	•ひとり暮らし高齢者の仲間づくりと食生活の改善を目的とした食事会を開催します。	安心 個人
	ひとり親家庭社会参加事業	•ひとり親家庭の社会参加と交流を進めるとともに、児童の健全育成を図るため、母子寡婦福祉会との連携により親子交流事業を実施します。	個人
	新入学児童祝い品贈呈事業	•児童の交通安全を祈念する目的で、小学校新入学児童への黄色い帽子の贈呈を行います。	個人
	介護用品紹介事業	•介護に役立つ情報を提供するとともに、在宅生活を支援する介護用品の紹介を行います。	個人
	介護用品貸出事業	•介護保険対象外の人を対象に車椅子の貸与を行います。	個人
	介護予防事業 新規	•介護予防の観点から虚弱高齢者を対象に、町との連携のもと、運動器の機能向上、栄養改善等の事業を実施し、従来の“長寿”から“元気で長生き”への転換を進めます。	個人
-() 介護保険事業	介護保険事業	•居宅介護支援、通所介護、訪問介護事業の質の高いサービスの提供に努めます。	個人
-() 障害福祉サービス事業	障害福祉事業	•地域活動支援センター、居宅介護・重度訪問介護、移動支援事業の質の高いサービスの提供に努めます。	個人
	手話通訳者派遣事業	•耳の不自由な方の社会参加を支援することを目的として、手話通訳者の派遣を行います。	安心

社会福祉協議会の基盤整備

主な財源	具体的な事業	事業内容	コンセプト
-() 法人運営事業	福祉大会開催事業	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉への尽力者に対する顕彰並びに福祉講演会による福祉活動への参加促進を目的とした福祉大会を年1回開催します。 	地域力
	会員の加入促進	<ul style="list-style-type: none"> 住民に社会福祉協議会の活動等を広く理解してもらうとともに、効率的な地域福祉活動を進めるため、会員の拡充に努めるとともに財源の確保を図ります。 	地域力
	経営体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 役員体制も含めた組織の充実を図り、経営体制の確立を図ります。 	地域力
	情報管理体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開や個人情報保護を踏まえ、文書やデータの適正な管理を組織的・継続的に実施します。 	地域力
	労務管理体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉ニーズに合わせ、新たな業務増が見込まれるなかで適正な労務管理、人事管理体制の確立を図ります。 	地域力
	公費の導入	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会の限られた財源のなかで、必要かつ効率的な福祉サービスを運営していくために、既存の福祉サービスの見直しや統合、廃止などを実施していきます。 必要な財源を確保するために、町に対して公費の安定的な補助を求めていきます。 	地域力
	基金の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉活動の継続的な推進と社会福祉法人独自の活動を推進するための自主財源を確保するため、計画的に福祉基金の積立を実施してきます。 	地域力
-() 施設等管理事業	福祉会館運営事業	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉センター、地域福祉センターの機能を併せ持つ複合施設について、指定管理者としてその円滑な管理運営を図るために、健康相談をはじめ各種サービスの向上と安全対策に努めます。 	個人

	在宅福祉総合センター管理事業	<ul style="list-style-type: none"> •保健センターや福祉会館と連携して、在宅で援護を必要とする高齢者や障がいのある人に総合的なサービスを提供し、町の保健福祉の拠点として施設の有効活用と安全対策に努めます。 	個人
	在宅福祉総合センター食堂運営事業	<ul style="list-style-type: none"> •安価な食事の提供と利用促進を図るため、PR活動に努めます。 	個人
-() 企画・調整 研究事業	社会福祉関係事業所との連携と情報の共有体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> •より効果的な事業等を推進するために、福祉施設をはじめとする社会福祉関係機関等との連携や連絡調整に努めます。 	個人 地域力
	職員の資質向上に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> •利用者への質の高いサービスの提供と、より効率的な事務事業の運営ができるようにするため、各種研修会、講習会への参加や内部研修を実施し、職員資質の向上を図ります。 	地域力
	調査研究活動事業	<ul style="list-style-type: none"> •在宅福祉サービスの充実や地域福祉を推進していくために、各種ニーズ調査等を通じて、住民の福祉に対する要望や意見の把握を行い、活動や事業に反映していきます。 	安心 個人



小地域福祉活動(高田区サロン活動)

第 5 章

計画の推進

1 推進体制の整備

(1) 行政機関

地域福祉の積極的な推進にあたっては、住民や関係団体等の自主的な取り組みが不可欠ですが、その取り組みをさまざまな形で支援する意味で、町をはじめとする行政機関による推進・調整の役割が重要と考えます。

よって、庁内に福祉・保健・企画・教育・防災など地域福祉に係る各分野の担当者等で構成される「地域福祉プロジェクトチーム(仮称)」を設置し、部門や組織の枠を超え、施策の検討・調整を行うとともに、住民や関係団体等と協働で地域福祉を推進します。

さらに、総合相談センター開設後は、福祉の拠点として相談から福祉サービスの手続きまでをワンストップで提供できる体制の構築を目指すとともに、多様なニーズに対応できるよう、福祉施策を推進していきます。

(2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域の様々な団体で構成され、従来から地域住民を主体とした住民参加により、福祉のまちづくり活動を推進するとともに、町からの公的な福祉事業を受託するなど、公共性の高い民間の非営利組織として活動してきました。

今後も、地域福祉の推進・調整役として、住民の福祉ニーズの十分な把握のもと、「様々な問題を抱えた人を見過ごすことなく、地域で安心した生活ができるよう、一人ひとりの生活を総合的に支援していく」ための実践活動を積極的に展開するとともに、地域における支援体制をより強化するために、小学校区を単位とした地区社会福祉協議会の設立を目指します。

(3) 地域福祉を推進するための組織の設置

町が設置する組織

本計画を含む保健福祉関連計画の進捗を評価し、事務事業の総合的で効果的な推進を図るために、保健福祉関連計画を推進する組織(委員会)の設立を進めます。

社会福祉協議会が設置する組織

自治会等の小地域を単位とする福祉活動をより一層推進するために、社会福祉協議会内部に理事や公募等による福祉関係者で構成される「地域福祉推進委員会(仮称)」を設置し、地域福祉活動の手法の検討やガイドライン等の作成を行います。

2 計画の進行管理

(1) 評価・検証

「地域福祉プロジェクトチーム(仮称)」を中心に全庁的な連携のもと、毎年度その進捗状況を把握するとともに、常に住民の視点から地域福祉を推進するために、住民や各種団体で構成される保健福祉関連計画を推進する組織(委員会)で、評価をいただくものとしします。

また、出前講座や地域懇談会(タウンミーティング)等を必要に応じて開催し、計画内容の説明を行うとともに、地域福祉施策・事業に対する住民ニーズを把握し、計画の評価・検証を行います。

(2) 評価・検証結果の周知

計画の進捗状況や評価・検証した結果については、「広報ながいずみ」や「福祉ながいずみ」、ホームページなどで公表していきます。

その際、パブリック・コメント制度を活用し、その後の施策に対する住民ニーズの反映に努めます。

資料



1 計画策定体制

(1) 長泉町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

長泉町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 18 年 8 月 1 日

告示第 70 号

(設置)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき長泉町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、広く町民の意見を反映させるため、長泉町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 福祉団体等の代表者
- (2) 社会福祉施設の代表者
- (3) 住民組織の代表者
- (4) 学識経験者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

（意見の聴取等）

第7条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、福祉保険課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行後、最初に行われる会議は、第6条の規定にかかわらず、町長が招集する。

長泉町地域福祉活動計画策定委員会設置要領

（目的及び設置）

第1条 この要領は、長泉町地域福祉活動計画の策定に関し、関係団体・機関相互の連絡調整等を行いその円滑かつ効率的な策定を図るため、長泉町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員）

第2条 委員会委員は次に掲げるものをもって構成し、長泉町社会福祉協議会長が委嘱する。

- （1）福祉団体等の代表者
- （2）社会福祉施設の代表者
- （3）住民組織の代表者
- （4）学識経験者

- 2 委員会に委員長及び副委員長1名を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 4 委員の任期は、地域福祉活動計画の策定が終了するまでとする。

（委員会）

第3条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長に事故あるときは副委員長が代理する。

(作業委員会の設置)

第4条 委員会に、作業委員会を設置する。

2 作業委員会の設置については別に定める。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、長泉町社会福祉協議会内に置く。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成6年6月15日から施行する。

この要領は、平成13年8月28日から施行する。

この要領は、平成18年8月1日から施行する。

委員名簿

区 分	所 属	氏 名	備 考
福祉団体等の 代表者	長泉町社会福祉協議会	土屋 仁	
	長泉町民生委員・児童委員連絡協議会	千田 恒人	
	長泉町ボランティア連絡会(長泉町赤 十字奉仕団)	柴山 近子	
	長泉町老人クラブ連合会	藤田 忠雄	
	長泉町身体障害者福祉会	井深 大渉	
	長泉町子育てホームヘルパー	諏訪部 昭子	
社会福祉施設 の代表者	特別養護老人ホーム さつき園	加藤 明己	副委員長
住民組織の代 表者	長泉町区長連絡協議会	林 昭仙	
学識経験者	日本女子大学 人間社会学部 社会 福祉学科 教授	久田 則夫	
	社会福祉士	坂本 紹一	委員長

(2) 長泉町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定ワーキンググループ

委員名簿

所 属	氏 名	担当計画等	備 考
企画財政課	小出 雅之	総合計画	委員長
防災対策室	椎田 清隆	地域防災計画	
介護保険室	伏見 麻寿代	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	
保健センター	増島 郁子	健康ながいずみ21	副委員長
工事管理課	水口 章	工事設計に伴うユニバーサルデザイン	
産業環境課	中村 秀樹	雇用促進、シルバー等	
こども育成課	後藤 則子	次世代育成支援地域行動計画	
生涯学習課	神山 雅彦	生涯学習推進計画	
スポーツ振興センター	杉山 耕一	スポーツ振興基本計画	

事務局名簿

所 属	氏 名
住民福祉部長	渡辺 秀春
福祉保険課長	稲田 康明
福祉保険課	秋山 勉
福祉保険課	森 裕介
社会福祉協議会事務局長	杉山 夏男
社会福祉協議会次長	丹所 敏和
社会福祉協議会	石川 康治

2 策定経過

- 平成 18 年 2 月 町民アンケート調査の実施
- 町内に居住する 20 歳以上の町民（1,000 人を無作為抽出）
- 8 月 23 日 第 1 回 長泉町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定ワーキンググループ会議
- 計画策定指針及び今後のスケジュールについて
 - 町民アンケート調査結果について
 - 各部署で策定している計画の進捗状況等について
- 8 月 31 日 第 1 回 長泉町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
- 委員委嘱、委員長及び副委員長選出
 - 長泉町地域福祉計画及び長泉町地域福祉活動計画について
 - 今後のスケジュールについて
 - 町民アンケート調査結果について
 - 意見交換
- 10 月 10 日 第 2 回 長泉町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定ワーキンググループ会議
- 静岡県健康福祉部地域福祉室主幹 杉山泰裕氏による講話
 - 関係各課インタビュー調査の実施について
- 10 月 16 日 関係団体等インタビュー調査
- 長泉町民生委員・児童委員協議会
- 10 月 20 日 関係団体等インタビュー調査
- 長泉町障がい児の将来を考える親の会「エール」
- 第 2 回 長泉町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
- 静岡県地域福祉支援計画の説明（静岡県健康福祉部地域福祉室主幹 杉山泰裕氏）
 - 意見交換
- 10 月 23 日 関係団体等インタビュー調査
- 谷津区老人クラブ「グリーンクラブ」
- 10 月 27 日 第 1 回 地域懇談会（タウンミーティング） 納米里地区
- 地域福祉に関する概要説明
 - グループによる自由討議

- 11月6日 関係団体等インタビュー調査
- 長泉町赤十字奉仕団
 - 知的障害者通所授産施設「ほほえみ」、精神障害者通所授産施設「みのり工房」及び悠雲寮生活訓練ホーム職員
- 11月8日 第3回 長泉町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会及び長泉町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定ワーキンググループ会議
- 地域福祉先進地視察（静岡県富士宮市）
- 11月16日 第1回 地域懇談会（タウンミーティング） 本宿地区
- 地域福祉に関する概要説明
 - グループによる自由討議
- 11月22日 関係団体等インタビュー調査
- 小地域福祉活動実践者
- 11月27日 第2回 地域懇談会（タウンミーティング） 納米里地区
- 要援護者の的確な把握、高齢者福祉や障がい者福祉の充実、地域における福祉活動やボランティア活動の活発化の3テーマについて、住民・地域・社協・行政の役割をグループで討議
- 11月28日 第2回 地域懇談会（タウンミーティング） 本宿地区
- 要援護者の的確な把握、高齢者福祉や障がい者福祉の充実、地域における福祉活動やボランティア活動の活発化の3テーマについて、住民・地域・社協・行政の役割をグループで討議
- 12月19日 第4回 長泉町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定ワーキンググループ会議
- 計画骨子案の検討
- 平成19年 1月29日 第4回 長泉町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
- 計画骨子案の検討
- 3月20日 第5回 長泉町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定ワーキンググループ会議
- 計画素案の検討
- 3月26日 第5回 長泉町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
- 計画素案の検討、承認
- 3月30日 策定委員会委員長及び副委員長による町長への報告

3 用語解説

P3

(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者やパートナーなど、親密な男女間で振るわれる暴力のこと。

(NPO)

Non Profit Organization の略称で、不特定多数を対象に営利を目的としない社会貢献活動を行う団体のこと。(平成10年に法人格の付与することにより活動を支援することを目的とした特定非営利活動促進法が成立)

P17

(身体障害者手帳)

身体障害者福祉法に基づき、視覚、聴覚又は平衡機能、音声機能、言語機能又はそしゃく機能、肢体不自由、内部障がい(心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸)、免疫機能障がいのある人に交付される手帳のこと。

(療育手帳)

知的障がい者(児)に対して指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために交付される手帳のこと。

P18

(精神障害者保健福祉手帳)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、一定の精神障がいの状態にある人に交付される手帳のこと。

(自立支援医療)

心身の障がいの軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療のこと。

P22**(ノーマライゼーション)**

「障がいのある人など、社会的な制限を受ける人々を当然に包含するのが通常の世界であり、誰もががあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにしよう」という考え方のこと。

P26**(ライフステージ)**

乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期など、人が生まれてから死ぬまでの各段階のこと。

P44**(2007年問題)**

昭和22～24年生まれのいわゆる「団塊の世代」が2007年(平成19年)から定年退職を始めることにより、労働人口の変化によるノウハウの伝承や退職金問題など、社会に及ぼす様々な問題のこと。

P45**(合計特殊出生率)**

15～49歳の女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率と同じ確立で出産するとした場合に、一生の間に生むと想定される子どもの数を表す数値のこと。

日本の将来人口を維持するために必要とされる水準は2.08とされているが、1974年にこれを下回って以来、今日まで低下し続けている。

(2015年問題)

昭和22～24年生まれのいわゆる「団塊の世代」が2015年(平成27年)に全て65歳以上となり、ひとり暮らし高齢者の増加、介護や医療の確保など、社会に及ぼす様々な問題のこと。

P48**(ユニバーサルデザイン)**

すべての人のためのデザイン(構想、計画、設計)。年齢、性別、身体、国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを認め合い、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建物・施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方のこと。

P49**(ワーク・ライフ・バランス)**

仕事と生活を調和させることで、働く人が仕事上の責任と仕事以外の生活でやりたいことや、やらなければならないこととの両者を無理なく実現できる状態のこと。「仕事と生活」というと、「仕事と家庭」または「仕事と育児」と捉えられることが多いが、ワーク・ライフ・バランスの場合の「生活」の意味はもっと広く、家族構成、年齢、性別に関係なく、働く人すべてが営んでいる家庭生活、地域活動、学習などの「仕事以外の活動」が含まれる。

P59**(当事者組織)**

高齢者、障がいのある人、介護家族など、同じ生活課題を持つ人々によって構成された組織のことで、親睦を深めるだけでなく、お互いに悩みや心配ごとを共有して、助け合い励ましあったり、情報交換をする中で、自分たちの問題解決に必要な課題の把握や解決のための活動を行う。

P69**(レスキューナウ)**

聴覚や視覚に障がいのある人を対象とした県が実施している携帯電話のメール機能を活用した災害情報伝達システムのこと。

(地震対策オペレーション)

大規模な地震発生時の県・市町村・医療機関・社会福祉施設等における迅速な医療救護等の体制確保を目的とした情報伝達訓練のこと。

P72**(バリアフリー)**

狭い意味では、障がいのある人が安全かつ自由に行動できる空間や、支障がなく扱うことができる物を指すが、現在は障がいのある人がノーマライゼーションに基づく社会生活や社会参加を困難にしている社会・制度・習慣・心理・物質・教育といったすべての障壁の除去といった広い意味で用いられることが多い。

P77**(ジョブコーチ)**

障がいのある人と一緒に職場に入り職務遂行上の指導や支援を行うなど、障がいのある人がスムーズに就労できるようサポートするスタッフのこと。

(パブリック・コメント)

直訳すると公衆（国民・住民・市民など）の意見のこと。特に「パブリック・コメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。日本では、意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられる。

P81**(福祉サービス第三者評価制度)**

介護サービス等の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、利用者の適切な選択に資するため、事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する制度のこと。

(ケアマネジメント)

本人の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法のこと。

む す び

長泉町地域福祉計画と長泉町社会福祉協議会地域福祉活動計画が出来上がりました。

策定委員会の委員の積極的なご意見と町職員によるワーキンググループのご協力を得て、他の市町に比して劣ることのないものが出来たと思っています。

この計画書は、町の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画が一冊にまとめられ、項目ごとに両者を並べてみることができるよう編集されており、前回の計画書と大きく異なるところです。

アンケート調査や関係団体等インタビュー、地域懇談会(タウンミーティング)などを行い、町民の皆さんの声を聞きながら策定したもので、できるだけわかりやすいようにまとめてあります。

地域の福祉は、行政や社会福祉協議会だけの仕事ではなく、住民の一人ひとりが意識して努力し、お互いに助け合うものであることから、ここに掲げられている内容を十分に理解していただき、住民の皆さんの協力をお願いしたいと思います。

基本理念として「幸せを 明日につなぐ 地域力」が掲げられています。地域にお住まいの皆さんの力を集め、共に助け合っていくことによって、その地域力で明日の長泉町の幸福が約束されます。どのようにして参加したらよいか迷っている人も、ボランティアや健康保持、住みやすいまちづくりなど、身近なことから始めていくことができます。

子どもから高齢者までの援助や共生を必要としている人々が多くいます。生活に不自由があっても、自分の住み慣れた地域で心豊かに暮らしたいと思っているはずです。

この方たちを含めて、町民一人ひとりの個性と様々な価値観を尊重して、安心と自立を支える共に生きる社会を築き上げるため、この計画を実行し行政と地域住民が連携した地域の福祉の推進にご協力をお願いします。

平成 19 年 3 月

長泉町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 委員長 坂本 紹一

長泉町地域福祉計画

発行 平成 19 年 3 月

発行者 長 泉 町

〒411-8668

静岡県駿東郡長泉町中土狩 828

<http://japan.nagaizumi.org/>

編集・製作

福祉保険課

TEL:055-989-5512 FAX:055-986-3035

e-mail:fukushi@nagaizumi.org

長泉町社会福祉協議会地域福祉活動計画

発行 平成 19 年 3 月

発行者・編集・製作 社会福祉法人 長泉町社会福祉協議会

〒411-0943 静岡県駿東郡長泉町下土狩 967-2

<http://www.nagaizumi-shakyo.jp/>

TEL:055-988-3920 FAX:055-986-3794

e-mail:bureau@nagaizumi-shakyo.jp